

第496回 三戸町議会定例会会議録

令和3年6月4日 開会

令和3年6月9日 閉会

三戸町議会

目 次

会 期 日 程 表	1
上程議案及び議決結果	2
第 1 日 令和 3 年 6 月 4 日 (金)	
○議事日程	4
○本日の会議に付した事件	4
○応招議員	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	4
○職務のために出席した事務局職員等	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	6
日程第 2 会期の決定	6
日程第 3 諸般の報告	7
<町長の報告>令和 2 年度三戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	7
<議長の報告>	7
日程第 4 町長提案理由の説明	7
第 5 日 令和 3 年 6 月 8 日 (火)	
○議事日程	11
○本日の会議に付した事件	11
○出席議員	11
○欠席議員	11
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	11
○職務のために出席した事務局職員	12
午前10時00分 開議	
○一般質問	
久慈 聡議員	13
1. コロナ禍の三戸町への影響について	
千葉 有子議員	24
1. 児童・生徒の健康と教育環境について	
2. 家庭教育支援について	
山田 将之議員	34
1. 道の駅さんのへについて	
2. デジタル化の推進について	
3. ふるさと納税返礼品について	
藤原 文雄議員	49
1. 防災・消防体制の充実強化について	
栗谷川 柳子議員	60
1. 熊原川沿い(関根川原)の桜の今後について	
佐々木 和志議員	65
1. 県立三戸高等学校の存続に対する支援について	
2. 空家対策について	

第6日 令和3年6月9日(水)

○議事日程、追加議事日程	76
○本日の会議に付した事件	76
○出席議員	76
○欠席議員	77
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	77
○職務のために出席した事務局職員	77
午前10時00分 開議	
日程第1 議員提案第1号 三戸町議会会議規則の一部を改正する規則案	78
日程第2 議案第30号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した三戸町国民健康保険被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例案	78
日程第3 議案第31号 三戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例案	79
日程第4 議案第32号 三戸町介護保険条例の一部を改正する条例案	80
日程第5 議案第33号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について	81
日程第6 議案第34号 青森県市町村職員退職手当事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当事務組合規約の変更について	82
日程第7 議案第35号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	83
日程第8 議案第36号 令和3年度三戸町一般会計補正予算(第1号)	83
日程第9 議案第37号 令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	85
日程第10 議案第38号 令和3年度三戸町介護保険特別会計補正予算(第1号)	86
日程第11 常任委員会の所管事務調査、請願・陳審査の結果について	87
日程第12 常任委員会の閉会中における所管事務調査について	88
日程第13 諸般の報告	88
・議長の報告	
・議会運営委員会視察研修報告	
追加日程第1 諸般の報告	90
・町長の報告 専決処分した事項の報告について(和解及び損害賠償の額を決定することについて)	
追加日程第2 町長提案理由の説明	90
追加日程第3 議案第39号 三戸町防災行政無線等整備に係る工事請負契約の締結について	91
追加日程第4 議案第40号 副町長の選任につき同意を求めることについて	93
追加日程第5 議案第41号 令和3年度三戸町一般会計補正予算(第2号)	94
閉会	100
署名	100

会 期 日 程 表

会 期 令和3年6月4日～令和3年6月9日（6日間）

日程	月 日	会議の種類	開議時刻	内 容
第1日	6月4日(金)	本 会 議	午前10時	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議案一括上程 提案理由の説明
第2日	6月5日(土)	休 会		休日のため
第3日	6月6日(日)	休 会		休日のため
第4日	6月7日(月)	休 会		議案熟考のため
第5日	6月8日(火)	本 会 議		一般質問
第6日	6月9日(水)	本 会 議	午前10時	議案審議・採決 各常任委員長報告 諸般の報告 閉会

上程議案及び議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
報告第3号	令和2年度三戸町一般会計繰越明許費繰越県産所の報告について		町長報告 R3.6.4
議員提案 第1号	三戸町議会会会議規則の一部を改正する規則案	R3.6.9	原案可決
議案第30号	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した三戸町国民健康保険被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例案	R3.6.9	原案可決
議案第31号	三戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例案	R3.6.9	原案可決
議案第32号	三戸町介護保険条例の一部を改正する条例案	R3.6.9	原案可決
議案第33号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について	R3.6.9	原案可決
議案第34号	青森県市町村職員退職手当事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当事務組合規約の変更について	R3.6.9	原案可決
議案第35号	三戸町人権擁護委員の候補者の推薦任命につき意見を求めることについて	R3.6.9	原案可決
議案第36号	令和3年度三戸町一般会計補正予算(第1号)	R3.6.9	原案可決
議案第37号	令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	R3.6.9	原案可決
議案第38号	令和3年度三戸町介護保険特別会計補正予算(第1号)	R3.6.9	原案可決
報告第4号	専決処分した事項の報告について(和解及び損害賠償の額を決定することについて)	R3.6.9	町長報告

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第39号	三戸町防災行政無線等整備工事に係る工事請負契約の締結について	R3.6.9	原案可決
議案第40号	副町長の選任につき同意を求めることについて	R3.6.9	原案同意
議案第41号	令和3年度三戸町一般会計補正予算(第2号)	R3.6.9	原案可決

第1日目 令和3年6月4日(金)

○議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

1. 町長の報告 報告第4号 令和元年度三戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第5号 令和元年度三戸町営簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第6号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を決定することについて)

2. 議長の報告

第4 町長提案理由の説明

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○応招議員(14人)

○出席議員(14人)

1番 柳 雫 圭 太 君
2番 小笠原 君 男 君
3番 和 田 誠 君
4番 越 後 貞 男 君
5番 乗 上 健 夫 君
6番 山 田 将 之 君
7番 栗谷川 柳 子 君
8番 藤 原 文 雄 君
9番 番 屋 博 光 君
10番 千 葉 有 子 君
11番 久 慈 聡 君
12番 澤 田 道 憲 君
13番 佐々木 和 志 君
14番 竹 原 義 人 君

○欠席議員(0人)

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	松尾和彦君
委任説明員	副町長	馬場浩治君
	会計管理者(会計課長)	山下猛君

税 務 課 長	遠 山 潤 造 君
三戸中央病院事務長	馬 場 均 君
農 林 課 長	貝 守 世 光 君
総 務 課 長	武 士 沢 忠 正 君
まちづくり推進課長	沼 澤 修 二 君
健康推進課長	井 畑 淳 一 君
健康推進課高齢者福祉支援推進監	太 田 明 雄 君
建 設 課 長	極 檀 浩 君
住 民 福 祉 課 長	中 村 正 君
農林課農業施策推進監	齋 藤 優 君
総務課財政指導監	下 村 太 平 君
三戸中央病院経営改善推進監	松 崎 達 雄 君
総務課防災危機管理室長	多 賀 昭 宏 君
まちづくり推進課やわらかさんのへ推進室長	北 村 哲 也 君

○農業委員会事務局

説 明 員 会 長	梅 田 晃 君
委任説明員 事務局 長	貝 守 世 光 君

○教育委員会事務局

説 明 員 教 育 長	友 田 博 文 君
委任説明員 事務局 長	櫻 井 学 君
史跡対策室長	奥 山 昇 吾 君

○職務のために出席した事務局職員

事務局 長	貝 守 世 光 君
主 幹	櫻 井 優 子 君

午前10時00分 開会・開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから第496回三戸町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

ここで議事に入る前に、議会運営委員会の経過と結果について、議会運営委員会委員長の報告があります。

8番、議会運営委員会委員長、藤原文雄君。

○議会運営委員長（藤原 文雄君）

議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

第496回三戸町議会定例会の議事日程を審議するため、5月27日、午前10時、委員会を招集。馬場副町長の出席を求め、審議の結果、次のとおり決定いたしました。

6月4日、午前10時、本会議、開会、開議。会議録署名議員の指名を行い、会期を6月4日から6月9日までの6日間と定め、諸般の報告を行い、議案を一括上程し、町長に提案理由の説明を求め、散会。

6月5日、6日は休日のため休会。

6月7日は議案熟考のため休会。

6月8日、本会議、午前10時開議。一般質問を行い、散会。

6月9日、本会議、午前10時開議。議員提案第1号及び議案第30号から議案第38号までの審議、採決を行います。次に、各常任委員長からの所管事務調査、請願・陳情審査の結果の報告及び閉会中における所管事務調査の申出、議員派遣の決定並びに諸般の報告を行い、午後5時閉会予定と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和3年6月4日 三戸町議会運営委員会委員長 藤原文雄。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（竹原 義人君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において6番、山田将之君、7番、栗谷川柳子君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（竹原 義人君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月9日までの6日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。会期は、本日から6月9日までの6日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

1. 町長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告第3号について報告があります。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

私からの報告でございますが、報告第3号 令和2年度三戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について申し上げます。

本件は、地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費とした議場音響設備等改修業務委託料ほか13件について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を報告するものであります。

以上でございます。

2. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

次に、議長の報告を行います。

監査委員から、令和3年2月分から4月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承ください。

次に、町長から、株式会社SANNOWAの経営状況の報告書及び第3次三戸町行政改革実施計画に係る令和2年度取組状況報告書の提出がありました。報告書は、お手元に配付しておきましたからご了承ください。

次に、教育委員会から、令和2年度三戸町教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検評価に関する報告書の提出がありました。報告書は、お手元に配付しておきましたからご了承ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職、指名を一覧表としてお手元に配付しておきましたからご了承ください。

次に、今定例会において受理した陳情は、お手元に配付した陳情文書表のとおり、民生商工常任委員会に付託しましたので、報告します。

次に、町長から議案の提出がありましたので報告します。議案は事前に配付してあります。

日程第4 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

日程第4、議案第30号から議案第38号までを一括上程します。

上程しました各議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

おはようございます。本日ここに、第496回三戸町議会定例会の招集のご案内を申

申し上げましたところ、議員の皆様には、ご多用の折にもかかわらず、ご出席を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大は、国内に「第4波」が到来したと言われており、緊急事態宣言の発令地域が拡大されるとともに、期間の延長がなされている状況下にあります。

青森県内においても、5月中旬には累計感染者数が2,000人を超え、クラスターの発生が相次ぐなど、感染の拡大に歯止めがかからない様相を呈しており、いまだ予断を許さない状況が続いております。

このような中、当町においては、まず65歳以上の高齢者の方へ、新型コロナウイルスワクチンの優先接種を行うこととし、接種券の発送から会場設営、また接種会場での運営のシミュレーションを進めてまいりました。

町内医療機関や各施設からのご協力をいただき、施設入所者への巡回接種が実施されるとともに、5月17日からは、三戸中央病院の医師、看護師からのご協力をいただき、ワクチンの集団接種を開始したところであります。

これまで町内高齢者の約8割を超える方からの予約を受け付け、1日およそ200人ずつの接種を実施しているところであります。

今後、国からのワクチンの安定供給を受けるとともに、対象となる町民の皆様が安心して接種を受けることができるよう、国及び県、関係機関と連携、協力しながら、町職員が一致団結し、万全の体制で対応してまいりますので、引き続き町民の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、次より、今回提案いたします案件について、その概要を順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第30号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した三戸町国民健康保険被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、令和2年度に実施いたしました、新型コロナウイルス感染症により収入が減少した国保世帯に対する国民健康保険税の減免措置を継続し、令和3年度課税分についても同様の措置を講ずるため、必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第31号 三戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容であります。個人番号カードの再交付に係る手数料については、地方公共団体情報システム機構が定めることとなったことから、当該条例の規定を削除するものであります。

次に、議案第32号 三戸町介護保険条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少した第1号被保険者等に係る介護保険料の減免措置を令和3年度においても継続するための関係規定を整備するため、三戸町介護保険条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第33号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について申し上げます。

本案は、青森県市町村総合事務組合の構成団体である十和田地区食肉処理事務組合の解散に伴い、当該組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定に基づく協議の依頼があったことから、同法第290条

の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第34号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について申し上げます。

本案は、青森県市町村職員退職手当組合の構成団体である十和田地区食肉処理事務組合の解散に伴い、当該組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定に基づく協議の依頼があったことから、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第35号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて申し上げます。

本案は、令和3年9月30日をもって任期満了となる工藤茂夫氏を引き続き人権擁護委員に推薦いたしたく、提案するものであります。

工藤氏は、人格、識見ともに優れ、2期6年を経験しており、人権擁護委員として適任者であると存じますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第36号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町一般会計既決予算額64億2,801万8,000円から、歳入歳出それぞれ1,075万6,000円を減額し、予算総額を64億1,726万2,000円にしようとするものであります。

歳入の内容といたしましては、県支出金12万7,000円、諸収入440万円を増額し、繰入金1,528万3,000円を減額補正しようとするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、旧わかば児童館解体工事請負費450万円、町有地測量業務委託料292万円、コミュニティ事業助成金260万円を増額し、本年4月1日付人事異動に伴い、一般職人件費2,357万2,000円を減額補正しようとするものであります。

次に、議案第37号 令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計既決予算額5,079万2,000円を、歳入歳出それぞれ220万6,000円を増額し、予算総額を5,299万8,000円にしようとするものであります。歳入の内容といたしましては、繰入金220万6,000円を増額補正しようとするものであります。

歳出の内容といたしましては、総務管理費220万6,000円を増額補正しようとするものであります。

次に、議案第38号 令和3年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町介護保険特別会計既決予算額17億8,897万3,000円に、歳入歳出それぞれ167万6,000円を追加し、予算総額を17億9,064万9,000円にしようとするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、繰入金167万6,000円を増額補正しようとするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、令和3年8月からの介護報酬改定等に対応するための介護保険システム改修委託料209万円を追加補正しようとするものであります。

以上、案件についてご説明申し上げましたが、議員の皆様におかれましては、十分ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます、私の提案理

由の説明を終わらせていただきます。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時20分 散会

第5日目 令和3年6月8日(火)

○議事日程

第1 一般質問

- | | |
|---------|---|
| 久慈 聡議員 | 1. コロナ禍の三戸町への影響について |
| 千葉 有子議員 | 1. 児童・生徒の健康と教育環境について
2. 家庭教育支援について |
| 山田 将之議員 | 1. 道の駅さんのへについて
2. デジタル化の推進について
3. ふるさと納税返礼品について |
| 藤原 文雄議員 | 1. 防災・消防体制の充実強化について |
| 栗谷川柳子議員 | 1. 熊原川浴い(関根川原)の桜の今後について |
| 佐々木和志議員 | 1. 県立三戸高等学校の存続に対する支援について
2. 空き家対策について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(14人)

- | | |
|-----|-----------|
| 1番 | 柳 雫 圭 太 君 |
| 2番 | 小笠原 君 男 君 |
| 3番 | 和 田 誠 君 |
| 4番 | 越 後 貞 男 君 |
| 5番 | 乗 上 健 夫 君 |
| 6番 | 山 田 将 之 君 |
| 7番 | 栗谷川 柳 子 君 |
| 8番 | 藤 原 文 雄 君 |
| 9番 | 番 屋 博 光 君 |
| 10番 | 千 葉 有 子 君 |
| 11番 | 久 慈 聡 君 |
| 12番 | 澤 田 道 憲 君 |
| 13番 | 佐々木 和 志 君 |
| 14番 | 竹 原 義 人 君 |
-

○欠席議員(0人)

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

- | | | |
|-------|-------------------|-------------|
| 説明員 | 三 戸 町 長 | 松 尾 和 彦 君 |
| 委任説明員 | 副 町 長 | 馬 場 浩 治 君 |
| | 参事(税務課長事務取扱) | 遠 山 潤 造 君 |
| | 参事(住民福祉課長事務取扱) | 馬 場 均 君 |
| | 参事(総務課長事務取扱) | 武 士 沢 忠 正 君 |
| | 参事(三戸中央病院事務長事務取扱) | 沼 澤 修 二 君 |

健康推進課長	太田明雄君
会計管理者（会計課長）	井畑淳一君
農林課長	極檀浩君
建設課長	齋藤優君
まちづくり推進課長	中村正君
総務課財政指導監	下村太平君
三戸中央病院経営改善推進監	松澤俊彰君
総務課防災危機管理室長	多賀昭宏君
まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北村哲也君

○農業委員会事務局

説明員会長	梅田晃君
委任説明員事務局長	極檀浩君

○教育委員会事務局

説明員教育長	慶長隆光君
委任説明員事務局長	櫻井学君
史跡対策室長	奥山昇吾君

○職務のために出席した事務局職員

事務局長	貝守世光君
主幹	櫻井優子君

午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問

<11番 久慈 聡議員>

1. コロナ禍の三戸町への影響について

○議長（竹原 義人君）

日程第1、一般質問を行います。順次に質問を許します。

11番、久慈聡君。

○11番（久慈 聡君）

それでは、一般質問させていただきます。

まず、6月1日の新聞報道で、5市町村、三戸、新郷、七戸、風間浦、西目屋、感染がゼロという記載がされました。私は、いち三戸町民として、少しではありますが、安堵感が広がったと感じております。しかし、それまでの間何回も、三戸町でコロナウイルス感染者が出た、クラスターが発生していると、どこどこの誰が感染しているなど、多くのデマや情報が拡散され、大きく混乱もしているというのが実情であります。実際に私の関係している施設でも風評被害を受け、混乱をさせられています。

私たちの環境は、情報社会の中にあり、私たちは人より早くその情報を得、優位に立つための情報提供、そういった発信というのをを行うという形が一種の社会現象になっているのではないかなというふうに感じています。結果として情報が正確に伝わらず、不確かな情報が発信され、混乱が混乱を呼び、被害が出る状況になることがあると考えております。その情報を正しく伝えることは非常に難しく、行政の立場としても発信できる部分やできない部分もあるかと思いますが、執行部の皆様におかれましては、町民に正しく伝えるためにも、ご理解の上、誠実に、かつ明瞭な答弁をお願いしたいというふうに思っております。

今回私の質問は、1点4項目になります。1、コロナ禍の三戸町への影響について。日本では、新型コロナワクチンの接種が始まっておりますが、今後新型コロナウイルスが終息に向かっていくのか、これからの私たちの生活がどのように変化していくのか予想しづらい状況の中で、三戸町としてどのように考え、行動を起こしていくのかをお伺いいたします。

1、当町における新型コロナウイルスの影響による倒産、解雇等の現状把握はできているのか。

2、コロナ対策による経済支援金等は、将来的に今の子供たちの負担になると考えていますが、支援金を利用した現在までの経済対策と、その理由について。

3、今後を見据えた、今だからこそできる三戸町独自の支援は考えているのか。

4、子供たちの心のストレスの把握はできているのか。また、その対策は行っているのかお伺いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

おはようございます。それでは、久慈議員の質問にお答えを申し上げます。

ご質問のありましたコロナ禍の三戸町への影響についてですが、初めに新型コロナウイルスの影響による倒産、解雇等の現状把握についてであります。経営破綻をした事業所は、民間調査会社によれば、全国で約1,500件、県内では15件あり、当町においては、直接的な影響によるものは確認されておられません。また、解雇者については、全国では約10万4,000人、県内では約1万6,000人、町では4人の方が解雇されたことを確認しております。

次に、支援金を利用した経済対策とその理由についてであります。昨年度、町では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、52の事業を実施しております。この事業の概要は、マスクの購入や次亜塩素酸水生成器の購入、三戸中央病院における感染症対応備品の購入、役場施設での感染防止対策に関わる整備などのほか、経営の継続や雇用の維持に寄与する事業者持続化支援金事業、消費喚起を促すプレミアム商品券発行事業などとなっております。

また、それ以外の事業にあつては、町単独財源として見込まれていた事業を交付金事業に充てるなどにより、将来的な町財政負担を軽減する取組を行っているところであります。いずれの事業も、町民及び町経済に直接あるいは間接的に影響を与える実効性の高い重要な事業を国交付金を財源として実施したものであり、将来を担う子供たちへの負担とならないよう取組をしたものであります。

次に、今後を見据えた三戸町独自の取組についてであります。先ほど申し上げました52の事業の中で、「11ぴきのねこのまちさんのへ」エンジョイアプリの製作事業や、コワーキングスペース設置事業、温故館ライトアップ事業、城山公園の整備事業などを実施しております。また、これらの事業については、今後コロナが終息に向かい、人の流れが戻った際の観光面の充実を図り、関係人口拡大へつなげていく事業として行ったものであります。

この1年と数か月の短い期間で、新型コロナウイルス感染症の影響から、私たちを取り巻く生活は、様々な面から変化を余儀なくされております。また、私たちが暮らす青森県においても、多様な形のクラスターが発生し、日々の生活から社会経済活動まで、幅広い影響を与えているところでございます。

これからの三戸町は、コロナ禍においても負けることなく、未来への展望にあふれ、町民の笑顔で満たされる町であることを望むとともに、町といたしましても、必要な支援につなげていくことができるよう努めてまいりたいと考えております。

○教育長（慶長 隆光君）

初めての議会となります。よろしくお願ひいたします。

それでは、4点目のコロナ禍による子供たちの心のストレスの状況についてお答えいたします。全国的には、コロナ禍が児童生徒のストレス要因となっている状況が明らかになっております。国立成育医療研究センターのグループが過去5回にわたり実施した最新のアンケート結果によりますと、「コロナのことを考えると嫌だ」、「すぐにいらいらしてしまう」、「最近集中できない」など、何らかのストレスを感じている子供は全体の70%に上っております。

幸い当町では感染者がなく、また周辺地域でも大規模な感染の流行や学校の臨時休業には至っておりませんが、平常時からの児童生徒の変化への気づきや早期対応は重要であると認識しております。

各学校では、いじめの早期発見のため、町独自に学校生活アンケートを行っており

ます。このアンケートの内容は、いじめに関するものだけではなく、学校や家庭での心配事や困り事についても尋ねる設問があり、気づきと早期対応に活用しているところでもあります。このほか、全国統一の教育相談ダイヤル、悩みをSNSで相談できる窓口、子ども虐待ホットラインなど、相談可能な連絡カードを児童生徒へ配布し、相談先の周知に努めております。

現在町内小中学校においては、コロナ禍を原因とする児童生徒の変化が見られる状況にはありませんが、引き続き町独自のアンケートを定期的に行うなどして、日常での変化や気づきなど、早期発見に努めるとともに、定期的に各学校を訪問している三八教育事務所のスクールカウンセラー等と連携し、児童生徒の不安解消を図ってまいりたいと考えております。

○11番（久慈 聡君）

それでは、順次追加質問したいと思います。

全国で破綻したというのは1,500件で、三戸町では直接的には影響があって倒産したところはないというふうな認識でよろしいのかなというふうに感じました。逆に言うと、間接的な理由があった部分も否認ないというところなのではないのかなというふうに感じています。皆さんもご存じであると思いますが、三戸町の中でもお店をやめた方だったりいらっしゃいますし、そういった部分もあるのかなというふうに感じています。

解雇のほうに関してなのですが、4人とおっしゃられましたけれども、この4人というのは、もし問題がなければどのような企業なのか答弁をお願いします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

解雇者の4人の状況ですけれども、こちらは製造業の4人となっております。以上です。

○11番（久慈 聡君）

製造業ということで分かりました。今私のほうで心配なのは、この倒産した事業というところも含めてなのですけれども、直接的には関係がないというような形になっているかもしれないですけれども、町としての支援の方法としてどうかなというところもあって、ちょっとこういった形で質問させてもらっています。

事業者からのコロナ対策に対する申請なのですけれども、未申請だったというような業者だったりとか、そういった部分があったかどうか。例えば年配者によって申請ができなかったりとか、そういった部分が現状あったかどうか、また把握しているかどうかをお聞きしたいと思います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、町では飲食店等や町内の全事業者に対しまして、前年の売上げと比較して、一定割合売上げが減少した場合に、緊急支援金や持続化支援金という名称で交付をさせていただきます。これらの交付金につきましては、その該当になるかどうかというのは売上げを確認しなければ分からないものになりますので、相談にいらして、基準を満たしていなければ、残念ながら申し訳ございませんということで申請に至らないケースがございます。ですので、申請しない方の理由というものについては、現状把握できていないというところになります。

しかしながら、商工会加入事業所には個別に郵送したりとか、あとそれ以外には各戸配布、ホームページ等でこちら支援金の内容等についてお知らせをしているところになりますけれども、現状であればその申請がないというところが実際分からないものかどうかということについては、町では把握してございません。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。町としての情報提供は、きちんとやられているということだと思います。

では、人のほうでちょっとお伺いしたいところもあるのですが、解雇に関してなのですが、有期雇用者だったりとか、労働期間満了による離職の人、いわゆる雇い止め、そういう人たちがどれぐらいいたかどうかということは把握していますでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

離職者数の把握についてお答えをいたしたいと思います。

まず、厚生労働省のほうでハローワークを通して行った調査によりますと、新型コロナウイルスの感染拡大で業績が悪化した企業から解雇、もしくは雇い止めという形で仕事を失った数が、昨年1月末から今年の4月までで10万人を超えたという報道がございます。

町長答弁にもありましたように、当町では4人の方が解雇されたということで申し上げておりますけれども、離職の理由というものが、もともと労働期間の満了によるものなのか、それとも更新する予定だったけれども、それを断念したものなのか、もしくは期間の途中だったのだけれども、解職せざるを得なかったのかということの理由については、ちょっと確認ができかねるものになります。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。逆に今現状4名が解雇という形になってはいますがけれども、労働局の調査かな、ハローワークのほうからもありましたけれども、コロナの影響によって労働期間が満了、要は雇い止めという形になった職業というか、そういう人たちというのは一般的には増えている傾向にあるかと思うのですがけれども、三戸町でもそういったものが影響があるのかなというふうな、そういうふうな認識というのはございますか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

町で増えているかという状況でございますけれども、先ほど申し上げましたように、全国的にはコロナの影響によりまして、企業から解雇されたとか、契約更新されない雇い止めという人数がまず発表されていることがありますので、実際の数値としては4人ということではありますけれども、コロナの影響が長引けば、今後増えていくのかなという印象を持っております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

答えづらい質問させてもらって、申し訳ないなというところもありますけれども、全国の状況も分かっていると、そして三戸町の認識としては今後増えていくかもしれ

ないというような状況が、大ざっぱな形ではないのですけれども、ある程度皆さんもご理解をしているのではないかなというふうなところの認識の確認でした。

この状況を把握していながら、行政としてどこまでできるのかなというふうに感じているところでもあります。経営者として経営の責任において、維持継続のために持続化だったりとか、そういったものを申請して、それを自分たちの中で使って行って維持していくという形で、経営者の責任というのは非常にあるかと思います。維持継続のために、経営者はいろんな手法を考えて実行していかなければならないというふうに感じています。このコロナ禍において、ネット会議やテークアウトの標準化だったり、多くの新事業が推進されてきましたけれども、それ以外にも中小企業が独自に新事業を併用したり、経営維持のための自助努力を行っているところも感じている、そういうふうに感じています。

その中で、私は支援する側、要は支援を確認する側は、支援される側の実情をどこまで理解しているのかなというところに対して疑問を持っている、そういうところから質問させてもらっています。個人への支援、また組織への支援、そしてコロナ感染対策の支援と、支援の仕組みは様々でありますけれども、実際経営者としてはコロナ禍、予測不可能な業績により、業務の維持継続、雇用者への賃金の支払いに非常に四苦八苦していると、これは今でも非常に変わらない状況であるというふうに感じています。月の経費が50万円の企業がある、例えば100万円の企業、300万円かかると、そういった企業も千差万別であり、いろんな企業があります。その企業の中で、全国的な国や県の対策の範囲では非常に難しいかもしれないのですが、その支援を町の支援金として、逆に経営者の立場となって細やかな経営相談から運営相談がもっとできて、かつ対策ができていれば、事業をやめたり解雇の件数に関しても現状とは違ったような形になるのではないかなというふうに感じています。私は、支援される側と支援する側の部分のバランスがきちんとしてよく取れているかどうかというところが心配で、今回質問させてもらいました。

次に、コロナ対策による経済支援の対策について再質問させていただきたいと思います。備品購入だったり、三病の支援だったり、持続化またはプレミアムという形で多くの支援をされているという答弁をいただきました。行政の皆様におかれましては、令和2年の4月より、マスク、次亜塩素酸水生成器の購入だったりとか、あとは特定給付金だったり商品券とかの支援から始まって、国からの支援などによって多くのコロナ対策事業を行ってきており、本当にイレギュラーな業務に翻弄されて大変だったのではないかなというふうに感じています。その行ったコロナ対策の事業に関して、幾つか質問させていただきたいと思っています。

1つ目は、コワーキングスペースは無料開放していますけれども、現在の利用状況を教えていただきたいと思っています。

2つ目は、学校関係では、学びの保障支援事業において、モバイルWi-Fiの貸出しから教員のクロームOSのPCを導入していますけれども、運用状況をお聞きしたいと思っています。

3つ目、11ぴきのねこのエンジョイアプリの事業の状況をお聞きしたいと思っています。

3つ、答弁をお願いします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

ただいまの2点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のコワーキングスペースの利用状況でございますけれども、オープン4月29日から5月31日までの利用状況でございます。74名の利用者と23名の見学がご

ざいまして、合わせますと97名となっております。

もう一点、11ぴきのねこのエンジョイアプリの状況というお問合せですが、現在アップル社からの承認申請にちょっと時間がかかっておりまして、間もなく許可が下りる見通しでございます。遅くとも夏休み前には稼働できるように、今現在準備をしているところでございます。

以上です。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

2点目のモバイルWi-Fiルーターの貸出し状況、それから教員用のクロームブックの運用状況についてお答えいたします。

まず、モバイルWi-Fiルーターにつきましては、こちらはコロナ発生時の臨時休校になった場合、オンライン学習が必要な状況下にあつて、インターネット環境がない家庭に対して貸出しするという目的で購入したものであります。こちらは、通信費のほうは家庭の負担ということになっております。現在は、三戸町ではコロナによります休校がないという状況でございますので、貸出し実績というものはない状況となっております。

次に、クロームブックの利用状況につきましてですが、こちらは教員用、また児童生徒用を購入したものになりますけれども、先月、5月下旬に現在の運用状況、利用状況について調査いたしました。これは、ログインの状況を調査したのですが、小学校のほうでは、5月下旬1週間で37%です。中学校のほうは63%といった状況になっておりまして、学年で見ますと、学年が上がるにつれて利用の割合が大きくなっているといったような状況になっております。これから様々なクロームブックの研修等を通じて、利用の割合というものは増えていくものというふうに認識しております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。1つ目のコワーキングに関してですけれども、これは近郊の事業者のためというのですか、そういう形ですか、個人事業主も含めた。2つ目、学校関係は生徒のため、家族のためということ。3つ目のアプリは、対外部の観光のためというふうに考えると、コロナ禍でありながら将来につなげる事業であるのかなというふうに感じています。このような事業が重要であるということは、重々承知しています。このような支援の立案は、どのような形で計画されたのかなというふうに思います。どういう形で、どういうふうに立案されて計画されたか、答弁をお願いします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

企画、計画がどのようにされたかというところでございますけれども、まずコワーキングスペースにつきましては、コロナ禍におきましても感染リスクの回避とか、ワーク・ライフ・バランスの充実のために、地方移住というものの関心が高まっておりますので、県内へ移住する際の高い壁というものは、仕事の確保が難しいという声が上がっておりますので、都市部の企業に籍を置きながら地方でもお仕事ができる環境づくりというところで、コワーキングスペースを利用していただければ、移住の促進も効果的であるのではないかと。さらに、アップドームであれば、災害時の避難所にもなっておりますので、情報収集、情報提供が通信環境を最大限に活用すれば、これまで以上に施設の機能の強化にもつながるといふこともありますので、これら両面の

可能性を期待して、コワーキングスペースの設置を企画したものでございます。

また、エンジョイアプリにつきましては、現在コロナ禍で感染予防をしっかり行いながら、またコロナの終息後にもエンジョイアプリを使って11ぴきのねこの石像巡りをさせていただき、町の中を楽しく散策できるようにということで、観光面のさらなる充実というものを図るために企画したものでございます。

以上でございます。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

教育委員会所管のモバイルWi-Fiルーター、それからクロームブックについてありますが、こちらにつきましてはGIGAスクール構想、国のほうで計画した構想であります。当初は令和元年から5年までの5年間で整備するという国の計画でありましたが、こちらのほうがコロナが発生したということで、前倒しをして令和2年度中に全国の小中学校で整備するということになり、そちらに合わせて整備したものです。

また、Wi-Fiルーターにつきましても、コロナで臨時休校になった場合、オンライン学習のできない家庭が生じることはいけないということでの対応として、計画したものでございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

ちょっと質問のあれがうまく伝わっていなかったのかなと思うのですが、基本的にはお金は国から交付金という形で入ってきますよね。入ってきた形のを、昨年度はどのような形で使っていくかという形で、その中で教育委員会のほうで話が出ましたけれども、5年後にやるものを前倒しでやりますよと。町長の答弁にもありましたけれども、今必要と考えられるもの、要は将来的に必要なものでもやっていきたいと思いますという形の話も出ていました。そのような流れで言うと、国からある程度お金が入ってきますよと、それをどのような形で話し合いをされ、どのように決定して決めたのかということが知りたいなというふうに思って質問させてもらったわけです。ちょっと町長にお聞きしたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

お答えを申し上げます。

今回新型コロナウイルス感染症対策で、国からの交付金、また緊急事態宣言が発出をされたその当時から、私を含めて三役、また担当課長それぞれで、どういう支援をしていけばいいかという、まず調査を行いました。そして、その調査を行った上で、であればこういう仕組みを考えられないかということをもみんなで相談をして、様々な事業展開という形に持っていったものでございます。

どの段階でどういうことをやるかというのは、ある程度その調査の内容であるとか、そういったものが見えてこなければ、やみくもに出してしまっても不用額ということになってしまいますので、その辺は調査の状況、そしてまた制度の設計がきちんとできたもの、そしてまた必要な金額なり方向性が導き出せたもの、そういったものを事業化ということで、議員の皆様にお諮りをして、やってきたというところでございます。

○11番（久慈 聡君）

不用額という形の話も出ましたけれども、町として必要なものを必要な場所に届けるというのは非常に重要なところだと思います。それを支援に関しての調査を行って、課内で会議を行って、そして事業展開していくという形で決めたということで今答弁いただきました。

町長にもう一回お聞きしたいのですが、昨年度は国からの交付金があったために、多くの支援ができたというふうに思います。しかし、今年度は国からの交付金があるかどうか、どのようになっているかが分からないという状況の中で、事実上、今年度の支援が難しい状況になるのではというふうに心配しています。交付金が来ないから支援ができないということではなくて、支援ができる準備を行っているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

まず、今年度の支援ということでございますが、令和2年度から3年度に上がる段階で、一旦三次補正という形で、国のほうからは出しますよということで出ております。現在は、それを残額部分を繰越しをして、状況の変化に応じてその辺の計画のところを見直していくか、あるいはそのままやっていくかということは今検討している最中でございます。

国からの今後の支援については、今のところ、この後どうなるというのは確かなものは来ておりませんが、決まっているのは、コロナではありませんけれども、防災関係、あるいは過疎債のほうも新しく国のほうで設計をされましたので、突然それが切れてしまうということではありませんので、そういった町が使えるものを十分活用して、基金も含めて対応してまいりたいというふうに考えております。

○11番（久慈 聡君）

この2つ目の質問をしたのは、現在までの経済対策がどのように決められているのか、またその決定方法に偏りがいいのか。また、昨年度に比べ、今年度の支援事業は難しいと考えていたことから、質問させていただきました。町長のお考えを伺うことができましたので、続けて次の再質問に行かせていただきたいと思います。

今年度、国からの支援がちょっと分からないという状況の中で、三戸町で使える基金だったりとかを使いながら頑張って支援をしていくという形でお話を伺いました。ただ、町民からきめ細やかな情報収集という形のもの、どのような形で行われているのかお聞きしたいと思います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

ただいまの町民からの声というのをどのように聞いているかというところになりますけれども、直接お声のほうは何っております。それというのは、これまで飲食店を対象にした緊急支援金の支給の際であるとか、持続化支援金とか、そちらのほうは実際役場のほうに申請にいらして、申請のお手伝いとか、そういうものをいたしております。その際にお話を伺ったり、あとは緊急支援金支給の際には直接事業所のほうにお伺いをして、説明のほうもしております。そのやり取りの中で、様々な声をお伺いすることができておるところでございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。緊急もそうですけれども、持続化もそうですけれども、少し予定よ

りも国のほうで長く延ばしていただきまして対応しているという部分もあって、毎月の情報を、どうもらっているのかなというふうに感じています。また、商工会だったり、そういったところからの情報も入ってきていけばいいなというふうにも感じました。

ちなみに、いろいろお話を聞いている中で、内容はどのようなものが多かったとかというのは、言えるところがあれば何点か教えてください。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

相談内容というご質問でございます。実際役場のほうに手続に参りまして聞かれることというのは、コロナというのはいつまで続くのかなとか、大変だよとか、あとこの支援金というのはいつもらえるのだろうかというような声が多く聞かれているということでした。

このような声を受けまして、町では手元に早く届けられるようにというので、申請から振込までの間を、実施した4回分を通しまして、おおむね2週間以内に振込ができるように早めの対応というのを行ったものでございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

いろいろお話を聞いている中で、緊急支援だったりとか持続化とか、そういった部分の話の中で聞いているので、そこに特化してしまっているのかもしれないのかもしれませんが、それ以外に町で支援するに当たって、これちょっと不足しているのではないかなだったりとか、そういうふうに感じていることというのは、まだあったでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

お答えを申し上げます。

非常にナイーブな答弁をしなければなりませんので、ちょっと担当課のほうではできません。いろんな支援策を町として講じてきたわけですが、一定のルールをつくらせてもらいました。ただ、そのことで十分な支援ができていのかどうかとなれば、私の感覚とすれば、例えば売上げの減少であるとか、そういった部分に対しては決して十分な支援ではないと思っています。ただしかし、給付を受ける側、支援を受ける側もありますけれども、全く受けない町民もたくさんございます。その中で不公平感が出ないように、どういうふうにすればいいのだろうかというところも頭に入れながら制度というのを組み立ててきました。本当に急に訪れたコロナ禍という大変な状況の中で、幾らかでもとにかく支援になればという思いで制度設計を進めたものでありまして、十分か、十分でないかというところになると、最初の段階からこれはなかなかしんどいだろうというのは覚悟をしております。

そしてまた、本当にその企業あるいは事業者にとって、どういう支援が一番大事かとなると、やはり金融での支援で、まずはキャッシュをしっかりと確保してもらって、このコロナ禍をとにかく頑張ってやってもらおうと、そのところに私は尽きるのだろうと思っています。そこに行くために、精神的にも折れてしまわないように、町のほうからすればまず支援という形での税金の使い方という、これぐらいしかできないという、そういう思いがありましたので、当初このコロナ禍に入る段階において、私ども三役、給与の削減もして、とにかく自分たちも律してしっかりやっというふうな臨んだというところでございます。

○11番（久慈 聡君）

よく分かります。非常に苦悩しながらいろいろやられているということも、感じさせていただきました。個人的には、一律の支援という部分に関して、よい面もあれば悪い面もあるというふうに私は考えています。国は国の立場で、県は県の立場で考え、施策があると思います。だから、町だからこそ、きめ細やかな対応、きめ細やかな調査を行って、そして必要な人に、また必要がある企業へ支援をし、生活が、また基盤が崩れないような支援をしてほしいというふうに私も考えております。それこそ町長が考えている対話による町民の思いを吸い上げる仕組みづくりを、違う形ででも実施して、コロナウイルス対策や、コロナウイルスの感染防止や、三戸町独自の支援に関しても進めていけばいいのではないかなというふうに感じます。今年度の厳しい状況下の中、皆様が前に進んでいけるよう町長にお願いして、次の質問に入らせていただきたいと思います。

4つ目になります。先ほど全国アンケートを見ると70%という話をされてきました。また、悩みのSNSやホットライン、それからスクールカウンセラーと連携を取ってという話を聞かせてもらいました。現在その中で三戸として、今コロナは三戸では出ていないという形になっていますけれども、三戸小学校の生徒で何らかのストレスを抱えている子供というのは何人ぐらい、何割ぐらいいらっしゃるかというのはご存じですか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

教育長答弁でも申し上げましたが、各学校のほうでは学校生活アンケートといったものを行っております。これは、直接コロナのストレスについての質問ということではありませんが、5月に行った三戸小中学校のアンケートの結果によりますと、学校について何らかの悩みがあるかとの問いに対して、悩みがあると答えた小学生は全体の14.6%、中学生は2.7%でありました。また、家庭のことで悩みがあると答えた小学生は10.2%、中学生については1.1%でありました。それから、学校、学級は楽しいですかとの問いに対しては、小学校のほうは全体の99.4%、中学生は97.9%がとても楽しい、またはまあまあ楽しいというふうな回答をしております。全国の調査と比較しますと、比較的ストレスのほうは小さいのではないかとというふうに考えております。

○11番（久慈 聡君）

いい傾向なのですね。非常によかったと思います。私も調べたとき、全国では、都心のほうでは特に子供たちの7割が多くストレスを感じると、いろんな何らかのストレスを感じているという状況下だと思います。また、コロナに関して、約半数以上が感染に対する差別的意識を持っているというふうに言われています。地方の三戸近郊ではどうですかと、冒頭にも話ししましたが、多くのデマが飛んだり、そして家庭も親も子供も混乱していることから、都心に比べてストレスの度合いは大きいように感じていました。今の話の中では、学校は楽しいよという形で、家庭の悩みだったり、そういうのも少ないよということなのですけれども、コロナに対しての差別意識というものがどれぐらいあるかというのは、調査の中にはないかと思うのですけれども、そういった部分で何となく数字的なものだったりとか、どういう感覚を持っていらっしゃるのかというのをちょっとお聞きしたいのですが。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

まず、町内の小中学校のほうは、学校で発生したりとか、臨時休校ということがないので、都会に比べればストレスは小さいのかなというところはあります。

差別的意識というところではありますが、数字的にどの程度の子供たちがそういった意識を持っているのかといった調査は行ってはおりませんが、三戸町教育委員会で独自に作った、もし町内の小中学校に感染疑いのある者、または感染者が発生した場合に備えての新型コロナウイルス感染症発生時対応マニュアルというのを作っています。その中で、特に各学校にお願いしているのが、感染者に対する差別や偏見につながるような行為は断じて許されないものであり、いじめ問題に発展しないよう、機会を捉えて指導することというふうにマニュアルのほうに記載させていただいております。また、校長会議のほうでも、こちらの指導のほうの徹底というものを各学校のほうに依頼しているという状況であります。

○11番（久慈 聡君）

ストレスは少なめなのだなというふうな認識でいるということでは理解しました。

ちょっと話は、前のデータと言えれば変ですけども、私が調べた同データの中では、コロナのストレスによって感情的になって子供を怒った親は7割、罵ったり、たたいたりというのは2割あったという情報があります。親が子供を叱るというのは当たり前のことだと思うのですが、親が感情的になり怒るというのは、子供に悪影響を及ぼすことになります。親もストレスを感じていて、その影響が子供に向けられているのではないだろうかというふうに感じます。

お子さんのアンケートはお聞きしましたがけれども、保護者の方でそういったストレスを感じているような方だとか、そういうふうな情報を得るような形というのは何かあるのでしょうか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

小中学生の状況についてはアンケートのほうで把握はしておりますけれども、保護者のほうについては、そういった調査といったものは特に行っていない状況ではありますが、各学校または教育委員会のほうには、様々な子供の学校教育、子育てに関する相談等来ている状態ですので、個別に今後も対応していきたいというふうに考えております。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。子供のストレスの原因というのは、コロナ禍における家庭だったりとか、親からのストレスというのもあるというふうに思っています。親への支援というのも必要なのではないかなというふうに感じているところです。だからこそ、私の質問の3に戻るのですが、三戸町独自で考えるきめ細やかな配慮も含めた支援体制が必要なのではないかなというふうに感じています。それこそ先ほども話ししましたがけれども、対話により町民の思いを吸い上げる仕組みづくりをしたり、コロナが蔓延してから止まったこの時間を動かす方法を町民の皆さんと一緒に考えることが必要なのではないかなと、こういうふうに感じています。

冒頭に新聞記事の話をしました。昨日の新聞の情報ですが、三沢市長が県に対してコロナ患者の居住地について、保健所管内の公表でなく、市町村別の公表に改めるよう要望の意向があるというふうに載っています。私たちは、情報社会の中でありながら、不確かな情報が拡散され、混乱が混乱を呼び、被害が出る状況になることがあ

ると考えています。まさにこのような混乱を避けるべく、県への要求の意思ということのかなというふうに感じています。このように混乱を避けたいという思いから、混乱が混乱を招き、そして整理整頓するためのルールづくり、先ほど町長もルールをつくりましたよという話をしましたけれども、そういったルールをつくり、そのルールを守るために指導や支援、そして人は安心感の中で冷静な判断や安定した行動を取れるようになるというふうに感じています。コロナ禍が長引いている中、我慢が当たり前になり、生活基盤が揺らぎ、心が揺れる中、またはけ口もなくなっているように感じています。こんなときだからこそ、町民とともに考え行動する行政であっていただきたいなというふうに感じています。

教育のほうもそうですが、子供の目線もあります。子供の人格等をつくっていく親の支援の方法ということも含めて、町として考えていかなければならないかなというふうにも感じています。私も議員として気を引締め直して、町民とともに考えていかなければならないというふうに考えています。

繰り返しになりますけれども、町長が考えている対話による町民の思いを吸い上げる仕組みづくりを何とか形にさせていただいて、そしてコロナウイルス感染防止や三戸独自の支援を進めていただきたいというふうにお願いして、私の今回の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午前10時52分）

休 憩

（午前10時59分）

<10番 千葉 有子議員>

1. 児童・生徒の健康と教育環境について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

10番、千葉有子君。

○10番（千葉 有子君）

通告により一般質問させていただきます。

1 項め、子供たちの生活リズムの乱れや、ゲームやスマートフォンが子供に与える脳神経への負担、視力や体への影響が不安視されていますが、当町の児童生徒の健康状況と教育について、次の6点について質問いたします。

1 点目、文部科学省での調査によりますと、視力1.0未満の小中学生が年々増加傾向にあるようですが、当町の児童生徒の実態と対応について伺います。

2 点目、コロナ禍で虫歯が増えている地域もあると耳にします。当町においては、学年が進むごとに未処置歯が多いようではありますが、当町の児童生徒の実態と対応について伺います。

3点目、肥満傾向の児童生徒の中で、5年生男子が比較的多いように思いますが、原因と対応策などあればお知らせください。

この情報は、令和2年度の保健白書からなので、現状と少し異なるかもしれません。

4点目、全国的なネット依存問題が大きく取り上げられている中で、当町の小中学生の利用状況調査の実施などでの実態の把握、また心身への悪影響を授業で指導することや、親子学習会の開催での家庭との連携など、対応策を講じていることがあればお知らせください。

5点目、立志科の授業などで、教育活動として、技能を持つ地域の人の人材活用が掲げられています。技能のみならず、職業や人生の体験談なども含め、大人との会話は職業や学びに対してもイメージを膨らませ、コミュニケーション能力の向上が学力を支えることにもつながるかと考えます。地域人材の活用をどのように捉え、実施していくのか伺います。

6点目、新教育長として、当町の児童生徒の学力に対する現状認識と、学力向上に向けた考えを伺います。また、三戸町全般の教育について、これからの展望もお聞かせください。

○教育長（慶長 隆光君）

児童生徒の健康と教育環境につきまして、6点のご質問にお答えいたします。

1点目の視力についてであります。視力1.0未満の児童生徒の割合については、過去10年間の全体での割合は、小学校では30%から45%の間、中学校では55%から65%の間で推移しており、全体としては大幅な増減は見られていない状況でございます。

児童生徒への対応については、学校での定期健康診断で視力1.0未満の場合や、眼科的疾患等の指摘があった児童生徒の保護者に対し、結果通知と併せて医療機関への受診勧奨を行っているほか、治療後は医療機関から治療報告をいただき、児童生徒の健康をフォローしております。

2点目の虫歯の未処置の状況についてであります。歯科検診の際に未処置の虫歯があると指摘された児童生徒は、小学校では低学年ほど多い傾向となっております。ここ10年間では全体的に減少傾向にあります。中学校では、年度によりばらつきが見られている状況となっております。

検診後の対応につきましては、視力検査と同様に、結果通知と併せて医療機関への受診勧奨、治療状況の把握をするとともに、養護教諭による歯磨き指導、虫歯がない児童への表彰などの取組を行い、口腔衛生の維持に努めております。

また、昨年度の歯科検診後の治療状況を追跡したところ、3月末時点での治療済みは約3割という結果でありました。学校では、治療勧奨や子供の医療費が無償となることを紹介しながら、中学校卒業までに治療を終えるよう家庭への指導を行っております。

次に、3点目の肥満についてであります。小学校では若干の増加傾向、中学校では平成29年度以降は横ばいの状況となっております。

ご指摘のあった5学年男子の肥満傾向については、脂肪細胞が増える思春期に当たること、スポーツクラブなどに入っていない場合は運動量が少なくなること、食事が偏食ぎみであるようなことなど、肥満の原因となる条件に当てはまる児童が5学年男子に多いのではないかと推測されています。

肥満児童生徒への対応ですが、他の検診同様、学校から家庭に医療機関への受診を勧奨するほか、児童生徒本人に対しては、肥満への問題意識や食事、運動の改善などの個別指導を行いながら、自己管理意識を高めるよう取り組んでおります。

4点目のネット依存問題への対応についてであります。実態の把握については、学校ではゲームやテレビ、動画の視聴時間などを調査し、結果を踏まえた注意喚起を行っております。また、全国や青森県と比較できる資料としては、先月実施された全国学力・学習状況調査で6年生と9年生の調査が行われたところであり、調査結果は夏以降に公表される見込みとなっております。

心身への悪影響を授業でどのように指導しているかについては、立志科の授業において、望ましい生活リズムを身につけるため、発達段階に応じた連続性のある9年間の指導を行っており、総授業時数は21時間を標準としております。また、親子学習会については、家庭教育学級や参観日において、生活リズムに関する内容や、スマートフォンやタブレットの使用に伴うトラブルへの対処方法についてなどの学習会を実施しております。

5点目の地域人材の活用についてであります。立志科では学習内容に応じ、様々な地域人材をゲストティーチャーとして積極的に招いており、学習内容への気づきを与えたり、深めたり、定着させたりすることに生かしております。例を挙げますと、地域の食や自然、文化などの技能や知識をお持ちの方、様々な職業に従事しておられる方、高校生を含む自分の年に近い先輩など、多くの方々にご協力をいただいております。コロナ禍により、外部の人材を学校に招くことに対し、慎重にならざるを得ない状況ではありますが、今後も多くの方々のご協力を得ながら、児童生徒の成長につながるよう、地域人材の活用を進めてまいりたいと思っております。

6点目の教育長としての考えや展望についてであります。児童生徒の学力の現状については、各種の調査結果から、確かな学力の定着につながっているものと認識しております。例えば全国の学力水準と比較して、相対的に学力を評価するNRT、標準学力テストと呼ばれていますが、この調査によりますと、ほぼ全ての学年や教科で全国平均を上回っております。また、知能指数から期待される偏差値よりも低いアンダーアチーバーですが、この比率が小さいことから、自らの能力を発揮できていない児童生徒は相対的に少なく、教師の指導が児童生徒の学習内容の定着につながっているものと考えております。

さらに、義務教育段階の出口である高校入試偏差値の推移を見ますと、ここ数年で上昇傾向にあり、自らの望む進路を達成できる生徒の割合も高まっております。

次に、学力向上に向けた考えについてですが、最も重要なのは、日々の授業を充実させることでもあります。そのためには、新しい学習指導要領を踏まえて改正した三戸町小中一貫教育要領にのっとり、1年生からの英語科や立志科など、独自性のある教科を含め、ICT機器の活用を取り入れながら、個別最適化した学習が展開できるよう進めてまいりたいと思っております。

最後に、私は三戸町をはじめとして、郡内の学校に勤務するとともに、管理職としても学校運営に取り組んでまいりました。さらに、三八教育事務所においても、社会教育にも携わってまいりました。三戸町の教育全般について申し上げますと、町民憲章に「教育の町」を標榜し、これまで多くの成果を上げております。これも、義務教育段階の小中学校のみならず、幼小連携や中高連携を含めた学校教育、さらには家庭教育や社会教育の充実に努めてきた結果だと認識しております。

今後も、学校、家庭、地域社会が連携、協力し、町民お一人お一人が、健康で、ふるさとに誇りを持ち、生きがいを感じることができる教育の推進に努めてまいります。

○10番（千葉 有子君）

大変詳しい説明をいただきました。虫歯も減っているとのことで、取組が生きてい

るのかなということをととても感じました。歯磨きもしてくださっているということで、これを挙げたのは、近隣の学校で歯磨きを昼にしなくなったら上がったということをお聞きしたので、お聞きしてみました。

肥満傾向に対しても、よく分かりました。一部の保護者の方からでしたが、治療の用紙を受けても、平日や土日でも部活などで行けない、長期の休みに行くしかないと聞きました。治療は早めがいいことは間違いなのですが、治療済みの用紙が戻ってくるのに時間を要しているものではないのでしょうか。また、当町では医療費が無料になったことで、治療が進んでいるなど、何か変化は見られているのでしょうか。お願いいたします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

まず、医療費無料になってからの状況でございますけれども、治療率の向上という効果が見られております。詳細な数字ではないのですが、三戸小学校においては、内科、眼科、耳鼻科等で治療率のほうは向上しております。また、三戸中学校のほうでは、大きな変化ではないのですが、一部内科、眼科のほうで治療率のほうは上昇しているといったような状況になっております。

それからあと、部活動を理由にして治療のほうに行けないといった保護者がいるということでございますけれども、まず優先順位として部活動よりもやはり自分の健康を守るということが優先度は高いものと考えておりますので、部活動のほうを休んでいただいて治療のほうに行っていただくという対応でよろしいかと思っております。また、水曜日は、毎週部活のほうは休みになっておりますので、水曜日の時間を活用して治療のほうに行っていただくといった対応をしていただければよろしいかというふうに考えております。

○10番（千葉 有子君）

医療費が無料になったことで、若干でも増えているということで、町の事業が生かされているなどと思って、とてもいいなと思えました。

早めの治療は、家庭の問題は大きいところなのですが、さらに学校や保護者の管理下で健康な生活をフォローしていただきたい。親御さんからは、やはり学校から強く言ってもらいたいという声があるものですから、ちょっとお話ししました。

関連したことで1つお聞きしたいのですが、イヤフォンの長時間使用でスマホ耳と呼ばれる難聴傾向や外耳炎も増えていると聞きますが、当町の児童生徒にはそのような傾向が見られるのでしょうか、伺います。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

こちらにつきましては、耳鼻科検診のほうの指摘になりますけれども、町内の検診結果ではスマホ耳、それから外耳炎というような指摘はございません。耳鼻科検診の指摘では、アレルギー性の鼻炎とか、あと耳の関係でいいますと耳あかといったような指摘があるということで、全国のような傾向というのは今のところは見られていないということでございます。

○10番（千葉 有子君）

分かりました。

4点目について再質問させていただきます。先ほど久慈議員からの質問の答弁でも詳しくありました。ここで本当は、私も不登校児やいじめのこの問題をお聞きして、

ムとか通信機器利用で起因するのはありませんかとお聞きしようと思ったのですが、先ほど詳しくお知らせいただきましたので、不登校児はゲームとかではなくて、要因は様々だと思しますので、別な点から2点お聞きしたいと思えます。

一部の保護者の方ですけれども、男子はオンラインゲームでのつながり、女子はグループラインなどでのつながりで、それぞれに弊害やトラブルがあるように聞いています。

1点目は、学習会も計画しているようにお聞きしましたが、子供にも親にも医学的、科学的な学習を強化してほしいという一部の声があります。学習会についての考えをお聞かせください。

2点目、保護者の方の悩みを相談へと進めていける取組、仕組みを伺いたしたいと思います。お願いいたします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

ただいまの質問にお答えいたします。

学校においては、男子のほうはオンラインゲーム、それから女子のほうはグループラインでのトラブルがあるということですが、確かにいじめの調査をやっておりますけれども、やはり最近多いのがゲーム、それからグループライン、SNSを使った、そういったことでのいじめといったものは毎年数件、町内においてもございます。また、増えてきているということも言えるというふうに思えます。

学習会であります、これまでも各学校では参観日、それから家庭教育学級といったものを使いながら学習会というものをやっております。また、子供たちのほうにも情報モラルといったものについての教育を行っているところでありますけれども、今これは非常に大きな問題だというふうにこちらも捉えておりますので、引き続き学習会等の開催に努めていきたいと思っております。

また、保護者のほうの悩みについてですが、教育委員会、それから三戸地方教育研究所のほうにも教育相談の機能があります。そちらのほうにも保護者からの相談が様々来ておりますので、それについても随時個別にしっかりとした対応を今後も継続していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

学習会につきましては、教育委員会のノウハウを生かして、これからも進めてくださることを期待いたします。

それから、先ほどの教育長の答弁にもスクールカウンセラーによる対応をお聞きしたのですが、スクールカウンセラーについてちょっと伺います。当町では、配置によるものか、派遣によるものか伺います。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

スクールカウンセラーについてのご質問にお答えいたします。

スクールカウンセラーについては、こちらは青森県教育委員会のほうの事業になります。各市町村の小中学校のほうに、臨床心理士等の専門的な知識を持っている方を派遣していただいているということになっております。

参考までに申し上げますと、町内の小中学校のほうは、各学校のほうに小さい学校ですと年間9日程度、規模の大きい学校は27日程度配置されております。昨年の実績ですが、相談者の人数は、延べ人数で329人の児童生徒がカウンセラーの相談を受け

ているといったような状況になっております。

以上です。

○10番（千葉 有子君）

分かりました。スクールカウンセラーについてちょっと調べてみますと、どの地域においても専門職の人手不足とか、また経験による対応の違いの課題もあるようです。効果的な人材活用に努めていただきたいと思います。

先ほど三教研という相談窓口もあることをお聞きしたのですが、なかなか町民の方には、町民というか、困っている子供と保護者が対象ですので、三教研の存在というのは保護者の方にどのような形で伝わっているのか、ちょっとお知らせいただければ。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

三教研の教育相談については、学校を通じて保護者のほうに周知しているところがありますが、こちらについては先日行われました三戸町、田子町の協議会の中でも、もっと周知していくことが必要だなということがございましたので、さらに周知徹底をしていきたいというふうに考えております。

○10番（千葉 有子君）

私もぜひ周知を広めていってほしいと考えています。今朝の地方紙の記事でしたが、コロナ禍で、大人や先生の余裕のなさを感じ、子供たちが相談することを遠慮する傾向があるという記事を見ました。当町は、先ほどのご説明にもあったように、コロナの影響というのはあまり受けていないのですが、より一層子供たちに目をかけてくださるようお願いします。

次の（5）について再質問させていただきます。平成元年の11月23日、ジョイワークで行われた元三重県知事、北川氏を招いての町民と語る会のことでした。テーマの一つに、10年後、どんな三戸町になってほしいかとあり、町長の発言の中に、町内会の機能をしっかりと有効活用させたいと話された記憶があります。昔のことを言うのはそぐわないかもしれませんが、以前は学校内に校外班というものがあり、地域の方とつながるツールになっていました。立志科の中で取り上げることは難しいかと考えますが、地域と子供の関係を深められるような取組を探っていただくことはできないものでしょうか、伺います。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

地域と学校の連携ということではありますが、三戸町教育委員会では、全国になりますけれども、学校評議員といった方を地域の代表ということで、学校の経営方針等に意見をいただくといった形を取っております。地域との学校の連携の中で、今出てきているのは、コミュニティ・スクールといった取組が出てきております。そちらは、学校運営協議会というものを設置しまして、地域の方に学校経営について校長が承認をいただくというような形で、今までよりもより地域の力は強く学校経営に働くといった取組がございますので、今三戸町教育委員会のほうで検討している段階ですので、これからはこちらのコミュニティ・スクールの導入というのを考えていきたいというふうに考えております。

○10番（千葉 有子君）

検討しているということで、大変事業の展開に期待をいたします。

最後、教育長からの心強い表明をいただきました。教育長におかれましては、これまで三戸学園の校長としてご尽力くださり、教育に対する情熱、温かいお人柄は、誰もが知るところでございます。当町では、新しい学習指導要領や2024年の大学入学共通テストでの情報の強化などに対し、先を見据えての取組も行っているように思います。ただ、次から次へと情報社会へと進んでいきます。ハード面の整備は、とてもありがたいことですが、情報機器の中に埋もれてしまう子供たちのないように、これまで以上に人間関係を大切にしたい育ち合いの教育となりますよう期待いたします。

2. 家庭教育支援について

○10番（千葉 有子君）

2項めの質問に移らせていただきます。

2項め、家庭教育支援について。社会や生活環境の変化に伴い、子供に関する課題は多様化しています。このような中で、これまで以上に家庭教育支援が喫緊の課題であると考えます。そのことから、次の3点について質問いたします。

1点目、共働き家庭の増加により、乳幼児からの保育施設利用も増えています。家庭で過ごす時間が少ない中、乳幼児保護者世代からの家庭教育の普及啓発がとても重要と考えます。関係機関との連携での家庭教育への取組や方向性を考えていただくことはいかがでしょうか。

2点目、三戸学園開校当初から睡眠実態調査を続け、「早寝早起き朝ごはん」の推奨などなど、対策や成果につなげていることと認識しています。さらに、家庭教育の状況を把握するための調査を行うことで、家庭教育支援の在り方や展開、そして充実につながるかと考えます。文部科学省からの家庭教育手帳や当町の家庭教育のめあてなどを基に作成し、調査を実施する考えはあるか伺います。

3点目、家庭教育支援は、子供を育てる親を元気にするための支援でもあることから、社会教育委員からの提言や、若い親世代向けの公民館講座の充実など、公民館の役割も大きいかと考えますが、町としての見解を伺います。

○教育長（慶長 隆光君）

家庭教育支援につきまして、3点のご質問にお答えいたします。

1点目の関係機関との連携での家庭教育への取組と方向性についてであります。町では乳幼児期の子や小中学生の子を持つ保護者を対象に、家庭教育の知識、子供の心理の理解、保護者の役割など家庭教育に関する学習機会を提供し、家庭の教育力の向上を図ることを目的に、保育園、幼稚園、児童館、小中学校に家庭教育学級開催に係る支援を行っているところでございます。

今後におきましても、関係機関と連携を取り、乳幼児期からの家庭教育の重要性や基本的生活習慣の育成等に関する普及啓発を図り、家庭の教育力向上に努めてまいりたいと考えております。

2点目の家庭教育の状況を把握するための調査についてであります。文部科学省では、子供を持つ家庭がそれぞれの悩みの解決や、自信を持った子育てに取り組むことができるよう、家庭教育手帳を作成しており、最終更新は平成22年度のものとなっております。

現在、町ではこの家庭教育手帳を基にした町独自の「めあて」などの作成はしておりませんが、青森県教育委員会が昨年度保護者を対象とし実施した家庭教育支援の充実のための実態調査を通じ、子育てに関する悩みや不安、希望する支援や情報などを

把握するとともに、関係する各機関、家庭教育学級の参加者からご意見をいただくなどをして、保護者の意識や実態の把握をするとともに、町の家庭教育支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

3点目の家庭教育支援に対する町としての見解についてであります。教育委員会では、家庭教育支援の充実対策として、家庭の教育力の向上を図るための家庭教育学級の開設や、青少年健全育成三戸町民大会での家庭教育に関する講演会を行っているところであります。

また、子供の発達段階に応じた学習内容の工夫として、様々な文化活動、地域住民との交流活動を通して、心豊かでたくましい子供たちを育むことを目的とした放課後子ども教室の運営や、子供たちが親や家族と様々な体験活動を行い、触れ合いや交流を深めることを目的としたわくわく城山楽園を開催しているところでもあります。

今後も全ての保護者が安心して家庭教育を行うための学習機会や情報の提供に努め、関係機関との連携促進を図りながら、公民館がこれまで以上に家庭教育支援の役割を果たすことができるよう、より一層の事業の充実に努めてまいります。

○10番（千葉 有子君）

様々な公民館での事業や社会教育関係の事業等について、いろいろお話をいただきました。答弁の中で、一番は保護者の方の意見を聞いて、実態を把握して支援につなげているということが教育長の答弁でありましたので、そこはとても大事なことだと思いますので、より一層そこを強化して続けていただければと思います。

ちょっと再質問いたします。家庭教育学級も続けているということですが、対象団体もかなり減少していることと思います。また、コロナ禍での開催は難しいことと承知をしています。施設側からの話の中で、保護者の参加数が芳しくないという声も聞こえていました。これまでの学級開催はどのようにして行われ、一定の成果が見られたのか。1つ目です。

あと、教育委員会の外部団体の中に、幼小連携部があると聞いています。どのような組織で、幼小連携としてどのような活動、働きをしているのか。

以上2点、答弁願います。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

まず、1点目の家庭教育学級についてお答えいたします。

家庭教育学級については、過去5年間を申し上げますと、平成28年度が8団体、397人が参加していたというような状況になっています。ちょっと飛ばしますけれども、平成30年には5団体、それから令和元年には4団体といった形で、397名から平成30年は265、それから令和元年は172といったことで、令和2年度はコロナで1団体しかできなかったといったところで、やはり減少傾向にはあるというふうには捉えております。ただ、この内容について見ますと、就学前の幼児期の発達、また食のお話とか、あとネットやメールの危険、それから虫歯と全身の健康等々、非常に家庭教育に関しては重要な内容というもので開催しているというふうには捉えておりますので、これまでも一定の成果はあったというふうに考えておりますので、引き続き積極的に関係機関のほうに声がけしながら実施していきたいというふうに考えております。

次に、幼小連携部のお話でございますけれども、こちらにつきましては、もともと町内の幼稚園、保育所のほうで組織しておりました三幼連のほうがございましたけれども、こちらについて継続が難しいということがございましたので、昨年度から教育振興協議会、教育委員会のほうで事務局をしている組織になりますけれども、そちら

のほうの部として幼小連携部といったものを設置しました。町内の幼稚園、保育所のほうでは、事務局の負担が大きいということがございましたので、事務局はもうこちらのほうでやるということにしまして、町内小学校と幼保のほうとの交流といったものを計画しましたが、結局昨年度はコロナでできなかったということですのでけれども、あさって教育振興協議会の総会のほうがございますので、そちらのほうで協議される案件になりますけれども、今年度はぜひ小学校と幼保との交流を行うようにしていきたいというふうに考えております。

○10番（千葉 有子君）

家庭学級など、保護者の参集は、どの場面においてもとても難しいことだと聞いています。テーマの内容に大変工夫していることを今お聞きしまして、安心いたしました。さらに、集まる機会のタイミング、学校参観を利用したり、それからさらに関心を寄せるようなテーマを工夫して進めていただけたらと思います。

あと、幼少連携ですけれども、施設の方々からは、もう少し小学校と連携を取りたい、交流を取りたいという声も聞こえていますし、今まさにいろんな子供さん、寄り添いを必要とされる子供さんも増えてきていますので、保育施設、その方たちとの連携、話し合いはとても大事なことだと思いますので、ぜひ力を入れて進めていただきたいと思います。

連携という言葉は、様々な場面に表れていまして、私もこれまで一般質問や直接役場の方と連携という言葉をお願ひしたり使ったりしてきました。私が考えますに、教育分野と社会教育、福祉分野は表裏一体の部分が多いかと考えます。これからますます関係機関との連携がもっともっと増えるし、大事になってくると思いますので、どうか行政の皆様方には、連携という言葉で終わることなく、現実に結びつけていただきたいと思います。

それから、子育て世代の方々のアンケートを目にしまして、1点質問いたします。保護者同士、横のつながりが希薄になっていて、なかなか話す機会や場がないという声があります。県の教育庁生涯学習課の事業で、楽しく子育てあおもり親楽プログラムという取組があるようです。このプログラムを参考にして、町独自でワールドカフェのような形で行い、相談だけでなく、親の悩みを吐き出して、お互いに元気になればと思いますが、このような取組はいかがなものでしょうか、伺います。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

ただいまの質問にお答えいたします。

青森県教育委員会のほうでは、千葉議員おっしゃったとおり、あおもり親楽プログラムといったものを行っております。こちらについては、あおもり家庭教育アドバイザーという方がおまして、養成講座があるのですが、そちらの講座を受講された方が講師として子育てについての課題等をワークショップ形式、ワールドカフェ形式で行うといったものでございます。

残念ながら三戸町内には、アドバイザーになられた方はいないのでありますけれども、こちらのほうを周知しましてアドバイザーになっていただいて、親楽プログラムというのはお願ひすれば町内のほうでもできるものでありますので、過去にやったこともございますので、そのときは南部町の方がアドバイザーとして三戸のほうで行ったということがございますので、引き続きこちらのほうもぜひ町内でも実施できるように、関係機関のほうに働きかけていきたいというふうに考えております。

○10番（千葉 有子君）

このプログラムは、県の事業ということは存じておりましたが、やはり家庭教育アドバイザーという方が主になってやるわけですね。私は、この広報を見て、こういうのを参考にして、町独自で工夫して、親御さんがなかなか横のつながりがないというので、こういうこともいいのかなと思いましたが、仕組みとしてはそうなのでですね。

次の質問で家庭教育アドバイザー養成講座という事業があるのを質問しようと思っていました。私は、図書館の玄関フロアの机の上に並べられているたくさんのチラシの中から案内チラシを見つけました。先ほど答弁にもありましたように、子育て支援目的の人材育成の講座でした。そのチラシの募集のキャッチフレーズに、地域のために何か役に立ちたい、生きがいを見つけないかなというフレーズもありました。子育てを終えた、仕事を退職した方々から、まさに私が議員になったとき、直接このフレーズの言葉をお聞きしたのです。以前にも、別な課でしたけれども、熟年の方の力をという質問したことがあるのですが、せつかく家庭教育アドバイザーという、こういう制度がありますので。ただ、家庭教育アドバイザーという文言だと、とても敷居が高く感じられます。私の主観かもしれないのですが、もしかしたら、広報で1回紹介されたことがあったのかもしれない、ちょっと記憶は定かでないのですが。これからもっともっと少ない人口になれば、地域の人が助け合っていかななくてはいけませんし、核家族が進んでいて、おじいちゃん、おばあちゃん、それから高齢者の方々の規範意識というのですか、そういうのもとても大事だと思うので、ちょっと軟らかい言葉で広報などで、さっきも連携を取って工夫して下さるということをおっしゃっていましたが、軟らかい言葉がけで、ぜひここに関心を持ってみようかなという方を発掘していただければいいなということを感じて、ちょっとこのことを申し上げました。

終わりに、最近特に家庭のありようや家族、その中での子供たちの様子を見聞きすることがたくさんありました。家庭教育という大きなテーマを質問といたしましたが、担当課が多岐にわたることや、私の思いや感情の高まりで政策に反映、提案することはとても難しいことです。ただ、学校が居場所となっているかもしれない子供、家庭をどうやって維持していったらいいのかわからない親御さん、いつの時代も家庭教育、家庭教育支援というテーマはとても大切だと思い、私自身、これからも引き続き取り組んでいきたいという思いです。おじいさん、おばあさんがいて、お父さん、お母さん、子供たち、家庭というものが小さな政府かと私は考えます。家庭の幸せが地域の幸せとなっていくものと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（竹原 義人君）

午後1時再開予定をもって休憩いたします。

（午前 11時45分）

休 憩

（午後 1時00分）

< 6 番 山田 将之議員 >

1. 道の駅さんのへについて

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。
6 番、山田将之君。

○6 番（山田 将之君）

通告に従いまして、私の一般質問をいたします。私の質問は3項目です。

まず、1 項目め、道の駅さんのへについて。全国に道の駅は、3 月現在で1,187 箇所あり、その設置目的は24 時間無料で駐車できる駐車場、トイレなどを休憩機能、道路情報、観光情報、緊急医療情報などの情報提供機能、文化教育施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設で地域と交流を図る地域連携機能があります。

当町の道の駅さんのへは、国道4 号沿いに位置し、館内では地元土産品や加工品などを販売し、週末を中心に多くの来場客でにぎわいを見せています。また、11 ぴきのねこの石像や多数の11 ぴきのねこ関連グッズが購入できるなど、11 ぴきのねこのファンにとっても名所となっています。この三戸町の観光の玄関口でもある道の駅さんのへについて、以下の点について質問いたします。

1、道の駅の駐車場は狭いという声があるが、対策や今後の整備計画はあるのか。

2、令和元年度12 月定例会の一般質問で、道の駅を拠点に交流人口の増加を図っていくべきではと質問したが、その後の考えは。

以上、答弁よろしくお願ひいたします。

○町長（松尾 和彦君）

山田議員の質問にお答えを申し上げます。

道の駅の駐車場対策や今後の整備計画についてであります。現在の駐車場は、平成23 年に拡張工事を行って以来、多くのお客様からご利用をいただいております。また、道の駅と産直ひろばが隣接する施設として広く認知されたことで、さらにお客様が増加をしている状況にあります。

現在駐車場の利用に当たっては、ゴールデンウィークやお盆、年末年始などの時期には警備員を配置し、スムーズな利用ができるよう配慮をしているほか、混雑時にはパークゴルフ場の駐車場利用を促すなどの対策をしております。

今後の整備計画につきましては、現時点では具体的な計画といった形になるものはありませんが、用地や近隣施設の状況などを踏まえて、状況の把握と整理に努めているところでありま。

次に、以前ご質問いただいた道の駅を拠点とした交流人口増加の取組の進捗状況であります。平成29 年度から11 ぴきのねこグッズの取扱品目を大幅に増やすとともに、道の駅オリジナルグッズの販売などを強化し、ファンの方をはじめ、一般の方を取り込むよう交流人口の拡大を図っているところでありま。

一方、広域的な取組として期待をしておりましたレンタサイクル事業につきましては、事業者の撤退などから、実現に至っていない状況であります。町では、今年度、町が所有する電動アシスト付自転車を活用し、観光スポットを周遊することができるよう取組を進めているところでありま。

○6番（山田 将之君）

それでは、再質問のほうをさせていただきたいと思います。

まず、駐車場が狭いという点についてです。今後の整備計画は、具体的にはまだない状況ということで、対策として警備員の配置であったり、パークゴルフ場の駐車場を活用しているということでしたが、そうなのであれば、道の駅からパークゴルフ場までの歩道であったり、歩行者のそういった整備をするべきではないかなと考えています。

パークゴルフ場前の町道、私も近くに住んでいるもので、毎日見ているのですが、幅員が約4.5メートル、車が擦れ違うだけでもぎりぎりの幅員です。また、狭い道路にもかかわらず、スピードを出していく車両も多いのが現状である。特にゴールデンウィーク、お盆などの混雑する時期は、パークゴルフ場の利用者とも併せて歩行者や車両も多く、またサン・スポーツランドで野球の試合があるときは、子供たちがたくさん荷物を持ってパークゴルフ場の駐車場から歩いて行くのを見ます。こういったことから、歩道の整備、または簡易的にでも車両と歩行者通路を分けて明示するなどの安全対策が必要と考えますが、町ではそのような考えがないのか伺います。

○建設課長（齋藤 優君）

先ほど議員がおっしゃってありました町道寺ノ沢松原線の安全対策ということでございますけれども、確かにゴールデンウィークとか、道の駅の利用者、あとサン・スポで大会があったときに、パークゴルフ場に車を止めて、そこから歩いてサン・スポまで行くという方、そういった方も見受けることは私も承知をしております。また、あと国道4号線から貝守とか蛇沼とか、そちらのほうに抜ける抜け道にもなっているということで、通行も多いというようなところも認識しております。

今後の安全対策ということでございますが、先ほどおっしゃったとおり、歩行者が歩く場所の確保といったところも含めてなのでございますけれども、すぐにできる対応として、車両と、あと歩行者に注意を呼びかけるような看板をまずは設置をさせていただいて、それでちょっと様子を見ながら、整備ができればやっていきたいということでございます。

以上です。

○6番（山田 将之君）

分かりました。取りあえず看板の設置で対応して様子を見ながらということであるということでした。私、毎日見ているもので、歩行者なんか歩いている、特に小さい子供なんか歩いていると、ちょっと冷や冷やする部分もあります。事故が起こってからは遅いので、早急に看板からでも対応していただけないかということだったので、対応していただきたいと考えています。

道の駅からパークゴルフ場までのアクセスの点でもう一点、道の駅の裏に階段があります。こちら安全性の観点から、ちょっと危険であると思っています。現状両側に手すりがありますが、踊り場というものがいない状態です。仮にもし足を滑らせた場合、下まで一気に転落してしまう可能性があります。階段の周りからは雑草や花などが伸びており、草刈りなどもされていないように見えます。よって、足を滑らせる可能性は十分にあると思います。

公園などの設計の基準では、階段を設ける場合、高低差3メートル以内に踊り場を設けるということになっています。道の駅において、この基準が当てはまるかどうかは分かりませんが、危険であるということは事実です。こういった状況をまず把握し

ていたのか、またなぜあのような階段を設置したのか伺います。

○やわらかさんのへ交流室長（北村 哲也君）

ただいまの山田議員のご質問にお答えいたします。

パークゴルフ場から道の駅構内に通じる動線として、構内の北側の階段をご利用いただくことも可能となっております。こちらの階段ですけれども、町道との高低差約7.0メートルでございます。特に高齢者ですとか、身体的なご負担があるものと考えておりますので、中間に踊り場を設けること、あと傾斜角の緩和、あと雑草については伸び切ってしまう前に適宜刈り払いをするということで対策をしてみたいと思います。

こちらの階段のほうの設営の経緯でございますけれども、さんのへパークゴルフ場がオープンする際に、パークゴルフ場のほうに多くの県外、町外からの来客が見込まれて、そこでまず道の駅、産直ひろばとの相乗効果というふうなことをもくろんで設置したものでございますが、確かに階段の高さが3メートル超える場合は踊り場が必要だということを認識していない部分もございまして、のり面なりに設営したと申しますか、その辺はちょっと反省してございますけれども、移動円滑化のための基準というものがございまして、そちらに即した形で改良してみたいと考えております。

以上です。

○6番（山田 将之君）

把握していない部分もあったということで、対策のほうを今後していくということだったので、安心しました。把握していないのであれば、現地を見てほしいというあれだったのですけれども、把握をしている、今後も対策をしていくということだったので、道の駅とパークゴルフ場のアクセスの部分、何度も言いますけれども、事故が起こってからではちょっと遅いので、早急に対応していただきたいと思っています。

2点目の交流人口の増加の部分で再質問したいと思います。11ぴきのねこ関連グッズなどの強化で交流人口の増加を図っているということでしたが、道の駅に飲食店が入っていると思うのですけれども、町内の飲食店や菓子店では11ぴきのねこをモチーフにしたメニューが提供されていると思います。道の駅でもこういった食事のメニューを提供できないのか、このように考えています。食堂については、町からの委託で運営しているものですが、町側からこういった提案はできないものなのか伺います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

お答えいたします。

ただいま11ぴきのねこをモチーフにしたメニューというのを道の駅の食堂でも提供できないかというご質問でございますけれども、町内のほうでは、ねこまんまセットであるとか、コロッケカレーというので、第3日曜日とか毎月22日に食事のほうを提供されているようでございます。ほかの店舗の取組等を参考にいたしまして、事業体であります観光協会、商工会のほうに提案のほうをしてみたいと考えております。

以上です。

○6番（山田 将之君）

分かりました。提案していただけるということで、先ほどもありました22日に提供しているというのであれば、そういった月一のイベントや取組を官民一体となって道

の駅を中心に町全体へつなげていければ、商店街、町全体の活性化につながるものと考えますけれども、そういったところはどのようにお考えでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

そのようなメニューを出されている22日というものは、ミヤンのへ郵便局でもイベントをやってございますし、それに合わせて近くのお店でそのような11ぴきのねこのメニューとかも提供されているものだと思いますので、道の駅と、あと下の中心街の周遊とか、そちらのほうを回れるような企画としては大変いいものだと思いますので、その辺も踏まえまして、観光協会等にご提案のほうをしていきたいと考えております。以上です。

○6番（山田 将之君）

観光協会のほうと連携しながら進めていければ、町全体として盛り上がるものと考えます。

観光協会との連携の部分で、道の駅で観光情報の提供のほうをしているかとは思いますが、現在来場者に対しての観光情報の提供はどのようにされているのか。せっかく立ち寄っていただいた方に対して、三戸町を知ってもらう機会でもあります。観光協会などと協力、連携しながら、観光案内所みたいなものを設けることはできないのか伺います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

道の駅の機能の中には、観光情報等の情報提供機能というのも備えてございます。今実際に行われている観光情報の提供というものは、販売スタッフのほうが直接お声がけをしたりとか、あとは自由に持ち帰られる観光パンフレット、道路・観光案内コーナーのほうにパンフレットを設置することによって、そのような観光情報の提供というのを行ってございます。

実際に道の駅の販売員のほうがよく聞かれることというのは、望郷大橋への行き方だとか、あと長谷ぼたん園への行き方というのが主なのだそうです。それで地図をお渡しして、こちらですよというご案内をしているそうです。最近では、スマホ等で情報というのをあらかじめ入手した上で訪れる方も多くいらっしゃるかと思います。ただ、細かい行き方とかというものを、いらっしゃる方々というのは知りたいのかなというところもございます。

観光案内所という形ではございませんが、道の駅の中で、そのような観光情報を実際に発信してございますので、それも兼ねて機能強化というところは行っていきたいと思えます。それは、観光協会のほうにもお伝えをしまして、観光パンフレットの配布、補充とか、そういうので連携をしながら行ってまいりたいと考えてございます。以上です。

○6番（山田 将之君）

観光案内所を設けるといよりは、販売スタッフやパンフレット、今あるもので強化を図っていくという答弁と認識しました。現在で足りていないということではないと思えますので、今後もそういった強化のほうをしていただければなと思っています。

今の項目の点で最後になりますけれども、このコロナ禍において交流人口の増加を図るということは、感染防止の面からは相反するものであると思えます。こういった

中でも、新しい生活様式に対応した観光というものを町ではどのように考えていますか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

コロナ禍における交流人口の増加の件についてお答えをいたします。

確かに今議員おっしゃいましたように、全国でコロナ禍の対応というのは大変苦慮されておりますし、当町におきましても道の駅にいらっしゃるお客様も少なくなるとかということで大変苦慮しているところでございます。

感染対策につきましては、タブレットの体温の計測だとかというので万全を期しております。このような中、イベント等を積極的に行えないという歯がゆさもございませけれども、道の駅のほうでは令和2年度には2商品、ポロシャツとトートバッグですけれども、これは道の駅のオリジナルグッズということで、11ぴきのねこのコーナーを充実させまして、交流人口の増加をまず図っているところでございます。

また、交流人口と言われると、観光目的で訪れた方以外の方、トイレに立ち寄った方とか、例えば野球大会とか、そのご家族の方、別の目的で来た方をいかにまた三戸に来てみようかなというふうな気持ちになってもらえるかなという工夫をしていかなければならないと感じております。それには、まず三戸のことを、手に取って、目にして、触れて感じていただくことが必要かと思っておりますので、町のガイドブックの配置場所であるとか、掲示場所のほうを見直したりとか、あとは定員のスキルアップのための研修の受講であるとか、また情報発信として、今三戸の道の駅のツイッターでは情報掲載のほうをしておりますけれども、新たに町のSNSのほうを使って、道の駅にこういうふうなものができましたよとかというような新商品のご案内というのも掲載できるのではないかとこのところ、ちょっと試してみたいなというふうなことを考えてございます。このような取組で、交流人口のほうを増やしていけないかなというふうなことを考えてございます。まずは、観光協会のほうとも一緒に連携しながら協議していきたいと考えてございます。

以上です。

○6番（山田 将之君）

このコロナ禍においては、大変苦勞されていることかと思えます。様々な対策をした上で、どう交流人口の増加を図っていくかというのは、三戸町だけに限らずの問題であると思っております。町と観光協会と協力しながら、ぜひ新しい生活様式に対応した観光というものを前進させていただきたいと思っております。

以上で1項目めの質問を終わらせていただきます。

2. デジタル化の推進について

○6番（山田 将之君）

2項目め、デジタル化の推進について。コロナ禍により、デジタル化の推進が注目されています。行政手続がオンラインやスマートフォンで完結するような利便性の向上だけでなく、中山間地域対策、教育、介護や子育てなどの福祉や医療、働き方改革など、当町においても幅広い面で効果が期待できるものと思えます。そのためにも、町民一人一人が便利で活力ある生活を実感できる「誰一人取り残さない」をテーマにしたデジタル社会の実現が重要だと考えています。町におけるデジタル化推進について、以下の点について質問いたします。

- 1、デジタル化に欠かせないマイナンバーカードの普及状況と推進について。
 - 2、押印廃止に向けた準備や取組状況について。
 - 3、行政手続のオンライン化に向けた取組状況について。
- 答弁お願いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

お答え申し上げます。

現在国においてデジタル技術やデータを活用して、利用者目線に立って新たな価値を創出するデジタルトランスフォーメーションへ取り組むこととし、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を基本理念としたデジタル社会の形成に向け、本年5月にはデジタル改革関連6法が成立され、9月にはデジタル庁の設置が予定されているところであります。

昨年からのコロナ禍において、給付金事務や行政手続などデジタル化への対応が求められるほか、SDGsにおける2030年までに持続可能な目標の達成の取組として、デジタル化対応につきましては、町としても今後対応すべき事項として捉えているところであります。

それでは、議員からご質問のあった、町におけるデジタル化についてのご質問について答弁を申し上げます。初めに、マイナンバーカードの普及状況と推進についてであります。当町の交付件数は、5月1日時点で2,383件、交付率は24.1%で、県内16番目の交付率となっております。

令和2年度には、カード取得者に最大5,000円分のポイントを還元するマイナポイント事業や、カードを取得するメリットなどを広報紙やホームページにより周知したほか、役場窓口における交付申請書の作成やマイナポイントの申込み支援など個別に対応してまいりました。令和2年度における交付件数は860件と過去最高件数となっている機運を捉え、引き続き周知広報へ取り組んでまいりたいと考えております。

次に、押印廃止に向けた準備や取組状況についてであります。国では新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しが進められています。このうち、押印につきましては、行政手続の99.4%において廃止される見込みである旨の発表がなされているところであります。

今後町では、国と同様の見直しを令和3年度中に実施することとしており、指針となる三戸町行政手続における書面規制、押印、対面規制見直し基準を令和3年5月末に作成したところであります。

今後の工程につきましては、基準に基づき、国の法令及び町の例規から「押印」や「署名」について規定している全ての条文及び様式を洗い出し、それぞれの行政手続について、押印廃止の可否や代替手段等を検討し、関係する例規の改正作業を進める予定としているところであります。

次に、行政手続のオンライン化に向けた取組状況についてであります。現在国の計画におきまして、令和4年度末までに原則全自治体で、子育てや介護等の特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナンバーカードを活用したオンライン手続を可能とするよう整備することとされております。

現在町では、町民からの申請や届出等の手続の多くを書面で行っているところでありますが、今後国の動向を捉えるとともに、県が構築した電子申請サービスの活用など、オンライン化に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（竹原 義人君）

山田君、ちょっと待ってください。

先ほどの山田君への道の駅さんのへの質問に関する答弁について、まちづくり推進課長から訂正の申出がありましたので、発言を許可します。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

先ほど道の駅さんのへの情報発信として、ツイッターで行っていると申し上げましたが、正しくは道の駅さんのへのフェイスブックが正しいものになります。訂正させていただきます。

以上です。

○議長（竹原 義人君）

山田君、この件についてはよろしいでしょうか。

○6番（山田 将之君）

はい。

○議長（竹原 義人君）

それでは、議事を進めます。山田君。

○6番（山田 将之君）

では、今のデジタル化について再質問させていただきます。

まず、マイナンバーカードの点です。マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請が4月末で終了しました。これまでは、ポイントがもらえるということで広報活動を行ってきたかと思うのですが、今後普及率アップを図っていくということでは、どのように広報されていくのか伺います。

○住民福祉課長（馬場 均君）

ご質問にお答えしたいと思います。

マイナンバーカードにつきましては、今後健康保険証として使用するということですとか、あとはさらに先の話になるかと思えますけれども、運転免許証等の一体化が進められると。それから、様々マイナンバーの機能のほうにつきましては、スマートフォンへの搭載ですとか、マイナンバーカードを持つことのメリットというのがいろいろ今後出てくるものと考えられております。これにつきまして、今後はそういったメリット等を広報ですとかホームページとか、そちらのほうで周知いたしまして、取得していただくように広報を今後とも続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

現段階で、マイナンバーカードの町の活用方法というのはあるのでしょうか、伺います。

○住民福祉課長（馬場 均君）

今の時点で、町単独、町独自というものは特にはないかと思います。

以上です。

○6番（山田 将之君）

活用方法が現段階ではないということでした。国のほうや県のほうでやっているものだけということかと思えます。活用方法がないということで、今後出てくるというだけだとちょっと弱いのかなと思えます。マイナンバー制度、番号法でマイナンバーの利用が義務づけられた事務以外に、自治体の創意工夫によって独自のサービスを提供することが可能となっているということがホームページに書いてありました。現状では、マイナンバーカードの利用機会が少なく、取得に消極的になるのはある意味当然ではないかなと思えます。

また、マイナンバーカードの普及が進まなければ、仮に独自サービスを行ったとしても、効果は限定的なものになるのかなと。住民サービスの向上にはつながらないのではないかなと考えています。こういったことから、マイナンバーカード取得にメリットを感じるような魅力的な施策と周知を徹底的に行う必要があると思えますが、どのようにお考えでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

マイナンバーカードの普及、そして促進ですが、国のほうでもデジタル庁を設立をし、一日も早い発展に力を入れていくわけですが、今後国のほうでやっていく子育て支援についてのもも、マイナンバーカードを前提に給付をするというようなことも、新聞等ですけれども、発表されているようでありますし、町のほうではマイナンバーカードの活用について、町が独自にいじったりというようなことは個々にはできないものですから、それをやるための国のシステムがきちんと動き始めないと、独自性ということは難しいというところも、まず個人情報であるとか、システムのセキュリティーという部分で考えたときには、そこが非常に大事な部分になると。

その上で、国のほうでもいろんな給付事業、昔は商品券を配ったりとか、個人に対しての給付とかというのがあったのですけれども、そういったものも紙ベースではなくて、それをやると1か月も2か月もすごく時間がかかってしまうものが、マイナンバーカードが普及をすれば、一瞬で全国民にいろんな支援ができるということで、本当コロナ対策、感染症対策、非接触という部分でも、かなり可能性は出てくるのだというふうに思っております。

ここまでちょっと長くなりましたが、令和元年度に寿教室で、私は町長の講話という中で、SDGsについて説明をさせていただきました。SDGsにプラスして、今のマイナポイントの説明をし、そして個人情報であるとかそういったもの、やっぱりご高齢の方も心配をしておりましたけれども、いろいろ手を挙げて、こういうことは大丈夫なのだろうか、変に悪用されることはないのだろうか、いろんなやり取りもさせていただきました。やはり普及をしていくためには、そういういろんな地域の方との関わりをしながら、その場、その場でしっかりと説明をして、安心をしてもらうと、そのことが大事だというふうに思っております。

また、町としてこの活用を広げていくために、今職員全体で一日も早く100%を達成しようということで、いろいろ運動しているところでございます。

○6番（山田 将之君）

町長のほうから答弁いただいて、大変分かりやすく説明していただきました。直接出向いてという部分があったと思うのですけれども、私もそれが一番大事かなと思っております。それに付け加えて、町独自の特典であったり、各町内会、地域、町内企業

へも出向いて、普及促進を図るべきかなと思っていました。

あと、活用方法の部分で、国のほうで用意したものをやらないと、町独自ではなかなか難しいということだったのですけれども、現在利用できるもの、マイナポータルでの書類の申請だったり、そういったものはできるのではないかなと思っていました。お隣の南部町であったり、三戸郡内でもそういったマイナポータルは活用されているところもありますので、三戸町でも考えていただければなと思っていました。

コンビニにおける証明書等の自動交付、そういった部分も利用できれば、今共働きで平日役場に来られない方にとっては、とてもありがたいサービスではないかなと思っていました。こちらについては、県内まだ4市町村しかやっていないということだったので、準備ができればやればなと考えています。その辺のところを答弁いただければと思います。

○住民福祉課長（馬場 均君）

マイナンバーカードの独自の利活用につきましては、議員からお話がありました他の自治体での先進事例、そういったものを参考にしながら、できるものについては検討してまいりたいというふうに考えております。

あとコンビニ交付のほうの話でございます。コンビニ交付につきましては、マイナンバーカードを使って全国のコンビニエンスストアで、午前6時半から午後11時まで住民票、印鑑登録証明書を取得できるというメリットがあると。令和3年5月末現在で、議員からもお話ありましたけれども、県内では八戸市、青森市、深浦町、鶴田町で導入されているということでございます。

ただ、こちらのほう国の試算でございますけれども、住民票と印鑑登録証明書の発行のみの場合ということで試算しますと、導入費が約1,100万円、それから毎年かかる経費といたしまして、システムの保守料として250万円程度、あと運営の負担金、こちらのほうが70万円という、それからさらにコンビニ事業者への手数料等が発生するというところでございます。相当額の経費が必要となるということもございまして、こちら費用対効果のほう、今後マイナンバーカードの普及状況等を考慮しながら、普及してくれば、またそういった経費のほうが低くなっていくということも考えられますし、そういったところを考え合わせながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（山田 将之君）

私、簡単にコンビニの自動交付をしゃべったのですけれども、すごく経費がかかるということで、私自身もちよっと驚いています。この費用をかけるだけの費用対効果があるのかという部分、検討していくのは必要ではないかと思えます。

このマイナンバーカード、最初にもありましたように、健康保険証や運転免許証など、今後生活における重要度が増していくものであると考えますので、より一層の普及促進をお願いしたいと思っております。

次の押印廃止について再質問したいと思えます。現在の状況等を答弁いただきましたが、これからということで答弁を聞いておりました。押印廃止について、町としてはどのように考えているのか、またメリット、デメリットについてはどのように考えているか、答弁をお願いいたします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

押印廃止に向けて、町としてどのように考えているか、そしてメリット、デメリットということですが、まず押印の廃止につきましては、これまで印鑑を持ってきていただく、そして押印をするということで、本人の確認をしているところであり、窓口に来られる方が印鑑がなければ手続ができない等々、あと窓口に来なければいけないということの手続が発生するわけでございます。

廃止するとすれば、メリットとしては、手続が簡便になるということがまず1つ。加えて、ネットでの手続が可能になるということで、ご利用なる方については非常にメリットがあるのかなと思っております。

ただ、その反面、本人を確認する際、サインをいただくことになるのですが、確実に本人であるかどうかということの確認の作業というのが出てきます。そうすれば、結局本人を確認できる書類はございますかということでお尋ねをすると、免許証とか保険証とか、マイナンバーカードもそうですけれども、そういったことになるかなと思っております。印鑑を持ってくる手間と、そういったカードを持ってくる手間とほぼほぼ変わらないのではないかなというところで、そういったところがちょっとデメリットがあるのかなと考えております。

以上です。

○6番（山田 将之君）

メリット、デメリットのほうを今答弁いただきましたけれども、デメリットの部分で本人確認が必要だということで、先ほどのマイナンバーカードがあればネット上で手続ができるのではないかなと、そういうふうにならっていくのかなと。そういった面で、デメリットが解消されていくのかなと思います。そうなってくると、メリット、押印廃止はどんどんやっていくべきだということによろしいのでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

町としては、先ほど町長のほうからも答弁がございましたけれども、押印廃止に向けた取組ということで、基準を作成しております。おおむね1,000件くらいの申請について押印廃止ができるのではないかなという試算をしておりますので、できるものについてはやっていって、住民の方の手続が簡素にできるように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○6番（山田 将之君）

今1,000件くらいあるという試算だったので、何件のうち1,000件でしょうか。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 1時44分）

休 憩

（午後 1時45分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（武士沢 忠正君）

先ほど1,000件と申し上げましたけれども、全部の件数が1,000件という意味でございます。1,000件のうち、できるものについて検討していくということでございます。

その1,000件の内訳といたしましては、町の条例、そして例規等がございます。こちらの件数がおおむね500件程度で、残りの500件が、細かな補助要綱とか、そういったところの様式が500件ということになっております。

そのうち何件できるかということにつきましては、まだ作業のほうをやっておりませんので、その辺はまだ見込みが出ておりません。

以上です。

○6番（山田 将之君）

これからできるもの、できないものというのを検討していくということで認識しました。こういった押印廃止が町にとってやはりメリットがあるということなので、どんどん進めていただければと。国のほうでも押印廃止、99.4%廃止できるということだったので、それにのっとりながら、町のほうでも進めていただければと思っております。

次の項目、行政手続オンライン化の部分です。行政のオンライン化については、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、今日重要視されるようになりました。町独自にオンライン化できるものというものはあるのでしょうか、伺います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

町独自にオンライン化できるものがあるかということのご質問でございます。電子申請をオンライン化でやる場合については、基本的には現在ある申請、町が受付をしております申請をベースに行うこととなります。このうちで、町の独自のものとなると、町独自の事業ということになりますので、まずはそういったところの整理が必要かなと思っております。

他町のほかの自治体の例を探してみたところ、独自にやっていると思われるのをご案内いたしますと、市長へのお便りとか、出張トークの申込み、これ多分職員の方が何か講演会的なものを行っているのだと思うのですけれども、そういったものの申込み、あとは元旦マラソンの大会の参加申込み等々ありまして、必ずしも行政の手続ではない部分の活用がされているものもございます。そういったところも参考にして、導入していければなと思っております。

電子申請のメリットは、24時間受付ができると、役所に行かなくてもできるということもございますので、様々な方から意見を募るようなアンケートの募集とか、そういったところも考えられるのかなと思っております。ただ、実際に申請のフォームに落とし込めるかどうかは、まだやっておりませんので未知数でありますけれども、この辺はちょっと進めて検討してまいりたいなと思っております。

以上です。

○6番（山田 将之君）

ホームページ上でできるかどうか検討していくということだったのですが、三戸町ではライン公式アカウントの地方公共団体プランを利用して、登録した人に対して各戸配布や回覧などのチラシを配信していると思うのですが、こういったものを利用し

ながら、そういった申請というのはできないのでしょうか、伺います。

（「休憩お願いします」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 1時50分）

休 憩

（午後 1時51分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまのご質問ですけれども、ラインを使った手続の申請ができないかということではよろしいでしょうか。ラインのほうは、ご存じかと思えますけれども、やり取りをする、画像とか書類も送れるものではありません。ただ、先般新聞等でご存じかも分かりませんが、セキュリティ上のリスクがあるということで、国のほうから使用を一旦控えてくださいというような通達が出ている状況にあります。そういったこともありまして、一般的なチラシというか、周知広報的なものであれば差し支えはないよと、あとは使う自治体のほうで判断して使ってくださいという状況にありますので、まず一旦は申請まで踏み込んだところの使い方は想定しておりません。先ほど議員からお話がありましたオンライン化、マイナポータルでありますとか、あと青森県のサービスでありますとか、そういったところの充実化を今図っていきたいなと思っております。

以上です。

○6番（山田 将之君）

ラインのほうは報道のとおりセキュリティ問題があるというところで、私もちょっと心配はあったのですが、ほかの自治体で今回のコロナワクチンの予約をラインでやったということもあったので、その辺どうなのかなと思って伺いました。県や国のそういったサービスを利用しながら今後対応していくということだったので、了解しました。

このコロナ禍において、これまでの書面主義、押印原則、対面主義の考え方を今後変えていかなければならないと思っています。デジタル化に関して、私自身も勉強不足な部分も多々ありますが、今後生活の中心になってくるものであるのは間違いないのかなと思っています。今日の新聞でも、まち・ひと・しごと創生の基本方針が示されたということで、行政のデジタル化についても記載がされていました。国の動向に注視しながら、町でも積極的に取り組んでいただきたいなと思っております。

以上で2項目めの質問を終わらせていただきます。

3. ふるさと納税返礼品について

○6番（山田 将之君）

では、3項目めです。ふるさと納税返礼品について。ふるさと納税の返礼品として、3月には電子感謝券の利用が開始、また5月には11ぴきのねこシリーズに新たに第14弾として、へんなねこのぬいぐるみが登場し、メディア等でも取り上げられ、話題となっています。その他にも地元の農畜産物やその加工品など、多くのラインナップがあり、県内の市町村の中でも人気のふるさと納税となっています。このふるさと納税返礼品について、以下の点について質問いたします。

- 1、電子感謝券の利用できる店舗数と利用数、また今後の展開について。
 - 2、11ぴきのねこシリーズの返礼品の製作を請け負う町内事業者の数について。
- 以上、答弁よろしく願いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

ふるさと納税返礼品につきまして、1点目の電子感謝券の利用できる店舗数と利用数並びに今後の展開についてであります。初めに電子感謝券の概要について申し上げます。この電子感謝券とは、ふるさと納税サイトのふるさとチョイスから選択できる返礼品の一つで、寄附金額に応じて寄附者に電子ポイントが付与され、当町を訪れた際に、そのポイントで買物ができるものであります。

電子感謝券取扱店につきましては、令和2年10月号の広報さんのへで募集をしたほか、11ぴきのねこ関連商品を取り扱っている町内事業者を中心に声かけを行い、取扱店としてご登録をいただいております。

現在電子感謝券を利用できる町内の店舗数は4店舗であり、利用実績は2件となっております。

今後の展開につきましては、引き続き町内事業者に対し、電子感謝券取扱いの導入を呼びかけ、店舗数の拡大を図るとともに、返礼品として電子感謝券をお選びいただいた皆様の利便性向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の11ぴきのねこシリーズの返礼品の製作を請け負う町内事業者の数についてであります。これまで当町が発表いたしました11ぴきのねこシリーズ特製お礼品は、著作権者であるこぐま社様と協議を重ね、承認をいただいた県外の事業者へ製作を依頼しているため、これまで町内事業者が製作した実績はございません。

なお、11ぴきのねこシリーズ特製お礼品とは別に、ふるさと納税返礼品として、町内事業者自らが企画販売している練りきりや缶バッジなどの11ぴきのねこシリーズ関連商品は、14商品を町内9事業者からご提供いただいております。

今後におきましても、11ぴきのねこシリーズの作品を大切に、作風を損なうことのないよう、お礼品の企画開発に取り組んでまいりたいと考えております。

○6番（山田 将之君）

それでは、再質問のほうをいたします。

まず、電子感謝券について、町内で利用できる店舗は4店舗ということでした。今後、より多くの方が三戸町を訪れていくために、利用できる店舗、協力いただける店舗を増やしていくことがやはり重要だと思います。

町内の店舗への募集はどのように案内しているのでしょうか、伺います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

電子感謝券の取扱いの導入の呼びかけについてお答えいたします。

まず初めに、令和2年10月号の広報さんのへのほうに導入に係る説明会開催のご案内

内を申し上げました。呼びかけを行いましたけれども、参加者がいらっしやらなかったということで、11ぴきのねこ関連商品を取り扱っている事業者様のほうに声かけをいたしまして、現在の4店舗というふうになってございます。今後広報等を活用しまして、導入のほうを促して、特に飲食店とか、そういう事業者様を増やしていければいいなというふうに考えてございます。

以上です。

○6番（山田 将之君）

今後増やしていくということでしたが、感謝券を導入しているほかの自治体を見ますと、やはり三戸町に比べて利用できる店舗数、その都市の規模にもよるのかもしれないませんが、利用できる店舗が充実しているように感じました。

また、電子感謝券を利用している方、現在では2件ということだったのですが、そういった方の利用している店舗を見ますと、宿泊施設が多いように印象を受けました。町内では宿泊施設がない状態で、今後どのように活用を考えているのか伺いたいと思います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

電子感謝券の使い道ということで、現在これまでに電子感謝券が使われた方と申しますのは、お二人の方から電子感謝券の申込みがございまして、計1万2,000円分のポイントと交換されまして、町内のお店で使用いただいたものになります。その際利用したのは、この電子感謝券自体は町内の方がするものになりますので、わざわざ三戸に来なければ使えない券にはなるのですけれども、三戸に来ていただいたきっかけというのは、11ぴきのねこのファンだったというところで、それを基に道の駅のほうに来ていただいて購入をしたということもございまして、まず当町に宿泊できる場所というものはございませぬけれども、11ぴきのねこというのがそれに代わるものとして、観光客とか交流人口を増やす一つの手だてになろうかと考えてございます。

以上です。

○6番（山田 将之君）

宿泊施設がない中でも、当町には11ぴきのねこという武器があるというような答弁だと思えます。了解しました。まだ始まったばかりのものなので、今後そういったものをうまく活用しながら、交流人口、関係人口の増加につなげていければと思っております。

2点目の11ぴきのねこの返礼品を請け負っている業者数の点です。町内では、11ぴきのねこシリーズではゼロで、関連した11ぴきのねこグッズという点では14商品、9事業者であるということだったのですが、11ぴきのねこシリーズは町内では不可能なのでしょうか。できないものなのか、伺います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

まず、11ぴきのねこシリーズのお礼品には、通常のものとは申しますのは町内の事業者が作製いただいたものと、特製お礼品というものは、特にこれまでに第14弾まで来ていますけれども、ぬいぐるみであるとか、あとは積み木等、これらを特製のお礼品というふうに申し上げてございます。

実際ふるさと納税の返礼品としては、先ほど町長の答弁にもありましたように、練りきりだとか、缶バッジとかというのは既にご覧いただけますので、返礼品に限ってという

ことであれば限定されるものではございませんけれども、特製のお礼品、ぬいぐるみであるとか、積み木というものを町内の事業者が請け負うということに関しては、一定のクオリティーと、あと数量のほうが確保できなければなかなか難しいのかなと考えてございますので、あとはこぐま社様のほうから承認のほうで、これで十分な11ぴきのねこの世界を知らせることができるよというふうな承認を得たものについて、まずクリアできれば特製のほうの受注というのも可能かとは思うのですけれども、実際のところちょっと難しいのかなと。

現在町のほうでは、単独の事業といたしまして、ふるさと納税返礼品の開発のための補助金というものをご用意してございます。これは、新商品の開発であるとか、ラベルとかラッピング等にその経費を使っていたら、新しい返礼品として誕生させることを目的にしておりますので、もしそのように何かを作りたいとかという場合には、新たな返礼品としてこの補助金を活用いただき、挑戦していただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○6番（山田 将之君）

できない理由として、クオリティーだったり、数量、あとこぐま社との関連があるということだったのですけれども、特製返礼品の部分ですか、メディアのほうでも取り上げられて、大変話題になるものだと思います。そういったものを町内で作ればなと思ったのですが、クオリティーであったり数量という部分で、町内業者を育成していくという意味では依頼できないものなのかなと考えています。

ぬいぐるみ等、クオリティーが最も重要視されるのではないかなと思いますが、例えばトートバッグであったりエプロンなどであれば、町内業者でも作製できるのではないかなと考えていますが、その辺はいかがでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

町内業者の育成というところでございますけれども、こぐま社様のほうにまずデザインであるとか、それはねこの格好であるとか、あとは生地だとか素材とか、そういうものも含めての承認かと思っております。先ほどのご質問にお答えした中にもありますように、まず補助金のほうを使いただき、そういう実績を積み上げることで、特製返礼品というものにつながるのかなというふうに考えてございます。今仮に私のところでやらせてくださいといった場合であれば、例えばぬいぐるみの都内にあります工場のほうでも、同じようなクオリティーとかそういうものの担保というものは保証できませんので、まずはこのような商品というものを作っていただくことができるか、あとはやはり11ぴきのねここというブランドもございまして、信頼関係というものもちゃんと構築した上でお願いできればなというふうに考えてございます。

以上です。

○6番（山田 将之君）

分かりました。町のほうでは、補助金を出したり、返礼品を開発するという部分でサポートしているということだったので、そういったところから町の事業者は進めていくという方法で、今後町内で作れるようになっていくのではないかということでした。

ふるさと納税によって、また返礼品によって、町全体が活性化することが大切だと考えています。どうしても不可能なのであれば仕方ないですが、どうやったら可能な

のか、こぐま社や町内事業者とも協議しながら進めていってもらえればと考えています。

以上で今回の私の一般質問を終わります。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩いたします。

（午後 2時08分）

休 憩

（午後 2時12分）

< 8番 藤原 文雄議員 >

1. 防災・消防体制の充実強化について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

8番、藤原文雄君。

○8番（藤原 文雄君）

今回の私の質問は、1項目4点について質問いたします。

1、防災・消防体制の充実強化について。町民の生命と財産を守り、安全、安心を確保するため、本町では地域防災計画をはじめとする各種計画に基づく防災体制の整備が進められていますが、地域防災の中核的な役割となる消防団については、社会的構造の変化に対応した、より効率的な活動運営を図る必要があります。また、町内には複数の民間福祉施設があり、災害発生時に混乱が予想されることから、町の防災、消防体制について伺います。

①、消防団組織の再編及び強化策について、検討状況と今後の方針。

②、消火栓、防火水槽等、消防水利についての現状と問題、今後の整備計画。

③、大規模災害時における物資調達等についての準備状況。

④、火災発生時における町内福祉施設（児童、障害者、高齢者）での避難所や避難誘導等についての町の対応。

以上について説明を求めます。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、藤原議員の質問にお答えを申し上げます。

防災及び消防体制の充実強化についてのご質問であります。まず1点目の消防団組織の再編と強化策についてご答弁申し上げます。第3次三戸町行政改革実施計画では、消防団分団の統廃合を令和2年度までに検討することとなっており、昨年度、住民を対象とした消防団に関するアンケートを実施いたしました。

アンケートでは、統廃合を希望する意見のほかに、合併による団員の減少を不安に感じる意見などがありました。このアンケート結果を踏まえ、消防団へお諮りしたところ、消防団としては、きめ細かな防災を維持するために、統廃合は慎重に進めたほう

がよいのではないかと意見が出されたところでもあります。消防団員は、各地域における消防防災の要であることから、平常時、災害時を問わず、地域に密着し、安全と安心を守っておりますので、町といたしましては、今後も消防団と相談しながら、活動しやすい組織として維持できるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、強化策としては、今年度、総務省から貸与が予定されている救助用の資機材搭載型の消防ポンプ自動車を配置するほか、排水ポンプやボート等の水害用器具を整備するなどして、災害に強いまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、2点目の消火栓や防火水槽などの消防水利についての現状と今後の整備計画についてであります。現在消火栓は245基、防火水槽は105基あり、このほか状況に応じ、河川等の自然水利を使用するなどの対応をしております。

また、町中心部においては、河川から水利を確保し、送水ができるよう、おまつり広場と青森銀行付近に送水管を整備しております。

消火栓の新設や修繕につきましては、八戸圏域水道企業団と協議しながら進めており、令和2年度は2基を新設し、1基を修繕しております。このほか、防火水槽については、老朽化していた1か所の修繕をしているところであります。

今後の課題につきましては、火災時の取水箇所が集中し、水圧が低下した際に、河川などから取水する場所の確保と、これらの定期的な水利点検などの対応が必要となるものと考えているところであり、消防団や消防署、八戸圏域水道企業団と連携し、情報共有を図っていく必要があるものと考えております。

次に、3点目の大規模災害時における物資調達等の準備状況についてであります。現在町では青森県災害備蓄指針の考え方を踏まえ、アルファ米やライスクッキーなど1,516食、500ミリリットルの飲料水1,968本、毛布352枚、非常用寝具55セット、段ボールベッド50台、簡易ベッド40台、段ボール間仕切り50セット、簡易テントが40台、サーキュレーター扇風機15台などを備蓄しております。また、物資調達に関して、県内自治体との連携協定のほか、南部藩ゆかりの山梨県南部町や身延町、岩手県盛岡市や遠野市のほか、二戸圏域や久慈圏域、友好都市であります静岡県牧之原市との協定を締結しております。

民間企業等との応援協定では、株式会社ユニバースや株式会社サンデーなどと避難所で必要な食料や日用品等の物資の優先供給を協定しているところであり、このほか、町内9社の石油燃料等販売業者と、避難所における重油や灯油、LPガスの優先供給と、緊急車両の石油燃料などを優先的に供給していただけるよう体制を整えております。

最後に、4点目の火災など発生時における町内福祉施設での避難所の開設や避難誘導等についてであります。各福祉施設では、火災発生時のマニュアルを作成し、月に1回、避難訓練を行っております。

町では、各福祉施設等で大規模火災が発生した場合においては、地域防災計画に基づき、役場職員のほか、消防団、自主防災組織などが指定緊急避難場所への避難誘導を行うこととされております。

平成15年に中央保育所の近隣で発生した火災の際には、避難場所として城南町内会館を開設した事例もございました。今後も、火災の発生した場所やその状況などを考慮し、対応するとともに、要配慮者がいる場合には、避難所内に専用の場所を設けることや、町と協定を締結している福祉避難所を開設するなど、引き続き対応してまいります。

また、福祉避難所として町と協定を締結しているほほえみ三戸では、本年2月にLPガスを使用した大規模防災用自家発電設備が設置されました。これにより、福祉避

難所としての機能強化がより一層図られ、町といたしましても大変心強く感じているところでもあります。

今後も、町民の安全を確保することを最優先に、火災時の初動体制と危機管理体制の確立に取り組み、万全の体制を期してまいりたいと考えているところでもあります。

○8番（藤原 文雄君）

ただいま町長より、4項目についての答弁をいただきました。これから再質問として、順次質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、①番の消防団組織の再編及び強化策についてでございますけれども、先ほどの説明によりますと、強化策として町では今年度も新型特殊車両の納入が決まったということで、この辺につきましては昨年、その前から順次新しい車両の導入等、積極的に町では準備されているなということで、努力されているということで、大変評価しているところでございます。

再編の検討状況について、先ほど聞きましたけれども、これは2年ほど前からですが、各町内であったり分団からアンケートをいただいたということで、昨年町の方針としては、取りあえずは統廃合については行わない、慎重に進めるという答弁でしたけれども、1つ質問しますけれども、町内であったり各分団から具体的な要望、合併とか問題点についての意見というのは何件ぐらいあったのかということ。それからもう一点、町内分団で、現在団員数が10名を切っている分団があるのかどうかについて伺います。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

それでは、藤原議員のご質問のほうにお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、町内会とか分団のほうから再編というか、統合のお話が何件ぐらいあったかということなのですが、今のところ正式な形でこちらのほうで受け取っているものはありません。

あと、町の分団のほうで、分団員が10名以下の分団がどれぐらいあるかということなのですが、令和3年4月1日現在の団員数によりますと、4個分団が10名以下ということになってございます。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

アンケート等によりますと、具体的にはっきりとした意見は各町内会や分団からはなかったということで、なおかつ団員数10名を切っているところが4か所ということでございます。

そもそも再編について検討しますというのは、これは町の第5次総合振興計画の中に記載されていて、まずそのとおり検討されてきたということなので、その部分はそれでやられてきているので、いいと思うのですが、再編が必要ではないかという意見は、これは数年前から各関係者から出されていたというように思っています。だからこそ、町の振興計画には再編を含めて話をしていきますというのが盛られたのだと思うのですが、今回調査の結果ということで、具体的な話がありませんでしたというようなことなのですが、私の実感として、様々な方から聞いた情報によりますと、なかなか厳しいという声は届いていたということで、少しこの部分について、もともと起因される問題とすると、消防団員の減少、この問題が一番根底にはあって、それを解決するためには、様々今まで町としても取り組んできたと思います。例えば災害支援団員制度、これも10年になりますけれども、そういった努力

によって、何とか今までの消防団の体系というのは維持をされてきたものと思いますけれども、10名を切った分団が4個分団あるという現実を踏まえて考えますと、よその町のお話を聞きますと、やはり同じ問題で、どこの町村でも苦勞していますけれども、その中で災害が発生したときに、車両が出動できない分団が出ているということを知りました。そういうことにならないようにということで、町は再編というテーマを出したのだと思いますけれども、消防団をやられている方々で検討して、取りあえずは慎重に進める、今の体制を維持するというで決まったということでございますけれども、その危機的な状況を好転させるための具体的な方策について、何か話し合われたかについて伺います。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

まず、今のご質問にお答えする前に、1点だけ訂正のほうをさせていただきたいと思えます。私、10名以下の分団が4個分団あると先ほど申しましたけれども、それは基本団員だけの話で、災害支援団員を含めると、10名以下の分団は1個分団だけ、1つだけということになりますので、すみません、解釈のほうをお願いしたいと思えます。

あと、再編のほうにつきましては、消防運営審議会のほうにもお話をさせていただいて、まず今後慎重に進めていきたいと思いますという結論に達したというところもございますので、そういった点については、そこで進めていきたいと思っております。

また、アンケートのほうにつきましては、先般行ったアンケートは、町民の方対象のアンケートということで、その中に消防団員の方も含まれているというふうな解釈になると思うのですが、あくまでも町民を対象としたアンケートの中では、再編とかという話も中には出てきておりましたけれども、各分団等から正式に再編とか統合をさせていただきたいとかという話は、今までのところはないということでお話をさせていただいております。

今後の進め方につきましても、同じくこれからまた消防運営審議会のほうが開催されると思えますので、そちらのほうでまた新たに審議のほうとか、ご意見のほうをお聞きしていきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

ただいまの答弁でございますけれども、もう一回確認しますけれども、令和2年に正副団長会議が開かれたということで、その内容が19分団を維持する方向であると確認ということで、今年度、つい最近出されました報告書のほうに、そのように記載されておりましたけれども、先ほどの説明とちょっと違うようなのですけれども、もう一回確認します。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

藤原議員のおっしゃるとおり、昨年10月頃の正副団長会議のほうで、そういった今後の消防団の再編についてどのように進めていこうかということで、正副団長のほうからご意見のほうは伺いまして、それをさらに、すみません、期間をちょっと私も度忘れしましたが、消防運営審議会のほうにも正副団長会議のほうでこういうお話がありましたということでお諮りしたところ、まずその辺については正副団長と同じく今の19分団を維持していくように、再編についても慎重に進めていこうかということでのお話となっているところでございます。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

報告書のとおりだということで理解しました。私が一番心配している点について、少しお話をさせていただきたいと思うのですが、先ほどもお話ししたように、団員減少というのが根本的なところであって、それを何とかしようということで災害支援団員制度が導入されてということでやってきて、さらには今年3月には一部団員の定年延長ということもありました。根本的に人数が少なくなっていく中で、どのように進めていくかということで、様々町としても提案をしてきたのだと思いますけれども、先ほどのお話にあったとおり、取りあえずは慎重に再編を考えているということなのだと思いますけれども、私自身も再編についてはなかなか大変だろうなという感覚は持っています。

そもそも消防団の歴史というのはすごく長くて、これは恐らく昭和30年に新生三戸町ができたときからの現在の体系かなと思っています。なので、66年、場所によってはそれ以上の歴史のある消防団活動ということで、これは町内会よりも多分歴史としては古い、それぐらい地域に根差した消防団であるということもあって、それが基盤となって消防団の活動の充実が図られてきた。大変重い消防団でありますので、簡単には再編云々ということは多分難しいのだろうなとは思っていますけれども、それでも先ほど本団員が10名を切っている団が4個分団、支援団員を入れると1個分団に減るといったことは本団員が担っているということで、10名を切っている分団というのはかなり少人数の中で頑張っているという実態があるわけで、それを地域のために必要だから、これを残しましょう、まだ頑張れるから、少人数でも頑張ってくれというのは、やはり町として配慮というか、そういう一生懸命頑張っている分団のことを考えると、対策を考えないというのは責任感がないのかなということを考えます。

強化策として、町は一方で車両等の導入、これは一生懸命やられています。しかし、それを使って実際に動くのは消防団員でありますから、他町のように消防車両が整備されていても、火災のときに出動できないというようなことが、このままいけば実際に起こり得るのではないかと感じます。これは、消防経験のある方ですと、大変だなというのが分かると思うのですが、一般の町民の客観的な視点から考えると、1台、数千万円という車両が十分に動かないということになれば、やはり批判があったりするのかなと。一生懸命少人数で頑張っている分団が、そういうことで肩身の狭い思いをする前に、何とかこのところでは町として具体的な対応を考えなければいけないと思うのですが、それを含めて再編の議論というのは、まず終わったということではなくて、これからも進めていくという考え方でよろしいですか。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

藤原議員のご質問にお答えいたします。

確かにおっしゃるとおり、消防団の歴史というのはかなり古いものがあるというふうに私も認識はしております。

今後の再編につきましては、確かに今の段階で答えが出たというわけではございませんで、今おっしゃったとおり少人数の分団のほうにご意見を聞きながら、どうしても車を動かせなくなりましたと、そういったご意見等が出てきたときには、少しは再編に向けての検討のほうも進めていかなければならないなというふうに考えておりますので、今後も様々分団のほうからのご意見や、また町内会のほうからとかのご

意見のほうもお伺いしながら、再編については検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

1番の消防団組織の再編、強化については、質問は以上といたします。

2番目の質問、消火栓、防火水槽等消防水利についての現状と課題、今後の整備計画について、先ほど町長より答弁をいただきました。この部分についても、消火栓、水槽については順次計画を立ててやっているということでしたが、先ほど1か所、水槽の古くなったところの修理があるということでしたが、防火水槽の耐久性の診断というのは、どのように行われているのかについて伺います。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

防火水槽の耐久性とかの診断ということですが、年に1回、消防署のほうに依頼をしております。消火栓及び防火水槽の点検のほうを行っていただいております。その結果を踏まえまして、早急に修繕しなければならないものとか、そういったところのご指摘を受けまして、町のほうではそういった形で修繕とか進めているというような状況になってございます。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

防火水槽の点検については、年1回行われているということですが、水槽の中には蓋が、コンクリートをそのまま載せた状態のもの、これも大分古いのではないかなと思うのですが、そこら辺の安全性とかのことについては考えがあるのか。古くても大丈夫だから、今まで手をつけていないのかなということなのだろうけれども、何となく安全性からいうと、ちょっと微妙かなと思うので、その辺の対応について伺います。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

おっしゃるとおり、本当に古いものであれば、コンクリートの蓋というか、水を取るところに蓋を上げているという場所も見受けられるというのは、私のほうも消防署のほうから聞いたりして確認はしているところでございます。ただ、現状ではその蓋でも、まず人が乗っても落ちない、そういった形の点検のほうも署のほうでは行っておりますし、あと蓋がどうしても老朽化して危ないような状況であれば、すぐに消防署のほうからも連絡が来て、こちらでも対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

水槽の件については了解いたしました。

消火栓、防火水槽のほかに、水利として自然水利がございまして、いわゆる河川を使ったということで、それについての場所の点検とかもやられているということで、特に1級河川、熊原川であったり馬淵川、大変この頃護岸工事も進んで、20年前とは大分川の形態も変わってきて、災害についてはかなりよくなってきているのですが、一方では水利として考えた場合は、必ずしも有利にはならない。もとも

とそういうふうに工事はしていないので、それに対して水利として使うために、消防団では様々な装備をもって水利にやっていくということになると思うのですけれども、特に冬場についての河川の整備状況はどのように考えているかお聞きします。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

ただいまのご質問、冬場の河川に現在車が入れるような場所への整備の状況というようなご質問でよろしいでしょうか。確かに冬場におきましては、除雪車が入っているところにつきましては除雪していただいたり、あと分団のほうで見回って除雪のほうをお願いしているというような状況になってございます。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

河川、自然水利のほうについても分団等にやってもらったり、それぞれ対応しているということかと思えます。

もう一点、水利について伺います。水利の中で、まず消火栓、防火水槽、自然水利、そのほかに用水路の使用もあろうかと思えますけれども、用水路は管理団体が違うということで、これまでもあまり考えないで用水路も水利だなということで考えてきましたけれども、用水路の使い方、また管理団体との提携というか、話し合い等の内容についてお知らせください。

（「暫時休憩をお願いします」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 2時48分）

休 憩

（午後 2時49分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

用水路につきましては、主には三戸土地改良区のほうの管理というものがメインになってくると思うのですけれども、現在のところそういった緊急時における水路の利用ということについては、特段協議のほうとかは行っていないのが現状でございます。

ただ、観閲式の玉落とし競技とか、そういったものにつきましては、まだ水が入ってくる前とかということもありまして、土地改良区のほうとお話はさせていただいているところでございます。今後は、今ご質問のあったところを踏まえまして、再度土地改良区のほうとお話をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

今まで単純に水があるということで、私もついこの間まで消防団員でありましたか

ら、普通に用水路は水利だということで考えてきたので、恐らく今までも特段緊急事態には使ってもいいのかなというのはあると思うのですけれども、ここはやはり土地改良区では賦課金を取ってお金を集めて、冬場は基本的には用水路は流れていないわけなのですけれども、そのほかについてはお金がかかっているということで、その辺のことも大目に見てやってこられたのかなとは思っているのですけれども、使用についての取決め等は再確認していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

3つ目の大規模災害時における物資調達等についての準備状況について、先ほど町長より答弁をいただきました。かなり準備状況はよくやられているなという感じは受けました。特に食料であったり、寝具、毛布等については万全かなということで感じております。さらには、関係町村等の提携があったり、またユニバースであったり、サンデー、町内の大きい店舗との連携も始めているということで、物資の調達についてはかなり三戸町の整備状況としてはいいなという感じを持っています。

1つ、物資ということでございますので、お聞きいたします。仮に町内で大規模な災害があって、仮設住宅の用意をしなければならないというような状況になった場合、町としてどのような対策で仮設の準備をするというようなマニュアルなのかということについて伺います。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

町内におきまして大規模災害が発生して、仮設住宅の建設等が必要になった場合の対応ということでございますけれども、まず地域防災計画のほうには、仮設住宅をここに建設しますよという場所のほうに記載されてございまして、その建設につきましては、町内の建設業者等のお力をお借りして、建てるということになってくると思います。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

建設に対しては町内の業者をお願いしてやるということですが、例えばプレハブの住宅であったりするのだらうと思うのですけれども、実際の仮設、これは三戸だけ災害がありましたというのであれば、県内どこからも調達の手段はあるのかなと思いますけれども、県内全土にわたってというようなことがあれば、やはり町で自力で準備しなければならない可能性もあるわけで、そうした場合の調達方法も考えておられますか。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、確かに三戸町以外でも多数の災害が発生した場合には、様々プレハブの授受とか供給、需要のほうはかなり増えてくると思います。実際のところ三戸町のほうで、そういった場合にどういった形でプレハブを入手するかということにつきましては、検討のほうをまだ全然しておりませんで、そういったところも含めまして、例えば業者のほうと優先的に供給していただけるような協定を締結するか、あとそういった状況の協定を結んでいる、近隣町村のほうに協定を結んでいるかどうかということも確認しながら、三戸町のほうでも進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

今後連携等については、周りの町村等の例を聞きながら準備を進めていくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

4の質問に入ります。火災発生時における町内施設での避難誘導等についての町の対応ということで質問させていただきましたけれども、いろいろ町としてできるマニュアル等もあるということでもございましたけれども、一番心配しているのは、各民間事業所、福祉施設等で、民間であっても、それなりにマニュアルはあるのかと思うのですけれども、単純に民間施設のマニュアルがあつて、町でも防災計画にのっとりたマニュアルは用意されているということだと思いますけれども、実際これをつなげる役割として、これを担うのは住民福祉課なのか、総務課で行うのかについて伺ひます。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

まず、福祉避難所としての協定を結んでいるのは、健康推進課のほうが担当として協定のほうは結ばせていただいているところが現状でございます。今後そういったやり取りにつきましても、そこで総務課が全然入らないという、防災関係が入らないというわけではございませんので、例えばまた協定の見直しとか、そういったものがあつた場合には、総務課のほうでも一緒に入つてお話を聞きながら、協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

実際の町と民間、福祉施設とのやり取りの窓口は、住民福祉課が行ふということのようですけれども、実際総務課では全体を見なければならぬということなので、その細かいところについては、どちらかが確実に窓口として接するということをしなない限りは難しいのかなという気がしてましたので、お聞きしましたけれども。

先ほど三戸町でも対応としてマニュアルもあつたり、避難時の誘導等に対しては消防団だったり、町の職員だったりを対応としてやるというような説明だつたと思ひますけれども、基本的にすごく今感じているところは、例えば幼稚園、保育所の関係でございますけれども、午前中の千葉議員の質問にもございましたが、今現在乳幼児の保育施設利用が増えているということでもございまして、民間の保育施設が町内に3施設ありますけれども、乳幼児、ゼロ歳から2歳児の人数が各施設大体二十五、六人程度、現在あるようですけれども、普通に考えると施設内で火災があつた場合、なおかつ近隣で火災があつたときというのは、避難誘導を含め大変だろうなということで、先ほど平成15年の旧中央保育所での近隣火災の例が話されましたけれども、あのときはまず庁舎に近いということもあつて、対応は町職員も動いた、私の記憶によりますと、社会福祉協議会の職員の方も行って避難誘導をしてくれていたと記憶しています。その当時、私は中央保育所に子供を入れていたので、そのときの町の対応はすごくありがたいなと思つたわけですが、具体的に考えますと、民間業者、まず保育所、幼稚園に限つての話になりますが、庁舎より離れているというところの中で、実際に避難をしなければいけないということなのですけれども、これはもっと具体的に考えなければ対応できないのではないかなと思ひます。先ほど、まずマニュアル等はあるということなのですけれども、具体的にどのような形で動いていくのか、指示が出されるのかについて伺ひます。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

町といたしましては、確かに庁舎から近いところ、先ほど例に出したところであれ

ばすぐ連絡取って、そういうふうな避難場所等を開設するという事は、すぐに対応できたものだと考えております。ただ、庁舎から離れた場所について火災が発生した場合にどのように対応していくかということになりますけれども、実際火災が起きれば、総務課の防災担当の職員は必ず現場に行きます。そこでの状況を逐一役場のほうに入れていただいて、それによって、どうしても避難が必要な場合というものになれば、すぐに近くの町内会館とか、そういったところをお借りできるよう町内会長等にご連絡をして開けていただいて、そこを避難場所として開設をするというような流れで今後も進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

総務課防災危機管理室がすぐに動くということで、それから指示を出すという流れ、それは理解できますけれども、そもそものふだんの防災等についての窓口は住民福祉課が行って、実際のところになったときは指示は総務課のほうから出される。組織的なことでの決め事なので、それでいいのかなと思う。でも、若干何かそのところで違和感があります。これは、頻繁にきちんとした形で民間のマニュアルと町のマニュアルとをつなげて、スムーズにいくような印象にはちょっとなっていないような感じがするのですけれども、もう一回、マニュアルについての各施設との話合いの状況と、三戸のマニュアルが整合性があるのかどうか伺います。

○副町長（馬場 浩治君）

私が前働いておりました施設では、とにかく火災があったときには、まず119番をすると、その間に地域の消防団の方が施設に出動してくる、その間に施設の職員、それから消防団の方々が避難をさせる、そして町の消防団の方々が集まってくるというふうな形で、マニュアルはついていきます。年に2回ほど、夜間、それから昼の間に訓練は毎年やることになっていまして、施設のほうではそういうふうな訓練をしながら動いているということで、とにかく施設では役場のほうにというわけではなく、まず13分団のほうの方々にお願いをしながら訓練はしていると。本団のほうには多分連絡等はしていない、地域の消防団の方々にお願いして訓練はしているということになってございます。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

今副町長から、高齢者施設のマニュアルということからいうと、まずは消防署に電話をして、それから地元の消防団というようなマニュアルがあるということなのですけれども、先ほどの町の流れと若干違うところがありますよね。先ほどの説明によると、町の対応とすると総務課が動く、それから職員なりというお話があったのですけれども、そこら辺のマニュアルが若干違うような感じがしますので、そのところはやはりきちんと合わせるべきではないか。合っていないくても、お互い町側と施設側での対応のすり合わせはされるべきだと思いますけれども、今後そのことについてはどのように対応しますか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

三戸町で福祉避難所というところで協定を結んでおります。その際に、設置運営に

係るマニュアルというのを策定しておりまして、まず避難所というのは福祉避難所のほかに通常の一般の避難所を設定するわけです。一般の避難所においても、要配慮者、ご高齢の方で寝たきりの方でありますとか、あとけがされた方とかというのは、一般と同じ場所で避難ができないというような場合においては、別の部屋に避難所を設ける、これが福祉避難所というような扱いとなります。これ以外にあっては、ほほえみでありますとか、鶴亀でありますとかというところの施設での受入れをする場合もあります。そういったところも福祉避難所というような扱いをしております。先ほど副町長がお話したのは、施設に入る場合の福祉避難所の扱いでありまして、それについては各福祉施設で避難訓練をやっているということでもあります。あと乳幼児、幼稚園等々であれば、そちらの施設のほうでまず避難訓練をやっております。

役場のほうでは、防災危機管理室のほうでは、火災があればその都度現場に行きますので、その際現場を把握して、避難場所がない、もしくは大人数であるというのであれば、即役場のほうに連絡をいただいて、どういう対応が必要かということは担当課、住民福祉課であったり、総務課であったり、農林課であったり、建設課であったりというところで協議をして対応しているところでもあります。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

先ほど私が話をしたのは、福祉避難所についてのお話はまず分かりましたけれども、違う部分で聞いていたわけなのですけれども、印象としては、各課ともそれについては重く受け止めて、それなりに仕事をする、これは完璧にできているのだと思いますし、それについての項目一つ一つについては対応ができているのだろうと思います。

ただ、これ全体として、やはりつなげる役回りというのは町にあって、住民福祉課で窓口として一生懸命ふだんからやっているというところと、防災危機管理室で指示を出しているようなところ、さらには各施設で決まっているというの流れ、これはやはりきちとした形で、どこかで一括して内容を整備して、一本化するなどの作業は、私は今各課の説明を聞いて思ったのですけれども、しっかりとした対応をしていただきたいと。町長も何か意見がありそうなので、お願いします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

町長の前にご答弁申し上げます。

まず、災害があった際、火災でも地震でも洪水でもそうなのですが、そういう際においては災害対策本部というものが設置されます。軽微な場合というのは、通常は本部は設置しないのですけれども、人命の危機に関わるようなレベルの火災であったり、そういった場合においては災害対策本部というものを設置して、役場の全部の課で対応するというようなものは、防災計画のほうに規定されております。火災の対応についても、総務課防災危機管理室だけの対応ではないというのは当然のことです。災害対策本部に準じた動きをいたしますので、本部がないから組織立っていないとか、そういったことではございませんので、その辺はご了承いただきたいと思いません。よろしく申し上げます。

○町長（松尾 和彦君）

今るる藤原議員のほうから、防災についてのご提言またご意見をいただきました。町のほうはその意見も参考にしながら、いざ災害となった場合の事態の収拾に全力で努めて、住民の安全と安心を守っていきたいというふうに改めて考えております。ど

うぞよろしく願いいたします。

○8番（藤原 文雄君）

今回防災、特に火災であったり消防関係について主に質問させていただきました。東日本大震災から10年がたちました。この間様々な自然災害等が全国で起こっていました。その中で喫緊の課題といえばコロナであり、私の感覚から言うとコロナも災害の一部と私は捉えていますけれども、まずワクチン接種について問題なくスムーズにいくことを願っているところがございますけれども。

先ほどから町長より前向きな答弁をいただきましたので、そのことについては承知はしましたけれども、一方でまちづくりとして経済対策や観光事業など、本来であればコロナがなければ一生懸命に取り組むべき課題がいっぱいあって、そういうことが前に進まない、何か閉塞感みたいなのがありますけれども、まちづくりといった観点から考えますと、私自身は今回の防災について、防災対策というのはやはり地域で、その地域に合ったやり方をどこまでも突き詰めていく。想定になかったというのが一番困るわけで、どこまでも想像力を働かせて、想定内に収めていくような努力は町としても必要なのではないかと感じます。

もう一つ言わせてもらえば、防災についても、これはまちづくりの町の個性を出せる分野だと。防災活動について、国のやり方、三八の8市町村でやっている計画等もあって、それと合わせなければならぬ部分もあろうかと思っておりますけれども、やはり町で考える防災は、どういう施設があるのか、企業があるのか、どういう地形にどういふものがあるのか、どういう河川が流れているというのを総体的に考えて、独自の方針を出すべきだろうと思っておりますので、先ほど町長より前向きな答弁をいただきましたので、答弁はこれから聞きませんけれども、そういうことで、まちづくりなのだよということを私は町長にお伝えをして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩いたします。

（午後 3時20分）

休 憩

（午後 3時25分）

<7番 栗谷川 柳子議員>

1. 熊原川沿い（関根川原）の桜の今後について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

7番、栗谷川柳子君。

○7番（栗谷川 柳子君）

これから一般質問を始めさせていただきます。

熊原川沿い（関根川原）の桜の今後について質問いたします。今県による関根川原

地区熊原川沿いの堤防延長工事が予定されており、洪水による氾濫リスクが軽減され、住民の安全を守るための非常にありがたい計画です。大雨のたびに氾濫を心配する周辺の住民からは、これで少し安心できるという声も聞こえてきております。

一方で、この工事の作業上必要となる桜の伐採については、見事に咲き誇る桜並木をこれからは見れなくなるということを惜しむ声も多く聞こえています。熊原川沿いの桜並木は、隠れた桜の名所であるかのように、眺めに来る方が年々徐々に増え、町内の方だけでなく、町外の方とおぼしき方も橋の上から眺めたり、写真を撮ったりしておられます。桜の季節だけでなく、今の季節も緑が濃く映え、秋の紅葉、初雪の頃には、まるで冬の桜が咲いたように美しく、これぞ城下町三戸の景観と言うにふさわしい場所になっております。

町の第5次総合振興計画に、観光産業化に力を入れるとありますが、熊原川沿いのこの桜並木を名所として加えられれば、城山や道の駅、パークゴルフ場に観光客が来るだけでなく、町なかにも寄って歩いてもらえる仕掛けづくりの一つになり得ると思います。11ぴきのねこ石像巡りのルート上にあり、すぐ近くの関根の松への誘導にもつながると思います。

そこで質問ですが、堤防延長工事が完了した後に、町の景観づくりとして再び桜を植え、町の観光名所として育てていくお考えはありませんでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

栗谷川議員の質問にお答え申し上げます。

関根川原地区の熊原川沿いの桜についてであります。県では馬淵川及び熊原川の浸水被害を解消するため、平成26年から馬淵川広域河川改修事業を実施しており、今年度におきましては、関根橋上流左岸側の護岸工事が予定されているところであります。

桜並木は、護岸工事のちょうど用地上にあり、県では工事完成までの浸水被害対策として大型土のうを設置したところであり、今後工事着工前までに伐採することとしております。

また、今後景観の面から、護岸工事の完了後に川沿いに桜を植樹することにつきましては、河川管理者である県の許可が必要となります。この件について、県からは、平成9年の河川法改正で定められた河川区域内における樹木の伐採及び植樹基準により、堤防とみなされる敷地内への植樹は、樹木の根の張り出しや倒木による堤防の破損、木の根の腐食が起因となって発生する空洞化により、護岸の安定性に影響を与えるおそれがあることから、残念ながら植樹は許可できない旨の回答を得ているところであります。

これまで関根川原地区、熊原川沿いの桜並木は、住民憩いの景観として、また議員おっしゃるように、隠れた桜の名所として広く認知されてまいりましたが、住民の安全確保の面から、必要やむを得ない措置でありますので、ご理解をいただきたいと考えております。

○7番（栗谷川 柳子君）

管理者である県のほうから許可できないということで、桜の再植樹は不可能ということ、非常に残念ではありますが、承知いたしました。

再質問ですが、では川原橋歩道橋から関根橋の間はできないということだと思っておりますが、そのほかの関根橋から黄金橋及び黄金橋から留ヶ崎橋の間ですとかがないのでしょうか。黄金橋の県の重宝擬宝珠も、三戸の歴史上、忘れていただきたくない

場所ですし、そのたたずまいが桜によって、より存在感を増して、観光客の散策コースとして商店街への誘導力を持つと思います。この区間であればいかがなのでしょう。

それから、2つ目の川原橋歩道橋から熊原橋の間ではいかがなのでしょう。質問します。

○建設課長（齋藤 優君）

熊原川沿いの河川改修事業に係る部分の区間の植樹はできるのかどうかというよう
なご質問だと思うのですが、河川管理者、県のほうに確認をいたしました。同
じ河川改修事業で行うものになりますので、条件は同じになります。樹木の植樹は許
可はできないという回答を得ております。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

熊原川沿い、留ヶ崎橋から関根橋まで一帯できないということで、非常に残念です
が、承知いたしました。しかし、この質問の本質は、通告書に示してありますとおり、
町内随所の城下町三戸町ならではの桜の美しい景観を生かして整備することでありま
すので、特に昔から三戸といえば桜を非常に大切にしてきました。学校の校章にも採
用しておりましたし、さくら姫ですとか、そういったことでも桜、桜と大切にしてく
るのが三戸町であります。ですので、ほかの熊原川沿いの桜は仕方がないというこ
とで承知いたしますが、そのほかの、城山は桜の名所ですけれども、城山ではなく町な
かのどこかで桜の景観というのを生かして、また育てていくというお考えはありませ
んでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

お答えを申し上げます。

今栗谷川議員の話聞きながら、桜にかけての思いは私も負けていないなというふ
うな思いを抱きながら聞いていたわけでございます。河川の部分については、ただいま
担当課のほうから説明があったように、一切の例外はなく、とにかく住民の安全と
安心を守るために、植樹はもう認められないということは、昨今の気象変動の中で起
こってきた豪雨の状況を見れば、千曲川もそうですし、四国のほうもそうですし、い
ろんなところで安全対策のために護岸に手を入れるということをしつかりとやらなけ
ればならないということでございます。

そういった中で、三戸町の桜、私からいえば、三戸高校の白坂台の桜も大変すばら
しいですし、各所にいい桜が咲いてございます。川沿いの桜にちょっとまたこだわ
りますけれども、川沿いの桜は非常に風通しもよく、また水気やそういったものもよく、
日当たりもいいので、本当にきれいに咲くものでございます。ですので、桜にとっ
てはこんなすばらしい環境はないのだろうなというふうな思いはいたしますが、でき
れば町内の中でどこか候補地を探して、新たに、切った桜の代わりに何か植えるよ
うな、そういった事業というのはできたらいいなというふうに考えてございます。

また、現在、前回の議会でも話が出ましたけれども、城山公園の国の史跡指定が決
まってから、今度いろいろ計画をつくっていきますけれども、そういった中での桜の
植樹であるとか、またパークゴルフ場、あるいは三戸学園、今桜の植樹がどんど
ん、少しずつではありますが、進んできております。今度は川沿いではない違う場所に桜
を植えて、いつまでも桜をめ、楽しめる、そういう三戸町でありたいというふう

考えてございますので、いろいろ場所等を検討する際には、皆様のご協力方をよろしくお願いしたいと思っております。

○7番（栗谷川 柳子君）

ご答弁にありました川沿いではないどこかに桜を植樹できるような、そして育てていけるようなことを検討していくお考えがあるということで理解いたしました。どうぞよろしく申し上げます。

もう一つのこの質問の本質としてですが、景観という点だけではなくて、観光の産業化ということに力を入れるということで、第5次総合振興計画の中にも掲げておりますとおり、11ぴきのねこを使った観光の産業化計画というのが非常に明確に示されておりました、実績も非常に大きな成果を上げているということは私も認識しております。

ただ、先ほどこの通告書の中でも申し上げておりますが、城山や道の駅、パークゴルフ場に観光客が来るだけではなくて、その方々が町なかにも寄って歩いてもらえる仕組みづくりということで、11ぴきのねこの石像巡りというのがありますし、またエンジョイアプリもこれから実動していくというふうにも私も期待をしておりますけれども、11ぴきのねこだけではなくて、そのほかに歴史にも関心を持って、さらにはそれを……エンジョイアプリの中身がまだ分かりませんが、この中に歴史にも関心を持って、それをアプリを通じて人から人へ広めてもらえるような誘導戦略というのを検討していただきたいという意味をこの質問の中に込めておりましたので、その点についてはどのようなお考えをお持ちなのかをお聞かせいただければと思います。

○議長（竹原 義人君）

栗谷川君に申し上げます。ただいまの発言は通告外にわたっておりますので、注意をして質問を変えていただきたいと思っております。

○7番（栗谷川 柳子君）

休憩をお願いします。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 3時38分）

休 憩

（午後 3時38分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（栗谷川 柳子君）

通告書で示してありましたとおり、この質問の本質は、城山や道の駅、パークゴルフ場に観光客が来るだけではなくて、町なかにも寄って歩いてもらえる仕組みづくりの一つとして、熊原川沿いの桜の景観というのを維持していただきたいということから始まりました。

そして、その仕掛けづくりの一つとして、もちろん既に11ぴきのねこの石像巡りと

いうのを三戸町では生かして、熊原川沿いの桜並木はそのルート上にありますということでお話をしました。11ぴきのねこ石像巡りと桜を絡めて、関根の松ですとか、黄金橋の擬宝珠ですとか、そういった歴史上のスポットにも寄っていただきつつ商店街での買物等に誘導していく仕組みづくりとして、桜並木というのもすごく重要なスポットなのではないかということで当初の質問をいたしました。それについて、川沿いの桜は諦めるにしても、こういったスポットをつなげて、11ぴきのねこ歴史をつなげて、町なかに人をもっと巡らせて、商店街へ誘導するお考えをお話しいただければお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 3時41分）

休 憩

（午後 3時42分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けますが、栗谷川君に申し上げます。

ただいまの発言は、通告外にわたっていますので、注意をいたします。質問を変えてください。

○7番（栗谷川 柳子君）

休憩をお願いします。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩いたします。

（午後 3時43分）

休 憩

（午後 3時46分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（栗谷川 柳子君）

再質問いたします。

町の第5次総合振興計画にも観光産業化に力を入れるとありましたが、今後町の景観づくりとして、町なかの観光名所を育てていくお考えはございますでしょうか。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 3時47分）

休 憩

（午後 3時47分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

ただいまの町なかの景観とか名所を育てていくおつもりはないかというお答えですが、ちょうど今11ぴきのねこのエンジョイアプリというものがございまして、それはアプリの登録の承認申請を待っている状況でございます。承認の許可が下り次第、稼働できるという状況でございますが、一応その中に機能といたしましては町の紹介であるとか、ナビ検索、あとはスタンプラリーとかというのも企画をしているものでございます。それらのアプリを使えば、町なかの名所等も巡ることが可能となりますので、それらを活用して誘導する仕組みをつくっていきたいと考えてございます。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

最初の町長の答弁にもございましたが、とにかく川沿いの桜というのは無理ではあるけれども、町なかのどこかに桜の名所をつくることができたらいいなということで、非常にその部分に期待をさせていただいて、今回はこの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩いたします。

（午後 3時50分）
休 憩
（午後 3時51分）

<13番 佐々木 和志議員>

1. 県立三戸高等学校の存続に対する支援について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

13番、佐々木和志君。

○13番（佐々木 和志君）

本定例会における私の一般質問は2件であります。早速通告順に従い質問に入らせていただきます。

1件目の県立三戸高等学校の存続に対する支援についてを質問いたします。深刻な少子化により、地方における町村地域では、地元高校への進学を希望する生徒の減少が顕著となってきており、本県においてもこの数年で県教育委員会の主導の下、県立高校の縮小や統廃合が進められてきております。三戸高校においても1学年1学級体制となり、さらに今後における存続の議論の対象となっております。

三戸高校は、教育の地域間格差是正の観点から、地域の子供たちにとって欠かすことのできない公立の高等学校であります。三戸高校が今後も存続していくためには、学校自体の魅力向上と、それに伴う進学希望の生徒数の増加が不可欠であります。町としても同様の考えから、これまで各種資格取得等への補助の実施や、新たに町外の学生を対象とした通学費補助等の支援策に取組を始めたところではありますが、その効果が現れるには、まだまだ時間を要するよう感じられ、さらなる支援策の拡充が急務であると考えます。以上のことから、3点について答弁を求めます。

1点目、三八地域における県立高校の統廃合について、現在の状況と今後の見通しをどのように捉えているか。

2点目、現在通学費補助の対象は町外の生徒に限られているが、町内在住の生徒も対象にしてはどうか。

3点目、三戸高校への進学を希望する生徒を増加させるには、特色ある学校運営を目指す必要があり、そのためにもさらなる積極的な支援策を学校に対し提言していくべきではないか。

以上です。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、佐々木議員のご質問にお答えを申し上げます。

県立三戸高等学校の存続に対する支援につきまして答弁させていただきます。三戸高校の存続活動につきましては、昨年9月23日に青森県立三戸高等学校と地域の未来を創る会を設立し、署名活動を実施いたしました。その署名活動の中では、町民のみならず町外の卒業生や町にゆかりのある皆様からも多くの応援の言葉をいただいたところであり、議員の皆様にもお力添えをいただいたものと思っております。また、町における三戸高校の存在の大きさを再認識させられるとともに、同校存続への決意を新たにしたところでもあります。

高校の存続活動については、全国では沖縄県や北海道でのふるさと納税を活用した事例や、島根県での全国募集など、様々な取組が行われており、高校独自の特色を打ち出すことにより、生徒の確保に成功している事例が報告されております。

今後三戸高校が生徒を確保し存続していくためには、これまで以上の特色を示し、三戸高校に行けばこれができる、三戸高校に行けば将来につながるといった中学生にとって魅力ある高校になる必要があると考えております。

町といたしましても、今年度、これまでの補助金に加え、魅力化につながる事業への取組として予算を増額したところでもあります。今後、引き続き三戸高校が設置しております学校魅力化推進委員会と町との協議を通じ、三戸高校が中学生に選ばれる魅力ある高校として存続していけるよう、積極的に各種支援策を提案してまいりたいと考えております。

○教育長（慶長 隆光君）

引き続き、県立三戸高等学校の存続に対する支援につきまして、3点のご質問にお答えいたします。

1点目の三八地域の高校統廃合の現状と今後の見通しについてであります。現在青森県教育委員会では、令和5年度から9年度までの県立高校統廃合計画となる青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画案を作成中であります。策定スケジュールについては、本年7月に実施計画案を公表し、県内6地区での地区懇談会やパブリックコメントによる意見募集を経て、10月に策定予定としております。

今後の見通しにつきましては、昨年11月に県知事、県教育長、県議会議長宛てに三戸高校存続を求める要望書と1万1,473筆の三戸高校存続を求める思いの詰まった署名簿を提出するとともに、昨年9月から3回にわたって実施された学校教育、PTA、産業界関係者による三八地区意見交換会においても、三戸高校が私たちが暮らすこの地域に必要な役割を担っていることを再三にわたり訴えてきたところであり、三戸高校は今後も存続するものと考えております。

2点目の通学費補助についてであります。町外の普通高校進学希望者の取り込み促進と、町内区間におけるコミュニティバス及び路線バス料金を100円としていることから、今年度の補助事業においては、町内在住の生徒に対する通学費補助は対象外としていたところですが、一方で、町内在住でありながら、バス路線外であるなどの理由により、送迎による保護者負担が生じている事例については、事業実施主体である三戸高校PTAを通じて状況を把握し、今後の支援の参考にしたいと考えております。

3点目の積極的な支援策の提言についてであります。町では三戸高校の教育振興を支援するために、PTAが行う生徒の資格取得支援事業に対し、平成30年度から補助金を交付してまいりました。この事業により、在籍生徒数に対する資格取得件数が確実に増加するなど、一定の成果を上げております。

さらに、今年度からは、生徒にとって魅力ある学校づくりに生かしてもらうため、先ほど申し上げた生徒の資格取得や遠距離通学者の支援のほか、生徒の進路達成支援や部活動振興に係る事業も補助対象とし、事業を拡充しております。この拡充内容の検討については、高校設置者が青森県であることを踏まえ、町から魅力化へつながる事業となるよう意向を示した上で、高校側のニーズをお伺いし、決定しております。

今後も引き続き、三戸高校が設置する学校魅力化推進委員会との協議を通じ、生徒自らが三戸高校で学んでよかったと感じていただけるよう、また三戸高校が魅力ある高校として存在感を示していけるよう、今後とも支援策を提言してまいりたいと思っております。

○13番（佐々木 和志君）

再質問いたします。

先ほど問合せした数字は、もう出ましたか。では、まず数字を確認したいと思えます。令和2年度三戸中学校を卒業した卒業生の数と、うち三戸高校に進学した生徒の数、それと令和3年度三戸高校1学年の募集定員と、実際に入学した生徒の数、それと現在の三戸中学校3年生の学年の生徒の数と小学校4年生の学年の生徒の数をちょっとお知らせください。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず初めに、令和2年度に中学校を卒業した生徒数、こちらは三戸中学校になりますが、73名でございます。そのほか町内でいきますと杉沢中学校1名おりますので、町内では74名となります。

そのうち、三戸高校に進学した卒業生の数ということですが、三戸中学校は11名、それから杉沢中学校1名で、町内では12名ということになっております。

次に、令和3年度の三戸高校の募集定員ですが、募集定員は40名でございます。40名に対する入学者数ですが、32名ということで、定員に対する充足率は80%となっております。

次に、現在の中学校3年生の人数、9年生の人数ですが、69名でございます。

次に、小学校4年生の人数は68名となっております。
以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

今回の質問の趣旨といいますか、考えといいますか、まず三戸高校を地元に残さなければいけないということに関しては、町民も我々も一致しているところではありますけれども、その取組に対して、やはり考え方に違いがあるのではないかとことから、昨日新聞報道のほうに、先ほど言いました県教委の第2期実施計画に関する定例会が行われた中で、三戸高校は2期計画の中で地域校に残すという話が出されたわけですけれども、ただその2期の計画の中に、一定の入学者数が維持できることが条件である。また、同時に、状況によっては名久井農業高校との統合も協議すべきであるという意見も出されたようで、今後の見通しに関してはまだまだ不透明であるというふうな印象を受けました。

その中で、県教委の中から令和9年までの5か年、具体的な数字として入学者数の維持という期間と目標の数字を与えていただいたということで、それに対してこれから三戸町がどのように三戸高校存続に向けて取組を行うかということとをまずお話しした上で、今町が三戸高校に行っている取組、資格取得、交通費の補助や部活動への支援というものがあるのですが、それだけではどうしても不十分ではないかということで、これは言わば経済的な部分で、保護者に対してはアピールはするであろうけれども、三戸高校に入学するこれから中学校を卒業する子供に対してはアピール力が弱いのではないかとということで、そこで学校の魅力化という話になるわけなのですけれども、学校の魅力化という言葉の捉え方が違うのではないかと、もっと子供が三戸高校を選びたいというような取組をしていくべきではないかなということで質問させていただきました。

先ほど町長のほうから、これから支援策を打ち出すという答弁がありましたけれども、現時点で具体的に次に打ち出す支援策というものがあればお知らせ願いたいと思います。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

これまで町側のほうから三戸高校に対しては各種の支援策を提案してまいりましたが、今現在、新たな支援策として決まっているといったものはない状況でございます。今後ということになります。

○13番（佐々木 和志君）

昔と違って、今の子供たちが高校に進学する際に、私もそうでしたけれども、親がここの学校に行きなさいということで私は行ったのですが、今の子供たちはそうではなく、保護者もそうなのですから、子供がこの学校に行きたいと言ったら、親はもう行かざるを得ない、そういう社会になってきているのだなというふうに思います。ですから、高校を選ぶ主導権というのは常に子供にあって、その高校が子供にとってどう映っているかというところが一番の問題であって、今の三戸高校が果たして魅力ある高校なのかということを考えれば、先ほど数字を教えてくださいましたけれども、去年の三戸の卒業生74人のうち、12人しか地元の三戸高校に入学していないということを考えれば、これはやっぱり深刻に受け止めるべきではないかなということと、もっと違うアプローチをするべきではないのかなということとを申し上げたいと思います。

そういう中で、先日新聞報道にありました七戸町の七戸高校に対する支援策ということで、教育委員会のほうはもう既に知っているかとは思いますが、今年度3,700万円、これから5年間で事業総額1億7,000万円をかけて、公営の塾を七戸高校内の施設で設けると。そのことによって、七戸高校に入学した生徒が進学の部分で、多くの生徒たちが大学進学を果たすことで学校の実績を上げ、入学者、生徒を増やしていくという考えだと思います。全く説得力のあるやり方であって、この試みをそのまま三戸町に当てはめて行うということに関しては議論する余地はあるのですが、考え方としては絶対間違っていない、正しいというふうに思っています。費用対効果云々の話がありますけれども、三戸高校がなくなったら、もうそれで終わりなわけですから、今与えられた時間の中で、与えられた成果を出すのであれば、このような取組をすべきだというふうに思います。

保護者に対する経済的な支援以外の支援策、魅力化推進委員会でしたか、三高との意見交換という話もありましたけれども、そうではなくて、町が本当にこれはやるべきだということを積極的に提言して、実際の事業化するというのを考えるべきでありますけれども、そういう考えがあるかどうかについて答弁いただきたいとします。

○町長（松尾 和彦君）

ただいま佐々木議員から、三戸高校魅力化にける思いというのを熱くお伺いをしていただいております。私どもも同じ思いで三戸高校魅力化推進委員会、校長先生から入って、各教員の先生方を入れて、また町職員も入れて委員会をしながら、要請をしたり、提言をしたりして現在まで来ているところでございます。提言はしているのです。こういうことができますよ、こういうことだったら町としてはできますよという話はしております。ただ、あくまで県立高校で、今三戸郡内でいくと五戸高校がなくなる、そして田子高校もなくなる、隣の二戸になると福岡工業、これも一戸に行ってしまう、そういった中での三戸高校ということになります。岩手県は、連携協定があるということでの、今つけ足しでありましたけれども、三戸町の三戸町による三戸町のためだけの高校ということではないということになります、県立高校ですから。なので、私たちは私たちとして要請もし、応援をするという決意も話をして、いろいろ協議をしておりますが、まずは学校側のほうも田子側の生徒も見、南部のほうも見、新郷のほうも見、いろんな広い中での見方をするという、県立高校側の判断というところも、これはどうしても出てきてしまいます。ですので、そこをもっと熱をかけて、やる気にさせていかなければならないということであれば、それは町の責任としての意味合いはあると思いますが、まずは現在のところ、こういうことだったら可能だね、こういうことだったらいいのではないかとすることを積み上げてきたのが、私どもも提言をしながらやった魅力化推進委員会からのものを予算化をして、今事業にしているということなのです。まず、今後とも学校側とは、今1クラスということ動きましたけれども、しっかりと協議を進めて、三戸に来たいと子供たちにそう思ってもらえるような高校を目指して、またそうした学校運営をしてもらえるように、高校側にもしっかりと説明をしていきたいというふうに思っております。

○13番（佐々木 和志君）

県立高校ですから、それは当然の話であるわけですが、三戸町に唯一ある公立の高等学校を残すという考えにおいては、県に要望書を出した署名、1万1,000強の人たちが賛同して押印しているわけですから、その中で同じ境遇の七戸町が積極的な取組を行った。それは、私は大変評価しているのですが、それだけ七戸町と

しては危機感を持ったからこそ、これだけの事業費をかけて事業化したということだと思えます。

先ほども言いましたけれども、第2期の計画、5年間という期限が決められている中で、決して下回ってはいけない数字も示された中で、それをクリアしていかなければいけないというのであれば、それは相当町が積極的に働きかけ、高校の意向を聞きながらという話もありましたけれども、それを飛び越えて三戸町として事業を、言葉があれですけれども、押しつけるということも考えなければいけないのではないかなと。でなければ、三戸高校とは別の、三戸高校を支援する施策を考えるということも必要だと思えます。

ただ、今回質問した趣旨というのは、そういうことをやっているには時間がかかる。5年間の中で、その効果を出すのはかなり難しいだろうから、せめて保護者に対するアピールとして、今やっている資格取得に対する補助、交通費補助、部活動に対する補助に加え、少しでも地元の子供が地元の高校に入学してもらえるように、その補助の仕方は様々ありますけれども、地元の子供にも何かしらの手を差し伸べるべきではないかなというふうな趣旨で質問させていただきました。何はともあれ、最終的な目標、ゴールは、そこはみんな考えは一緒なのだけれども、そこに至るまでの手法論として、やっぱりちょっと違うのかなと。もっと緊急性を持って対応するべきではないかなというふうに思います。

一番最初の答弁で、これからという話がありましたけれども、今年の3月、74人のうち三高が12人、これがその計画期間内で三高に入学する可能性があるとなると、今の小学校4年生であります。小学校4年生が68人ですか。その期間内には、この74人中の12人が何%かちょっと計算できませんけれども、このパーセンテージを上げる、もしくは入学者数を増やす、20人にするという確実な目標を持って、三高の定数40名を絶対割らないようにするという覚悟を持って事業を展開すべきだと思えますけれども、これについてどうなのか、答弁いただきたいと思えます。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

令和3年度の74名中12名ということで、16.2%というパーセントになります。以前のお話をさせていただきますと、以前は当然20%は超えておりました、30%。ずっと昔の平成2年度のあたりは約半分いていたといったような状況が、現在どんどん三戸高校に進学する生徒が減っているといったような状況になっているところであります。

町内からの三戸高校の進学生徒が少ないということに関して、慶長教育長が昨年度まで三戸学園、三戸小中学校の校長でありましたので、慶長教育長に聞いたところ、三戸高校からのアピールがちょっと少ないのではないかなというような話がございました。せっかくリーフレット等を三戸高校では作っています。今年度からは文理探究コース、みらい探究コースの2コースでいくというような、こういうすばらしいリーフレットも作っているのだけれども、子供たちになかなか響いていないというところがあると思えますので、ぜひ三戸高校のほうから子供たちのほうに三戸高校をアピールするような取組というのをお願いしていきたいというふうに考えております。

○13番（佐々木 和志君）

町内の生徒で三戸高校に入学した場合の通学費補助に関しての今後の考え方というのを、ちょっともう一回お願いします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

通学費補助に関しましては、当初ですが、町内からは町外の高校に行く生徒もいるということで、バランスというか、そういったことを考えまして、町内のほうは対象外としたということでもあります。

今後につきましてですが、町内の中でも路線バスがないといったところについては、小中学生の通学タクシーを運行していますので、そちらのほうに混乗できないかとか、あと今後については、もし町内を対象にするということであれば、小中学生と同様にコミュニティバスを無料にするということになれば、三戸高校だけではなくて、町内の部分だけになりますけれども、町外の高校に通う生徒の支援にもなるということになりますので、こちらについては今後研究していきたいというふうに考えております。

○13番（佐々木 和志君）

繰り返しになりますけれども、そういう経済的な補助というのは問題の本質ではないのだけれども、ただ保護者に対するアピールにはなるだろうということで、やらないよりはやったほうがいいのではないかなということです。

本来であれば、三戸高校自体に行きたいという生徒が増えるような学校をつくっていくというところに着目して事業を展開すべきだと思いますので、何とかその辺、今後の取組をお願いしたいと思います。

通学費に関しては、ちょっと外れますけれども、町のほうで町外の高校に通う子供たちに対して高等学校等通学費貸付基金を設けて、どうぞどうぞ、どこの高校でも通ってくださいというふうな体制を取っております。それはそれで別にいいわけです。教育上の格差をなくすという観点から見れば、それは間違っていないと思うのですが、ただそれをやる一方で、三戸高校の子供も増やしていきたいというのであれば、やっぱりそれは考えるべきではないのかなというふうに思いますので、何とか第2期の計画期間の中で成果が出せるようにお願いしたいと思います。

1件目については以上で終わります。

2. 空き家対策について

○13番（佐々木 和志君）

次に、2件目の質問に入らせていただきます。

空き家対策について質問いたします。人口の流出や減少による空き家の増加は、全国的な社会問題となってきており、本町においても多くの空き家が見受けられるようになり、今後大きな問題となりつつあります。住居として使われず空き家のままになっている背景には、解体処分に多額の経費がかかるため、現状のまま放置せざるを得ないといった所有者の実情があり、そういった方々は相当数いるものと考えられます。全国においては、空き家対策の一環として、解体処分費に対し、補助を実施している自治体も見受けられることから、本町においても今後の空き家の増加を見据え、何らかの対策を講ずる必要性を感じます。空き家対策について2点質問いたします。

1点目、倒壊の危険や景観等の観点から、家屋の解体費に対する助成金を検討してはどうか。

2点目、空き家の利活用によるまちづくりや中心街活性化に向けた取組を検討してはどうか。

○町長（松尾 和彦君）

お答えを申し上げます。

空き家対策についてのご質問に対してご答弁を申し上げます。

まず、1点目の倒壊の危険や景観等の観点から、家屋の解体費に対する助成ができないかについてであります。現在町では空き家となっている家屋が適正に維持されずに倒壊し、近隣に被害を及ぼす可能性があるものや、強風などにより屋根や窓ガラスが飛散し、人的被害を与える可能性があるものについて、町民からの情報提供を基に現地確認し、所有者に対し、適切な管理をしていただけるよう文書や電話などにより働きかけをしております。

また、これまでこのような危険家屋に対する情報提供は、平成26年から7年間で26件寄せられており、うち5件が所有者の費用により修繕や撤去などの対応をいただいているところであります。

今後危険家屋の対処につきましては、防災、衛生、景観などが地域住民の生活環境に影響を及ぼす場合も想定されることから、役場関係課での協議を進めるとともに、国からの支援施策の調査や八戸圏域連携中枢都市圏による空き家対策ワーキンググループへの参加により、他自治体の事例などの情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の空き家の利活用により、まちづくりや中心街活性化に向けた取組を検討してはどうかについてであります。町では住宅や店舗などの空き家の利活用対策として、空き家の有効利用を通じ、交流人口の拡大と移住定住促進による地域活性化を図るため、空き家の情報を提供する空き家バンク事業を平成29年度から実施しております。令和2年度までに累計50件の空き家が登録され、17件の物件が成約に至っております。

また、空き店舗の有効活用を促進し、商店街のにぎわいづくりを促進するため、空き店舗を活用して開業する事業者に対し、改修費を補助する空き家店舗活用事業を平成30年度から実施しております。令和元年度にリフォーム店1店舗、令和2年度に飲食店2店舗が本事業を活用し、開業しており、商店街の活性化が図られております。

今後も引き続き、にぎわいの創出に効果的な対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○13番（佐々木 和志君）

1点目についての再質問ですけれども、質問は空き家の解体に対して助成を検討してはどうかということで、ただいまの答弁では、今の三戸町の空き家に対する対応というのですか、そういう実情は分かりましたけれども、町としてそういう危険家屋や著しく景観を損なう等の空き家の解体に助成するという考えがあるかどうかということに関して、もう一回お願いしたいと思います。

2点目の空き家の利活用に関してなのですが、空き店舗の活用に関しては確かに使われていない家屋を利用するというところで、それはいいのですが、空き家バンクが果たして十分な効果を上げているかということに関してはどうなのかなというふうな感じがします。空き家バンクと空き店舗活用に関して、今さらなのですか、これは町の単費事業ということではよろしかったでしょうか。2点お願いしたいと。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまの質問にお答えいたします。

空き家の処分、所有者の方に対する補助を考えていないかということではよろしいで

しょうか。まず、今年度の予算には、そういった予算は計上しておりません。今後どうするかということにつきましては、検討していこうかなと考えております。国の補助制度とか、あと家屋の状態によりまして、道路に関係するもの、消防防災に関係するもの、あと環境衛生に関するもの、景観に関するものというところで、それぞれ役場の担当課というのが異なっているのが実際のところなんです。そういったところで、空き家の解体というのをどこが担当するかということもございますので、そういったところの整理をした上で、ちょっと今後考えていかなければいけないのかなと思っています。

以上でございます。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

空き家バンク事業と空き店舗活用事業につきましての財源ということですが、空き家バンクにつきましてはサイトを載せておりますので、その保守料と、あと空き店舗の補助金等につきましては町の単費、町単独の事業となっております。

以上です。

○13番（佐々木 和志君）

これから検討しようかなみたいなニュアンスの答弁だったのですが、この質問をした時点で、当然担当課、町側のほうから、それに対応する国の補助メニューというのは調べたのだらうなというふうに勝手に思い込んで、調べたのでしょけれども、そちらのほうから言わないというのであれば、こちらから言わせてもらいますけれども、恐らく国がやっている空家等対策特別措置法と社会資本整備総合交付金のことだと思います。社会資本整備総合交付金のほうは、やってできないことはないのだらうけれども、ちょっとハードルが高いのかなということで、今回はそれとは別枠の空家等対策特別措置法を紹介というか、そちらも分かっているとは思いますが、とにかく国のほうの考えとしては、空き家問題が大きな社会問題となっている中で、何かしらの対応を取らなければいけない。そこで自治体が行う空家対策計画を立てるのであれば、それに支援をしていこうというものであって、これまで町が単費でやってきた事業等に最大5割の国のお金を持ってこれるということで、大変条件がいいもので、早急に取り組むべきなのかなというふうに考えています。

では、どこの課が担当するのだという話がありましたけれども、1つの課、例えばまちづくり推進課だけでやる。今の三戸町役場の職員の規模で、1課の数人でそれをやるというのであれば、かなり難しいのではないかなというふうなのが私の考えです。いろいろな分野にまたがるのであれば、そこは何人かの専属のチームをつくって、それに取り組むということが必要になってくるのかなというふうに思います。それには、様々な課の組替え等必要になるかもしれないですけれども、今の体制の中で1課でやるというのはちょっと難しいのかなと。それに対して、今ここでどうしますかと言っても答弁はできないとは思いますが、中身を見ると、様々な活用できるメニューがたくさんあります。もちろん建物の除去に関してもそうですけれども、利活用、これは地方自治体が事業主体になってやるものも認められれば、民間が事業主体でやるのも認められる。その中で大規模建築物に関しては、メニューの中に宿泊施設もいいよというようなものもあります。町が主導で宿泊施設ができないのであれば、こういう事業を活用して、民間の中でやってもいいですよ。その場合、民間の方は国から3分の1、町3分の1、その方が3分の1のイニシャルコストで事業をやることのできる。かつそれに対して町が税制上の優遇とか、上下水道等の利用料の軽減と

かを出していけば、もしかしたら三戸町内でそういう宿泊施設をやろうという方も増えてくるのではないかなというふうに思います。

具体的に宿泊施設に関しては通告していないので、ここで終わりますけれども、いずれにしてもポケットパークや交流文化施設等に使えると、そういうメニューがあるというのであれば、そこはやはり早くやっていただきたいなというふうに思います。いつまでというようなことは聞きませんが、今後の考え方としてどのように思うか、答弁いただきたいと思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

空き家の解体の部分だけの答弁とさせていただきます。まず、先ほど議員がおっしゃいましたマンパワーが必要であろうと、あと様々課の見直し等が必要であろうということでもあります。私も国の資料を見させていただいたのですが、メニューがたくさんあります。当然に外部の有識者でありますとか、法定の協議会でありますとかというところの組立てをしなければいけないなというところまでは認識しております。

そういった中で、マンパワーというのがやっぱりどうかという認識をしております。三戸町内でこういった危険家屋が幾らあるかというところの状況も実際把握してございませんし、もし件数が少ないのであれば、町の財源なり、あと過疎債の活用もできるという例もありますので、そういった条件も考えられるのかなというところで、まずは国のやつの情報収集についても今後行っていきたいなと思っておりますし、空き家の件数、状況等についても把握していきたいなと考えております。

以上です。

○13番（佐々木 和志君）

空き家に関してということでありましたけれども、設問の2の空き家の利活用によるまちづくり、中心街活性化に向けた取組という部分で、空き家の除去だけではなく、それも含みながらの国の施策を利用した取組ということを申し上げたいのであって、これまで町が単独でやってきた事業も幾つかはそれに当てはまるわけでありまして、実際県内の市町村で言うと40市町村の中の28市町村がもう既にこの計画を立てて取組を始めているということもあります。郡内と言えば五戸町、階上町、南部町、新郷村、この4町村が既に空き家対策に対しての空家等対策計画を策定しているということでもあります。

その中に空き家バンクというメニューもありまして、本町とは違って国交省の支援を受けての空き家バンクを行って、それを国交省のホームページで閲覧できると。青森県三八、三戸郡で空き家を見つけたいといった方は、国交省のホームページに行けば登録されている4町村の中の空き家バンクを閲覧して、そこに問合せをするということになっている、そういう仕組みらしいです。ですから、本町でやっている空き家バンクとは全く次元が違うものであるということも考えれば、これは取り組むべきではないのかなというふうに思いますので、今総務課長のほうから答弁ありましたので、恐らくこれ以上の答弁はいただけないのかなというふうに思いますので、答弁はいただきませんが、これに関しては期間を設けて、また必ず質問させていただきますので、何とか検討、取組していただけるようお願いしたいと思います。

以上で終わります。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 4 時39分 散会

第6日目 令和3年6月9日(水)

○議事日程

- 第1 議員提案第1号 三戸町議会会議規則の一部を改正する規則案
 - 第2 議案第30号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した三戸町国民健康保険被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例案
 - 第3 議案第31号 三戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例案
 - 第4 議案第32号 三戸町介護保険条例の一部を改正する条例案
 - 第5 議案第33号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
 - 第6 議案第34号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
 - 第7 議案第35号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
 - 第8 議案第36号 令和3年度三戸町一般会計補正予算(第1号)
 - 第9 議案第37号 令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
 - 第10 議案第38号 令和3年度三戸町介護保険特別会計補正予算(第1号)
 - 第11 常任委員会の所管事務調査、請願・陳情審査の結果報告について
 - ・総務文教常任委員会
 - ・民生商工常任委員会
 - ・建設農林常任委員会
 - 第12 常任委員会の閉会中における所管事務調査について
 - 第13 諸般の報告
 - 1. 議長の報告
 - 2. 議会運営委員会視察研修報告
-

○追加議事日程

- 第1 諸般の報告
 - ・町長の報告 報告第4号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を決定することについて)
 - 第2 町長提案理由の説明
 - 第3 議案第39号 三戸町防災行政無線等整備工事に係る工事請負契約の締結について
 - 第4 議案第40号 副町長の選任につき同意を求めることについて
 - 第5 議案第41号 令和3年度三戸町一般会計補正予算(第2号)
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(14人)

- 1番 柳 雫 圭 太 君
- 2番 小笠原 君 男 君
- 3番 和 田 誠 君

4番 越 後 貞 男 君
 5番 乗 上 健 夫 君
 6番 山 田 将 之 君
 7番 栗谷川 柳 子 君
 8番 藤 原 文 雄 君
 9番 番 屋 博 光 君
 10番 千 葉 有 子 君
 11番 久 慈 聡 君
 12番 澤 田 道 憲 君
 13番 佐々木 和 志 君
 14番 竹 原 義 人 君

○欠席議員（0人）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

説 明 員	三 戸 町 長	松 尾 和 彦 君
委任説明員	副 町 長	馬 場 浩 治 君
	参事（税務課長事務取扱）	遠 山 潤 造 君
	参事（住民福祉課長事務取扱）	馬 場 均 君
	参事（総務課長事務取扱）	武 士 沢 忠 正 君
	参事（三戸中央病院事務長事務取扱）	沼 澤 修 二 君
	健康推進課長	太 田 明 雄 君
	会計管理者（会計課長）	井 畑 淳 一 君
	農 林 課 長	極 檀 浩 君
	建 設 課 長	齋 藤 優 君
	まちづくり推進課長	中 村 正 君
	総務課財政指導監	下 村 太 平 君
	三戸中央病院経営改善推進監	松 澤 俊 彰 君
	総務課防災危機管理室長	多 賀 昭 宏 君
	まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北 村 哲 也 君

○農業委員会事務局

説 明 員	会 長	梅 田 晃 君
委任説明員	事 務 局 長	極 檀 浩 君

○教育委員会事務局

説 明 員	教 育 長	慶 長 隆 光 君
委任説明員	事 務 局 長	櫻 井 学 君
	史跡対策室長	奥 山 昇 吾 君

○職務のために出席した事務局職員

事務局長	貝 守 世 光 君
主 幹	櫻 井 優 子 君

午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第1 議員提案第1号 三戸町議会会議規則の一部を改正する規則案

○議長（竹原 義人君）

日程第1、議員提案第1号 三戸町議会会議規則の一部を改正する規則案を議題とします。

本案は、議員全員による発議であります。この改正は、標準町村議会会議規則の一部改正に伴い、議会の欠席事由となる出産について、母性保護の観点から、産前産後の欠席期間を規定するほか、請願者の利便性向上のため、請願手続の押印の義務づけを、署名または記名押印とするものであります。また、一般質問の質問回数について、現行の運営に合わせ、準用する条項を削除するため、規則の一部改正を行うものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議員提案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第30号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した三戸町国民健康保険被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第2、議案第30号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した三戸町国民健康保険被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。補足説明願います。

税務課長。

○税務課長（遠山 潤造君）

議案第30号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した三戸町国民健康保険被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、昨年6月に制定された条例の一部を改正し、昨年度に引き続き、令和3年度におきましても減免措置を実施しようとするものでございます。改正内容は、年度、申請期限などであり、昨年度の制度を継続実施するものとなっております。

具体的な改正箇所について、条例等改正資料1ページの新旧対照表を御覧ください。最初に、第2条第3項では、対象となる保険税を、現行下段の令和2年度分から、改

正案上段では令和3年度分までに改正しております。また、納期限につきましても令和4年3月31日まで1年延長しております。

次に、第3条では、今後納期が到来するものを対象とするため、申請期限を納期限前7日までと明記するとともに、やむを得ない事情がある場合は、これとは別にその期限を定めることができる旨規定しております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第30号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第31号 三戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第3、議案第31号 三戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（馬場 均君）

議案第31号 三戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号カードの再交付手数料については、地方公共団体情報システム機構が定め、当該機構からの委託を受けて市区町村が徴収できる旨の規定が新設されたことにより、町の手数料徴収条例における個人番号カードの再交付手数料に係る規定が不要となったため、当該条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容であります。別表のシの表、行政手続における特定の個人を識別する

ための番号の利用等に関する法律関係手数料、こちらを削除するものであります。
以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）
質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）
質疑を終結します。
討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）
討論を終結します。
これより議案第31号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）
異議なしと認めます。議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第32号 三戸町介護保険条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）
日程第4、議案第32号 三戸町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。
補足説明願います。
健康推進課長。

○健康推進課長（太田 明雄君）
議案第32号 三戸町介護保険条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯もしくは主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる世帯に属する第1号被保険者の介護保険料の減免措置を講ずるため、三戸町介護保険条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容であります。減免対象期間となる納期限の終期を令和3年3月31日から令和4年3月31日に改めるとともに、関係規定の所要の整備を行おうとするものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより議案第32号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第33号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

○議長(竹原 義人君)

日程第5、議案第33号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長(武士沢 忠正君)

議案第33号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について補足説明申し上げます。

本案は、青森県市町村総合事務組合から、組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定に基づく協議の依頼があったことから、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

規約の変更の概要であります。青森県市町村総合事務組合の構成団体である十和田地区食肉処理事務組合が令和3年6月30日をもって解散することを受け、規約から同組合を削るものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(竹原 義人君)

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。
討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。
これより議案第33号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第34号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について

○議長（竹原 義人君）

日程第6、議案第34号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第34号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について補足説明申し上げます。

本案は、青森県市町村職員退職手当組合から、組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定に基づく協議の依頼があったことから、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

規約の変更の概要であります。青森県市町村職員退職手当組合の構成団体である十和田地区食肉処理事務組合が令和3年6月30日をもって解散することを受け、規約から同組合を削るものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。
討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。
これより議案第34号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第34号は原案のとおり可決されました。

**日程第7 議案第35号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること
について**

○議長(竹原 義人君)

日程第7、議案第35号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること
についてを議題とします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。
討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。
これより議案第35号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第36号 令和3年度三戸町一般会計補正予算(第1号)

○議長（竹原 義人君）

日程第8、議案第36号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第36号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第1号）について補足説明申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町一般会計既決予算額64億2,801万8,000円から歳入歳出それぞれ1,075万6,000円を減額し、予算総額を64億1,726万2,000円にしようとするものであります。

歳入から主なものについてご説明いたします。4ページをお願いいたします。15款2項4目農林水産業費県補助金では、県の内示により経営所得安定対策推進事業費補助金12万7,000円を増額しております。

18款1項1目繰入金では1,528万3,000円を減額しております。ふるさと三戸応援基金取り崩し繰入金の減額は、コミュニティ事業助成金の採択により、11ぴきのねこ人形劇公演事業に充てていた200万円を減額するものであります。

20款3項1目雑入では、コミュニティ事業助成金440万円を追加しております。11ぴきのねこ人形劇公演事業、町内会が実施するコミュニティ事業が採択となったものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。初めに、各目に計上いたしました職員人件費の補正について説明をいたします。本年4月1日付の人事異動による職員配置の変動などにより、一般職員を総額2,357万2,000円減額しております。

6ページ、7ページをお願いいたします。2款1項2目財産管理費では764万9,000円を増額しております。12節委託料では、旧三戸ジーンズ駐車場の売却のため、町有地測量業務委託料292万円、土地鑑定委託料22万9,000円を追加しております。4節旧わかば児童館解体工事請負費450万円の追加は、令和3年2月の強風により屋根が破損し、今後の施設利用の見込みがないことから、建物を解体するものであります。

7目企画費では103万円を増額しております。18節コミュニティ事業助成金260万円の追加は、久川町内会、上同心町町内会が実施する秋まつり用備品購入費に対する補助金であります。

12ページをお願いいたします。6款1項3目農業振興費では、18節、経営所得安定対策推進事業費補助金21万9,000円を増額しております。県の内示により、農業再生協議会に対する補助金を増額するものであります。

16ページをお願いいたします。10款2項1目学校管理費では、10節、修繕費60万5,000円を増額しております。令和3年2月の強風により破損した三戸小中学校のテニスコートフェンスを修繕するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。
討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。
これより議案第36号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第37号 令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(竹原 義人君)

日程第9、議案第37号 令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。補足説明願います。
建設課長。

○建設課長(齋藤 優君)

議案第37号 令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)につきまして補足説明申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計既決予算額5,079万2,000円に歳入歳出それぞれ220万6,000円を追加し、予算総額を5,299万8,000円にしようとするものであります。

3ページをお願いいたします。歳入、2款1項1目1節繰入金では、一般会計からの繰入金220万6,000円を増額しております。

4ページをお願いいたします。歳出、1款1項総務管理費、1目一般管理費では、本年4月1日付人事異動の職員配置によりまして、職員人件費220万6,000円を増額しております。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長(竹原 義人君)

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。
討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより議案第37号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第38号 令和3年度三戸町介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(竹原 義人君)

日程第10、議案第38号 令和3年度三戸町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。補足説明願います。

健康推進課長。

○健康推進課長(太田 明雄君)

議案第38号 令和3年度三戸町介護保険特別会計補正予算(第1号)について補足説明申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町介護保険特別会計既決予算額17億8,897万3,000円に歳入歳出それぞれ167万6,000円を追加し、予算総額を17億9,064万9,000円にしようとするものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。3ページをお願いいたします。7款1項1目繰入金では、職員給与費繰入金59万5,000円を減額し、事務費等繰入金を206万1,000円、介護保険給付費準備基金取り崩し繰入金を21万円増額しております。

次に、歳出についてご説明いたします。4ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費、12節、介護保険システム改修委託料209万円は、本年8月からの高額介護サービス費及び特定入所介護サービス費の見直しに伴う介護報酬改定に対応するためのシステム改修委託料であります。

以上で補足説明を終わります。よろしくご説明いたします。

○議長(竹原 義人君)

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第11 常任委員会の所管事務調査、請願・陳情審査の結果報告について

○議長（竹原 義人君）

日程第11、常任委員会の所管事務調査、請願・陳情審査の結果報告についてを議題とします。

本件について、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

6番、総務文教常任委員会委員長、山田将之君。

○総務文教常任委員長（山田 将之君）

去る3月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、5月21日委員会を招集、総務課防災危機管理室長のほか関係職員の出席を求め、消防団の管理運営状況について調査いたしました。その結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和3年6月9日、総務文教常任委員会委員長、山田将之。

○議長（竹原 義人君）

次に、民生商工常任委員会委員長の報告を求めます。

8番、民生商工常任委員会委員長、藤原文雄君。

○民生商工常任委員長（藤原 文雄君）

去る3月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、5月18日委員会を招集、保育関連施設の管理運営状況について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

また、今定例会において本委員会に付託された陳情を審査するため、6月4日委員会を招集、審査の結果、陳情第2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情については採択であります。

以上で報告を終わります。令和3年6月9日、民生商工常任委員会委員長、藤原文雄。

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

陳情に対する委員長の報告は次のとおりです。陳情第2号は採択であります。委員

長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり陳情第2号は採択と決定しました。

次に、建設農林常任委員会委員長の報告を求めます。

11番、建設農林常任委員会委員長、久慈聡君。

○建設農林常任委員長(久慈 聡君)

去る12月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、5月14日委員会を招集、建設課長のほか関係職員の出席を求め、町公共工事及び町道の管理運営状況について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和3年6月9日、建設農林常任委員会委員長、久慈聡。

日程第12 常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長(竹原 義人君)

日程第12、常任委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

日程第13 諸般の報告

1. 議長の報告

○議長(竹原 義人君)

日程第13、諸般の報告を行います。

議長の報告は、会議等に出席しました状況をお手元に配付しておりますので、ご了承ください。

2. 議会運営委員会視察研修報告

○議長(竹原 義人君)

次に、議会運営委員会視察研修の報告を求めます。

7番、栗谷川柳子君。

○7番（栗谷川 柳子君）

議会運営委員会の視察研修についてご報告を申し上げます。

研修の概要につきましては、お手元に配付しております議会運営委員会視察研修報告のとおりでありますので、報告に代えさせていただきます。

令和3年6月9日、議会運営委員会、栗谷川柳子。

○議長（竹原 義人君）

10分後再開予定をもって休憩します。

（午前10時33分）

休 憩

（午前10時40分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程の提出

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

ただいま町長から報告第4号及び議案第39号から議案第41号が提出されました。これを日程に追加し、議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。報告第4号及び議案第39号から議案第41号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案を朗読させます。

○議会事務局長（貝守 世光君）

第496回三戸町議会定例会追加提出議案を朗読いたします。

報告第4号 専決処分した事項の報告について（和解及び損害賠償の額を決定することについて）。

議案第39号 三戸町防災行政無線等整備工事に係る工事請負契約の締結について。

議案第40号 副町長の選任につき同意を求めることについて。

議案第41号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第2号）。

以上、4件でございます。

○議長（竹原 義人君）

朗読させました議案を上程します。

追加日程第1 諸般の報告

1. 町長の報告

○議長（竹原 義人君）

追加日程第1、諸般の報告を行います。

町長から報告第4号について報告があります。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

初めに、報告第4号 専決処分した事項の報告について申し上げます。

去る令和3年2月25日午後零時頃、運転者が斗内字菅田地区の公衆用道路を走行中、横断側溝とアスファルト路面との段差で、バンパーを損傷する事件が発生いたしました。

本事件については、相手方に損害を与えたことによる国家賠償法上の損害賠償の責任が当町に生じることとなりました。

現在損害賠償については示談により終了しておりますが、損害賠償の額を2万6,565円と決定することについて専決処分をしたものであり、地方自治法第180条第2項の規定により、議会へ報告するものであります。

追加日程第2 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

追加日程第2、上程いたしました追加議案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、追加提案いたします議案につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第39号 三戸町防災行政無線等整備工事に係る工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、老朽化が進む既設防災行政無線について、アナログ同報系設備のデジタル化及び移動系設備の更新を行うことで、当町における災害時などの情報伝達手段の確実性と安定性の向上を図ることを目的として、防災行政無線の全面改修工事を実施しようとするものであります。

去る5月27日に条件付一般競争入札を執行した結果、日本電気株式会社青森支店が落札いたしましたので、4億5,803万1,200円により工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第40号 副町長の選任につき同意を求めることについて申し上げます。

本案は、馬場浩治氏を三戸町副町長として再任いたしたく提案するものであります。

馬場氏は、昭和53年に三戸町職員として採用されて以来、教育委員会事務局社会教

育課を皮切りに、企画振興課、総務課、保健課、住民福祉課、議会事務局において、平成26年3月までの36年間、町職員として精勤されました。

この間、平成18年からは住民福祉課長として、平成20年からは議会事務局長として、平成22年には参事として、そのリーダーシップを遺憾なく発揮され、町の重要施策の中核を担ってこられました。

町職員退職後の平成26年4月から平成29年6月までは、社会福祉法人恵心会の理事を務められ、その後平成29年7月から三戸町副町長として、その豊富な知識と経験に基づいた豊かな発想力と確かな行動力を遺憾なく発揮され、今日までその大任を務められてきたところであります。

ただいま申し上げましたとおり、馬場氏は人格、識見ともに優れ、副町長、役場職員としての豊かな経験と知識を備えるとともに、まちづくり、地域活性化への情熱に満ちた方であります。

副町長として最適任者であると存じますので、何とぞ全会一致にてご同意を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第41号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。本案は、令和3年度三戸町一般会計既決予算額64億1,726万2,000円に歳入歳出それぞれ1,072万1,000円を追加し、予算総額を64億2,798万3,000円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、低所得の子育て世帯に児童1人当たり5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金事業のほか、令和4年度のさんのへ秋まつりに向けた山車組等の活動を支援する、さんのへ秋まつり山車組等持続化支援金を追加しようとするものであります。

以上で追加提案理由の説明を終わります。

追加日程第3 議案第39号 三戸町防災行政無線等整備工事に係る工事請負契約の締結について

○議長（竹原 義人君）

追加日程第3、議案第39号 三戸町防災行政無線等整備工事に係る工事請負契約の締結についてを議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第39号 三戸町防災行政無線等整備工事に係る工事請負契約の締結について補足説明申し上げます。

本案は、災害時などにおける情報伝達手段の確実性と安定性の向上を図るとともに、国電波基準の改正へ対応することを目的として、既設防災行政無線設備の更新を実施しようとするものであります。

去る5月27日、参加業者4者による条件付一般競争入札を実施した結果、日本電気株式会社青森支店、支店長、白坂祥一を落札者と決定いたしましたので、契約の金額4億5,803万1,200円により、同者と工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。
栗谷川君。

○7番（栗谷川 柳子君）

確認ですが、先日報道にありましたような、入札の執行に当たり入札者間の談合の有無等なかったということで、確認が取れての決定ということで間違いはないでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

談合の調査をした結果、そのような事実はないということで、落札者の決定をしております。
以上でございます。

○12番（澤田 道憲君）

先ほど説明がありましたが、契約の方法で条件付一般競争入札とあるのですが、その条件つきというのは具体的にはどういうことなのか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

こちらの条件付一般競争入札の内容でございますが、一般競争入札ということであれば、無条件で全国の業者が参加できるというものとなります。条件つきというところについては、青森県内に本支店、営業所がある業者であること、そして過去10年間において同種の工事、防災行政無線の工事等々の元請としての経験を有する者などという条件を付して参加者を募集したものであります。
以上でございます。

○6番（山田 将之君）

今の工事の設計委託の部分で、昨年度恐らく入札がされていたと思うのですが、予定価格が840万円程度の価格に対して、25万円で落札をしていたと思うのですが、その設計で今のこの契約金額がはじかれるかと思うのですが、大きく変わるような設計変更等、内容確認はしていますか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

設計については、変更等はしておりません。当初のままで入札を執行しております。

○6番（山田 将之君）

すみません。質問の意図がちょっと伝わらなかったのですが、今のこの契約金額4億5,000万円、その設計で多分はじかれたと思うのですが、この金額が大きく変わるような設計ではないのか。設計の委託したものが納品されたと思うのですが、その内容はちゃんと確認して、この工事を発注したのかということですか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

設計の結果の精査をしているかという意味でよろしいでしょうか。であれば、今回内容の確認のほうを職員のほうが行っております、入札に参加する業者さんからも

質問をいただいたりしております。そういったところの対応をするために、設計の内容の精査を事前にやった上での入札ということで行っております。

○6番（山田 将之君）

であれば、今回の4億5,830万1,200円というのは、大きく変わることはないということ間違いありませんか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

現在のところ、まだ工事に着手していませんので、取りあえずはこの金額の契約ということになるかと思えます。ただ、実際現場のほうを施工するに当たりまして、当初予定していたものより個数が増えるとかという状況にありましては増額する、もしくは減額する可能性がございます。

以上でございます。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第39号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第39号は原案のとおり可決されました。

追加日程第4 議案第40号 副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（竹原 義人君）

追加日程第4、議案第40号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。馬場副町長の退席を求めます。

（副町長 馬場浩治君 退場）

○議長（竹原 義人君）

これより質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより議案第40号を採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第40号はこれに同意することに決定しました。

馬場副町長の入場を求めます。

(副町長 馬場浩治君 入場)

追加日程第5 議案第41号 令和3年度三戸町一般会計補正予算(第2号)

○議長(竹原 義人君)

追加日程第5、議案第41号 令和3年度三戸町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長(武士沢 忠正君)

議案第41号 令和3年度三戸町一般会計補正予算(第2号)について補足説明申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町一般会計既決予算額64億1,726万2,000円に歳入歳出それぞれ1,072万1,000円を追加し、予算総額を64億2,798万3,000円にしようとするものであります。

歳入から主なものについてご説明いたします。3ページをお願いいたします。14款2項2目民生費国庫補助金では、子育て世帯生活支援特別給付金に係る補助金1,000万円を追加しております。低所得の子育て世帯に対し、児童1人につき5万円を給付するもので、全額が国費で措置されるものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。4ページ、5ページをお願いいたします。3款2項1目児童福祉総務費では1,000万1,000円を増額しております。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活支援のため、給付金を給付するものであります。児童1人につき5万円を給付する子育て世帯生活

支援特別給付金と給付に係る事務費を追加するものであります。

7款1項2目観光費では、さんのへ秋まつり山車組等持続化支援金72万円を追加しております。令和3年度のさんのへ秋まつりが中止となり、令和4年度の祭りの開催に向けた山車組等の活動を支援するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

佐々木君。

○13番（佐々木 和志君）

5ページ、7款1項2目のさんのへ秋まつり山車組等持続化支援金に関して質問いたします。

今回の事業に対する考え方とか趣旨には賛同するものでありますけれども、去年も同等の質問を行ったのですけれども、今年秋まつりが正式に中止ということになり、2年間祭りが行われない。来年度、秋まつりが前のように行われるように、今回こういう支援をするわけですけれども、できるのであれば、これに併せて、来年の秋まつりが盛大に行われるように、秋まつりの内容をさらに充実する、もしくは他のイベントを考える等の取組を、町のほうとして、また観光協会等の関係機関と協議をして、今のうちから取り組んでいっていただきたいということでありまして。来年の祭りを何とかしようというふうなことを考えれば、来年度の当初よりは、今のうちからそれをきちんと協議していくぐらいの時間はかけなければいけないのかなというふうに考えます。

あわせて、秋まつりだけではなくて、その他去年から今年中止になった、もしくはなるかもしれないという行事、イベントに関しても所管の課で、それが来年度また盛り上がり盛んに行われるような取組を協議していただきたいというふうに思います。

まずは、さんのへ秋まつりに関して、そういうふうな取組をしていただけるかどうかということについて答弁お願いしたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

秋まつりの山車組への支援ということでございます。昨年、そしてまた今年と秋まつりを開催しないということになりました。これは、全て新型コロナウイルス感染症の蔓延の状況あるいはワクチン接種の状況、そういったものを鑑みての各団体でのまず判断だったというふうに思っています。町としては、伝統も引き継いでいる秋まつりについては特に、また必ず復活をしてほしいという思いは非常に強く持っているものでございます。そのための手段というものについては、町としてもしっかりと検討していかなければならないとも考えております。

ただしかし、来年度の当初予算という話になりますと、まだ残念ながら、ワクチン接種が進んでいく状況がどうなっていくのか、そしてまたその際に国のほうで第一種法定の伝染病という、そういったくくりのところもどう変わってくるのか、まだまだ見通せないところもあります。なので、そういった様々な情報をできるだけ早く収集をするよう努めながら、さんのへ秋まつりの復活には力を入れていきたいというふうに考えてございます。

○13番（佐々木 和志君）

恐らく私の考えに沿った答弁だったのだろうと思いますけれども、まず趣旨は先ほど申し上げたとおりで、当初予算にのせる、のせないではなくて、来年度そういう祭り等が盛大に行われるための取組をしてください。仮にそれが関係機関のほうからアイデアが出たのであれば、柔軟に対応して予算措置をしてください。いずれにしても、2年間時間が空いたわけですから、以前のような祭り、もしくはそれ以上の祭りにするということが最終的な目的でありますので、そこさえ分かっていたいただければ、特にしつこくは言いませんけれども、よろしくお願ひしたいということと。

ちょっと1つ追加でお願ひしたいのは、去年祭りが中止になって、今年も中止になるということで、町内によってはおはやしの練習をして、おはやしを経験した子供たちもいますけれども、地区によってはそれもなく、祭りでのおはやしを経験しないで卒業する子供たちがいたということで、一概に全ての子供たちがそれを望んでいるかどうかというのは分かりませんが、できればそういう子供たちが高校生に行っても、今年、来年おはやしの練習をして、それを披露できるような場を設けていただければいいのかなと。それをさんのへ秋まつりの期間中に設けて、これは本当の例えの例ですけれども、前夜祭を開催して、それに対する予算措置をして、その中で今年、去年、たたけなかった子供たちがおはやしをやるということもあるのです。そういう辺りも併せて協議していただければなというふうに思います。さっきの答弁が多分そういう答弁だったのだろうなというふうに思いますので、特に答弁は求めませんが、もし違っているというのであれば、もう一回お願ひします。

○町長（松尾 和彦君）

違っているわけではありません。佐々木議員に対して答弁したのは、受けられていることと同じというふうに思っております。ただ、答弁を要らないというふうな話をされても、これは双方にとってあまり都合のいい話ではないと思っておりますので、改めて答弁をさせていただきますが、今回山車組の皆さん、観光協会を主体にして、いろいろ相談をした際にも、おはやしの練習、昨年は2つの町内でやることができました。ただ、今回は昨年のことを受けて、山車組の皆さんも練習であるとか、様々工夫をしていきたいという意向は伺っております。そういった意味も含めての山車組の支援金ということで、まずは町のほうもいろいろと協力をしていくと。

そしてまた、今年で2回目、2年目の中止ということになりました。新たに開催するに当たっては、多額の寄附というのを各町内で集めたり、いろんな作業というのが、山車を運行するまでに非常に大事な部分がございます。ですので、そういったところも、もしかしたらうちの町内はできないなというところも出てくるやもしれないというふうな危機感も実は持っています。ですから、お祭りの運行、また山車を出す町内それぞれの考え方を、いろんなアイデアをしっかりといただきながら、町とすれば全面的にバックアップできるような形を模索していきたいというふうに考えてございます。

○6番（山田 将之君）

同じさんのへ秋まつり山車組等持続化支援金について質問なのですが、昨年度と同じ額の支援金になっていると思います。昨年度の実績等を考慮した上でのあれなのかなとは思いますが、山車を制作した町内会から、赤字だった、このままでは去年と同じようなことはできないのかなという声をちょっと聞いたもので、そういったところで同じ額になった根拠というか、理由というか、そういったところをよろしくお願ひ

いたします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

お答えいたします。

昨年度も各町内会に10万円を7町内会にお出ししております。内訳のほうでは、議員おっしゃいましたとおり、1町内会が山車の制作とお披露目会をいたしております。それ以外のところでいけば、おはやしの練習にお使いになったり、あとは山車を制作するための人形、あとは備品等の購入に充てたというところで報告を受けてございます。

山車を出された町内会につきましては、様々な工面をして出したというところで、同じ10万円という金額の中で、それぞれ工夫してやっていただいたものと考えてございます。そのときに、昨年度購入したものについては、来年の山車を出せるようにするために必要なものを購入したと考えてございます。今年度も残念ながら引き続き、2年続けて山車を出すことができないとなった場合に、改めてまた何かを買うというところにつきましては、さほどないのかなというところを考えておりまして、町でお願いしたいところは、まず2年続けておはやしの練習ができなくなることによって、令和4年度にスムーズに山車の運行ができるようにという、おはやしのところを重点的に考えていただきたいというところで、山車の備品とか、そういうところがメインになるかどうかは、各町内会の事情があるかと思いますが、そういう気持ちを込めて10万円と、昨年度と同様の金額を設定したものでございます。

皆さんのところで山車を制作をして、おはやしの披露というところまでいくのが本来であればベストなのかもしれませんが、それも町内会のほうではかなわないところだとは思いますが、まずは、おはやしのほうの練習等にメインに使っていただけるようにということで、昨年度の金額と同様の10万円ということを設定いたしました。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

理由等は理解しました。おはやし等に使っていただければという町の考えということですね。であれば、山車を制作するか否かというのは、各町内会で工面してやっていただければという考えということで。了解しました。

○7番（栗谷川 柳子君）

私も、さんのへ秋まつりの持続化支援金についてなのですが、今佐々木議員、山田議員からも質問がありましたけれども、やはり去年祭りを開催できないといった時点で、八戸市なんかはおはやしのお披露目会をやっていて、地域の皆さんもおはやしだけでも見ることができて、聞くことができて、非常にそれだけでも心強いというか、そういったことが八戸では行われていますということをお話した記憶があります。

今説明がありましたように、三戸町でも今後もお祭りを出していけるように、おはやしを重点に続けられるような取組をしていただきたいための持続化支援金ということで説明を聞きました。であれば、本来であれば山車を出している町内会がおはやしを披露できるような、でも感染の対策はできるような、町民の皆さんにもそれをPRできるような何か企画を考えてはいかがかと思うのですが、お考えをお聞かせください。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

おはやしを披露する何か企画をというご質問かと思えます。当町のほうでも、今回持続化支援金を交付するに当たりまして、何かできるものはないかというところで検討いたしました。その際に、中でも出たのは、何か集めて企画をしたらいいかなというのもあったのですが、やはり根底にはコロナ禍というのがありまして、各町内会でおはやしの練習をしてくださいということも人を集めてやるということで、本当にいいのかなというところでちゅうちょしているというのがございます。それを町が一斉に集めて、ではやりましようとなった場合に、おはやしをする人だけではなくて、それを見に来るお客さんであったり、それが町外の方であったり、県外の方であったりということであれば、人を呼ぶ機会にもなってしまうので、感染が拡大するリスクというのがちょっと高まってしまふのかなというところもありまして、今回はそういうような企画というのは今はまだ無理なのではないかと。

ただ、昨年度1町内会のほうでおはやしを、例えば車庫の中でやるとか、外でやるとかという感染の対策も十分に取っていただいて実施していただいた町内会もでございます。そのようにして、伝統を絶やさないようにという取組をされている町内会もございますので、ぜひとも今年度は各町内会のほうで太鼓をたたいて、笛を鳴らす、声を出すというものは十分配慮した上で行っていただきたいというところで持続化支援金を各町内会に支給したいというふうに考えたものでございます。ご理解いただきたいと思えます。

○7番（栗谷川 柳子君）

非常に悩ましい、ご検討されているのは非常に理解できました。ありがとうございます。

○2番（小笠原 君男君）

確認の意味で、もう一度お聞きしたいのですけれども、3款民生費でございます。子育て世帯生活支援特別給付金の給付はいつ頃から始まるのか、まずそのスケジュールをもう一度お聞きしたいと思います。

○住民福祉課長（馬場 均君）

今回の給付金の給付の開始時期でございますけれども、8月中旬をめぐりまして事務のほうを進めたいというふうに考えておりまして、今のところの予定といたしましては7月の下旬に申請の不要の支給の対象者の方、こちらのほうへの通知、それから8月上旬に申請を必要とする対象者の方、こちらの方の申請の受付の開始をするということで、8月中旬頃から給付のほうを開始したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより議案第41号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第41号は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長(竹原 義人君)

以上で本定例会に付された事件は全部終了しました。閉会に当たり、町長からご挨拶があります。

町長。

○町長(松尾 和彦君)

第496回三戸町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月4日に開会いたしましたこのたびの定例会におきましては、各議案につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりに御議決を賜り、本日閉会の運びに至りました。誠にありがとうございます。

会期中、議員の皆様から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分にこれを尊重し、今後の町行政の施策に反映させ、検討を加えながら町政運営に当たっていく所存であります。

さて、本会議において、コロナ対策の追加事業として、子育て世帯生活支援特別給付金事業のほか、さんのへ秋まつり山車組等持続化支援金の補正予算などを計上いたしました。これまでこのコロナ禍の中においても持続可能なまちづくりの実現と町民の生活支援、町経済の維持のため、各種施策に積極的に取り組んでまいりました。現在のところ、高齢者の皆様を対象といたしましたワクチンの接種も順調に進んでおり、今月末からは64歳以下の方への接種が開始されることとなっております。今後は、ワクチン接種の取組を第一義とし、コロナ後の未来を見据え、町民の皆様、議員の皆様、さきの臨時議会において選任されました慶長教育長、また今議会において再任されました馬場副町長、そして役場職員一同のチーム三戸一丸となってこの難局を乗り切っていけるよう、皆様のご協力とお力添えをいただきたいと思います。

結びに、いよいよ盛夏に向かいます折から、議員の皆様におかれましては、今後とも感染症対策には十分ご留意の上、切にご自愛くださるようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長(竹原 義人君)

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。第496回三戸町議会定例会を閉会します。

午前11時25分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

三戸町議会 議 長

署名議員

署名議員
